

国東市地域防災計画

(風水害等対策編)

国東市防災会議

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1部 総則 | 1 |
| 第1章 計画の目的 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格と内容 | 1 |
| 第3節 計画の理念 | 2 |
| 第4節 計画の位置づけ | 3 |
| 第5節 計画の修正 | 4 |
| 第6節 計画の周知 | 4 |
| 第2章 国東市の地勢 | 5 |
| 第1節 地形・地質 | 5 |
| 第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方 | 6 |
| 第3節 土地利用等社会条件 | 7 |
| 第4節 気候 | 7 |
| 第3章 災害とその特性 | 8 |
| 第1節 大雨・集中豪雨・台風災害 | 8 |
| 第2節 季節風 | 8 |
| 第3節 突風 | 8 |
| 第4節 その他の災害 | 9 |
| 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 10 |
| 第5章 被害の想定 | 15 |
| | |
| 第2部 災害予防 | 17 |
| 第1章 災害予防の基本方針等 | 17 |
| 第1節 災害予防の基本的な考え方 | 17 |
| 第2節 災害予防の体系 | 19 |
| 第2章 災害に強いまちづくり | 20 |
| 第1節 被害の未然防止事業 | 21 |
| 第2節 災害危険区域の対策 | 24 |
| 第3節 防災施設の災害予防管理 | 26 |
| 第4節 防災環境整備 | 27 |
| 第5節 建築物の災害予防 | 28 |
| 第6節 農林水産物の災害予防 | 29 |
| 第7節 防災研究の推進 | 30 |
| 第8節 水災防止対策の実施 | 31 |
| 第9節 減災対策協議会 | 32 |
| 第3章 災害に強い人づくり | 33 |

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 第1節 | 自主防災組織 | 34 |
| 第2節 | 防災訓練 | 39 |
| 第3節 | 防災教育 | 41 |
| 第4節 | 消防団・ボランティアの育成・強化 | 46 |
| 第5節 | 要配慮者の安全確保 | 48 |
| 第6節 | 市民運動の展開 | 53 |
| 第4章 | 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 | 54 |
| 第1節 | 初動体制の強化 | 56 |
| 第2節 | 活動体制の確立 | 58 |
| 第3節 | 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 | 61 |
| 第4節 | 救助物資の備蓄 | 64 |
| 第3部 | 災害応急対策 | 66 |
| 第1章 | 災害応急対策の基本方針等 | 66 |
| 第1節 | 災害応急対策の基本方針 | 66 |
| 第2節 | 市民に期待する行動 | 67 |
| 第3節 | 災害応急対策の体系 | 69 |
| 第2章 | 活動体制の確立 | 70 |
| 第1節 | 組織 | 70 |
| 第2節 | 動員配備 | 72 |
| 第3節 | 通信連絡手段の確保 | 77 |
| 第4節 | 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達 | 79 |
| 第5節 | 災害情報・被害情報の収集・伝達 | 80 |
| 第6節 | 災害救助法の適用及び運用 | 82 |
| 第7節 | 広域的な応援要請・応援活動 | 86 |
| 第8節 | 自衛隊の災害派遣体制の確立 | 90 |
| 第9節 | 技術者、技能者及び労務者の確保 | 96 |
| 第10節 | ボランティアとの連携 | 99 |
| 第11節 | 帰宅困難者対策 | 102 |
| 第12節 | 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給 | 103 |
| 第13節 | 交通確保 | 104 |
| 第14節 | 緊急輸送 | 107 |
| 第15節 | 広報活動・災害記録活動 | 111 |
| 第3章 | 生命・財産への被害を最小限とするための活動 | 113 |
| 第1節 | 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 | 113 |
| 第2節 | 火災に関する情報の収集・伝達 | 115 |
| 第3節 | 水防 | 117 |
| 第4節 | 避難の勧告・指示及び誘導 | 123 |
| 第5節 | 救出救助 | 128 |

| | | |
|------|-----------------------|-----|
| 第6節 | 救急医療活動 | 131 |
| 第7節 | 消防活動 | 133 |
| 第8節 | 二次災害防止活動 | 134 |
| 第9節 | 火山対策 | 136 |
| 第4章 | 被災者の保護・救護のための活動 | 138 |
| 第1節 | 避難所運営活動 | 138 |
| 第2節 | 避難所外被災者の支援 | 143 |
| 第3節 | 食料供給 | 144 |
| 第4節 | 給水 | 147 |
| 第5節 | 被服寝具その他生活必需品供給 | 149 |
| 第6節 | 医療活動 | 152 |
| 第7節 | 保健衛生活動 | 153 |
| 第8節 | 廃棄物処理 | 155 |
| 第9節 | 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬 | 156 |
| 第10節 | 住宅の供給確保等 | 160 |
| 第11節 | 文教対策 | 163 |
| 第12節 | 社会秩序の維持・物価の安定等 | 166 |
| 第13節 | 義援物資の取扱い | 167 |
| 第14節 | 被災動物対策 | 168 |
| 第5章 | 社会基盤の応急対策 | 169 |
| 第1節 | 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策 | 169 |
| 第2節 | 道路、河川、港湾、漁港の応急対策 | 170 |
| 第3節 | 農林水産業に関する応急対策 | 171 |
| 第6章 | 災害応急対策 | 176 |
| 第1節 | 海上災害応急対策 | 176 |
| 第2節 | 航空機事故対策 | 178 |
| 第3節 | 消防活動 | 179 |
| 第4節 | 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策 | 181 |
| 第5節 | 放射性物質事故対策 | 183 |
| 第6節 | 原子力災害対策 | 187 |
| 第7節 | 大分県中北部沿岸海域災害対策実施要綱 | 200 |
| 第4部 | 災害復旧・復興 | 203 |
| 第1章 | 災害復旧・復興の基本方針 | 203 |
| 第2章 | 公共土木施設等の災害復旧 | 204 |
| 第3章 | 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 | 205 |
| 第1節 | 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 | 205 |
| 第4章 | 被災者支援に関する各種制度の概要 | 207 |
| 第1節 | 経済・生活面の支援 | 207 |

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 第2節 | 住まいの確保・再建のための支援 | 212 |
| 第3節 | 農林漁業・中小企業・自営業への支援 | 219 |
| 第5章 | 激甚災害の指定 | 225 |
| 第1節 | 激甚災害指定の手続 | 225 |
| 第2節 | 特別財政援助 | 229 |

第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、国東市における災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、風水害等によって発生する災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、関係防災機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障害者などの参画に配慮するものとする。

- (1) 国東市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 各種災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

この計画は、添付資料を作成し、一体として効果的な活用を図るものとする。

第3節 計画の理念

「国東市民の生命、身体及び財産をすべての災害から守る」という防災の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

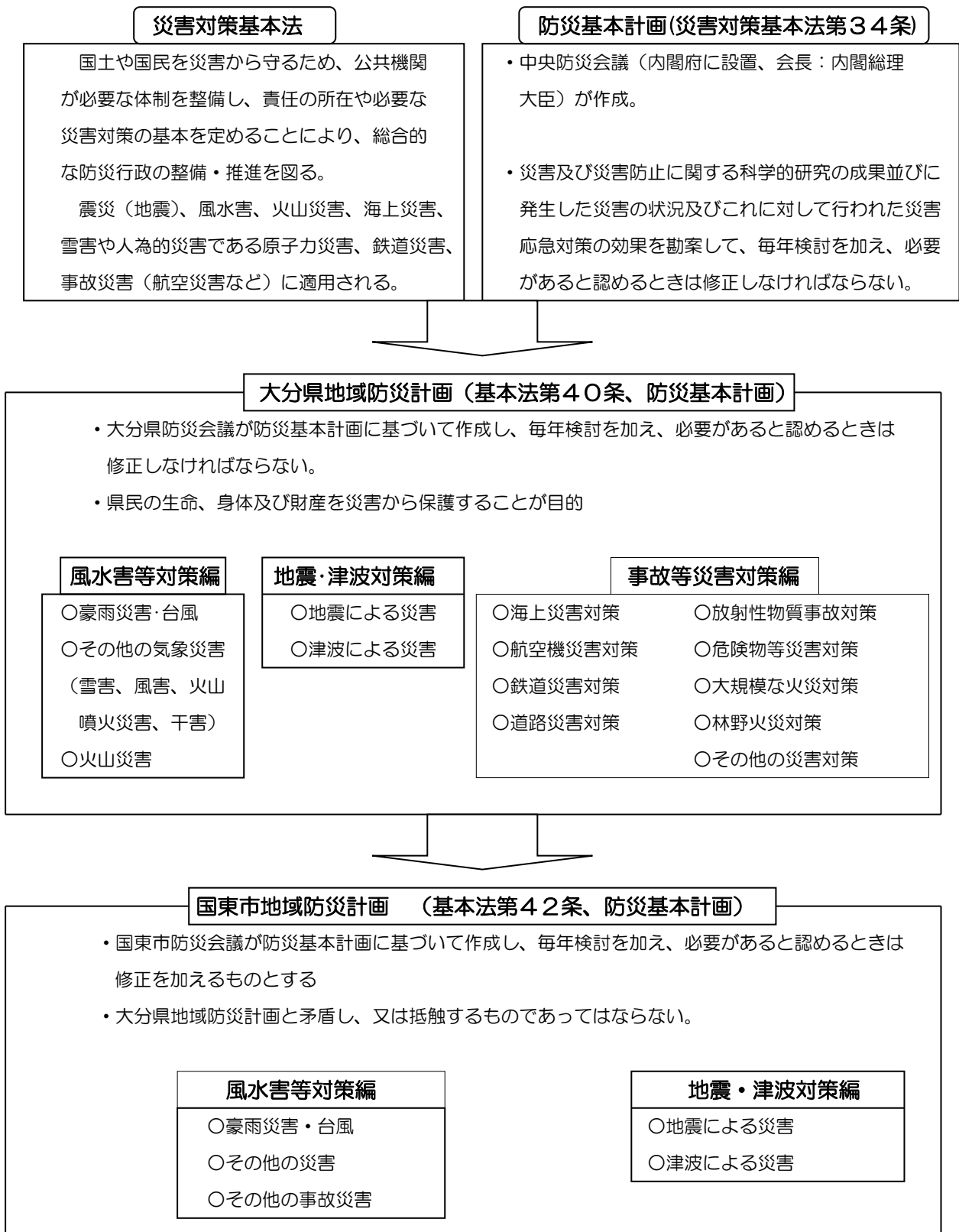
- (1) すべての災害に強いまちづくり
- (2) すべての災害に強い人づくり

2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- (1) 初動体制の確立
- (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための応急活動の展開
- (3) 被災者の保護及び救援のための応急活動の展開
- (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

3 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民に広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 国東市の地勢

第1節 地形・地質

国東半島の地形は、両子山（標高 721m）を中心とした半径 15km の同心円状の等高線をもって、ゆるやかに広がっている。中心から谷は放射状に向かって伸びているが、その密度は小さく、ゆるやかな尾根がこれまた四方へ延びて末端に近づくと、その上部の平坦面は広がり、果樹園や農耕地となっている。

地質は、「日本の地質 9 九州地方(1982)」によれば、周辺の地質は、第四紀系から新第三紀系ではあるが、おおむね第四紀・完新世の①河川性堆積物、②崖錐性堆積物、更新世の③旧段丘堆積物、及び④両子火山凝灰角礫岩が分布する。また、調査では主に第四紀・完新世の②崖錐性堆積物と更新世の④両子火山凝灰角礫岩が分布している。



第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

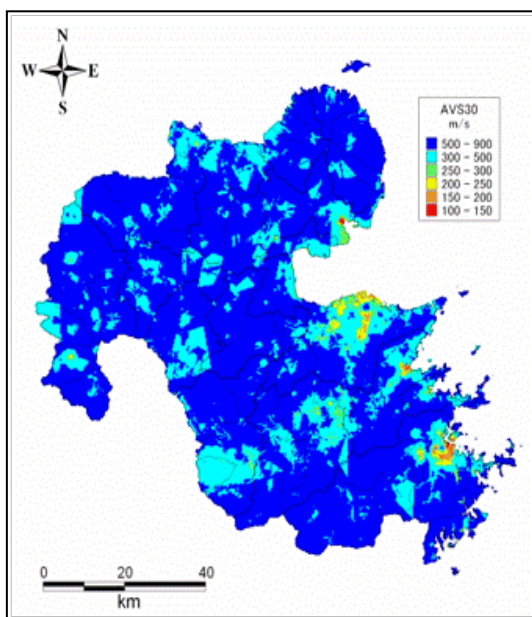
(1) 災害の素因（地盤環境）

- 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。
- 災害に対応する場合は、特に自然環境を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

(基本的な視点の例)

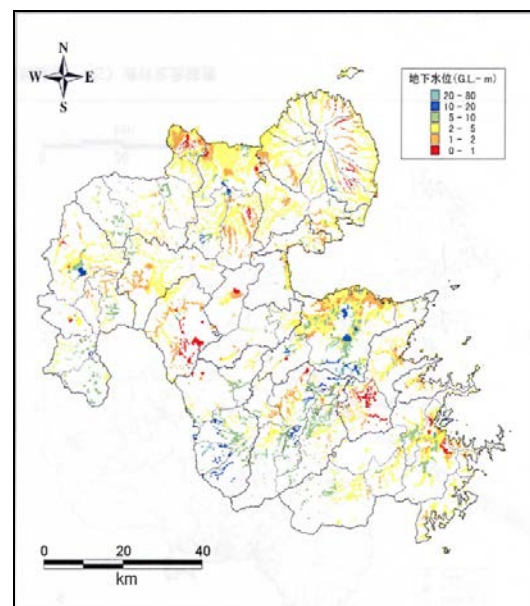
- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- ・長時間揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

(参考関連図)



表層地盤モデル（AVS30）図

（AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる）



地下水位の状況

(2) 災害の誘因（地震環境）

- 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

2 災害に対する基本的な考え方

- 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、それらの認識を持つことが重要である。
- 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろいろな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

第3節 土地利用等社会条件

平成30年において、地目別には、総面積の55.0%が山林で占められており、耕地は12.0%、宅地が2.8%、その他30.2%であり、緑豊かな環境が広がっている。

平坦部は、伊予灘、周防灘に面し豊かな漁場をいかした20箇所の漁港が整備されている。あわせて、耕地を利用した農業地域となっている。

第4節 気候

国東市は比較的温暖な瀬戸内海型気候に属し、令和元年の年間平均気温は16.9℃、年間降水量は1,354mmである。（国見地域気象観測所）

快晴日数の多い寡雨地帯に属し、瀬戸内の特色を示している。多雨期は、梅雨時の6月、7月と台風期の8月で年間の約2分の1、また10月～2月の冬期は少雨となっている。降霜は11月下旬、積雪は年間5日前後で、きわめて温暖な気候である。

第3章 災害とその特性

第1節 大雨・集中豪雨・台風災害

1 大雨・集中豪雨

大雨は、6月から10月にかけて発生しているが、特に梅雨期間に多く、低気圧が対馬海峡か朝鮮半島南部付近にあって、これからの前線が東南東に伸びている場合に降ることが多く、この場合には前線上に雷が発生することも多い。

また、前線が北から南にゆっくり移動するとき又は前線上に数個の強い雨域があって、西から東に移動しているときに大雨の降ることが多い。強雨の降っている幅は、非常に狭く南北30km～70km、東西の長さは200kmくらいである。降雨の強度が強くなれば強くなるほど降雨幅は狭くなり、集中豪雨となる。これらの大雨が降っているところは、フィリピン東方海上又はその付近に台風あるいは弱い熱帯低気圧が存在していることが多い。

2 台風

(1) 九州西方海上を通過する場合

7、8月の盛夏期に多くかつ勢力が強く、台風の接近に伴う風向きは、東→南東→南→南西→西に変化し、南のときが最も強い。台風の危険半円内に入るため、風害が大きい。

また、進行速度が遅く、長時間にわたり暴風雨にみまわれることがある。

(2) 九州を北上する場合

夏型が多く、経路の東側での風向きは、東→南東→南→南西→西に変化し、最も強い風は地形にも影響されるが経路の東側では南より（南東→南）、西側では北より（北東→北西）となる。

(3) 九州を斜断して北東進する場合

九州襲来の台風のうち、この経路が最も多い。台風の接近に伴い風向きは、経路の北側では、南東→東北東→北→北西、南側では東→南東→南→南西に変化する。台風の前面の九州付近に前線がある場合が多く、暴風と豪雨が広範囲に起こり、風水害にみまわれることが多い。

(4) 九州の東側を通過する場合

台風が四国あるいは豊後水道から中国西部に上陸した場合にも被害が発生するときがある。接近に伴い風向きは、東→北東→北→北西に変化する。台風の可航半円になるので風は弱い、勢力が強いと風害、水害が起こる場合がある。

第2節 季節風

11月から4月にかけて北部や西部沿岸地方に現れるが、特に12月と1月が強い。

第3節 突風

季節風と異なり、局地的に発生し、吹く時間も短い。冬期における突風は風速30m以上になることがあり、時として家屋倒壊等の大きな災害をもたらす。

第4節 その他の災害

産業経済の急激な進展に伴い生活様式が多様化し、火災の内容も複雑化の傾向にあるが、火災の原因は取扱い者の不注意によるものが多い。火災の種類では林野火災が大部分で、次が建物火災となっている。

また、近年の異常気象によって梅雨期や台風期に雨が少なく、農業用水の不足によって農作物への被害が発生している。

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 国東市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 国東市防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事。
- (5) 被害状況の調査報告に関する事。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関する事。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関する事。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (11) その他防災に関し、所掌すべき事。

2 県の機関

県は、国東市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ国東市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- (1) 大分県防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、県の地域に係る防災の推進を図ること。
- (3) 被害状況の収集調査に関する事。
- (4) 水防その他の応急措置に関する事。
- (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- (6) 県営ダム等の防災管理に関する事。
- (7) 緊急輸送車両の確認に関する事。
- (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関する事。
- (11) その他防災に関し、県の所掌すべき事。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び国東市の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言し、処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

- (1) 九州管区警察局
 - イ 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。

- 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
 - ハ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
 - ニ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
 - ホ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
 - ヘ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- (2) 九州財務局（大分財務事務所）
- イ 公共事業等被災施設査定会の立会に関すること。
 - 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
 - ハ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
 - ニ その他防災に関し、財務局の所掌すべきこと。
- (3) 九州厚生局
- イ 災害状況の情報収集、通報に関すること。
 - 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
 - ハ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
 - ニ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。
- (4) 九州農政局（大分県拠点）
- イ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること。
 - 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
 - ハ 主要食料の安定供給対策に関すること。
 - ニ その他防災に関し、農政局の所掌すべきこと。
- (5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）
- イ 国有林野の治山、治水事業の実施に関すること。
 - 保安林、保安施設等の保全に関すること。
 - ハ 国有災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
 - ニ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。
- (6) 九州経済産業局
- イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
 - 被災した中小企業等に対する融資あっせんに関すること。
 - ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。
- (7) 九州産業保安監督部
- イ 鉱山における災害の防止に関すること。
 - 鉱山における災害の応急対策に関すること。
 - ハ 危険物等の保全に関すること。
 - ニ その他防災に関し、九州産業保安監督部の所掌すべきこと。
- (8) 福岡管区气象台（大分地方气象台）
- イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関する

こと。

- ハ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- ニ 災害の発生が予測されるときや災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- ホ 防災気象情報の理解促進、防災組織の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- ヘ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

(9) 第七管区海上保安部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）

- イ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- ロ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ハ 地震・津浪警報等の伝達に関すること。
- ニ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- ホ 流出油、有害液体物質の防除指導に関すること。
- ヘ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。
- ト 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
- チ その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

(10) 大阪航空局(大分空港事務所)

- イ 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。
- ロ 航空保安施設の整備点検及び施設の増強に関すること。
- ハ 航空機捜査救難業務の強化並びに関係行政機関との協調に関すること。
- ニ 航空機の安全運航の向上に関すること。
- ホ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
- ヘ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。

(11) 九州運輸局（大分運輸支局）

- イ 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
- ロ 被災者、救済用物資等の輸送調製に関すること。
- ハ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- ニ 船舶運行事業者に対する運行命令に関すること。
- ホ 港湾運行事業者に対する公益命令に関すること。
- ヘ その他防災に関し、運輸支局の所掌すべきこと。

(12) 九州地方整備局（大分河川国道事務所）

- イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- ロ 直轄国道の整備、管理及び水防に関すること。
- ハ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- ニ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- ホ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること。

ること。

ハ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(13) 九州総合通信局

イ 非常通信体制の整備に関すること。

ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。

ハ 災害時における通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。

ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。

ホ 非常通信の統制、管理に関すること。

ヘ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

4 自衛隊

(1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。

(2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。

(3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、防災に関し自ら防災活動を実施するとともに、県及び国東市の活動が円滑に行われるように協力するものとする。

(1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

(2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

(3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）

(4) KDDI株式会社（九州総支社）

(5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社（大分支店）

(6) 日本銀行（大分支店）

(7) 日本赤十字社（大分県支部）

(8) 日本通運株式会社（大分支店）

(9) 九州電力株式会社（大分支店）

(10) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

(11) 日本放送協会（大分放送局）

(12) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、自ら防災活動を実施するとともに、県及び国東市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

(1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム

大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

- (2) 公益社団法人大分県トラック協会
- (3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社
- (4) 一般社団法人大分県医師会
- (5) 一般社団法人大分県歯科医師会
- (6) 一般社団法人大分県LPガス協会
- (7) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局
- (8) 公益社団法人大分県看護協会
- (9) 公益社団法人大分県薬剤師会
- (10) 一般社団法人大分県建設業協会

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び国東市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

- (1) 市農業公社・畜産公社・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等
 - ① 農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。
 - ② 農作物、林産物、水産物等についての指導に関すること。
 - ③ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん並びに償還条件の変更に関すること。
 - ④ 飼料、肥料、種苗、漁具の確保対策に関すること。
- (2) 商工会・商工業関係団体等
 - ① 商工業関係被害調査、融資、あっせん等の協力に関すること。
 - ② 救助物資、衛生医薬品、復旧資機材等の確保に関すること。
 - ③ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。
- (3) 市民病院等医療機関
 - ① 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保・避難誘導に関すること。
 - ② 災害時における医療班、防疫班の編成に関すること。
- (4) 区長会・婦人会・日赤奉仕団・消防団
 - ① 応急対策についての協力に関すること。
 - ② 自主防災会活動に関すること。
- (5) 一般建設業者
 - ① 災害時における応急復旧の資材の確保、協力に関すること。
- (6) 危険物関係施設の管理者
 - ① 災害における危険物の保安措置に関すること。
 - ② 危険物関係施設に関わる防災訓練実施に関すること。

第5章 被害の想定

この節の前提となる想定災害は、過去の風水害等に基づき、以下のとおりとする。

本市の風水害等による災害は、大半が集中豪雨による崖崩れ、河川氾濫、土石流及び暴風雨による被害であり、6月から10月にかけて、梅雨前線と台風により発生している。

平成19年7月、県内初の土砂災害警戒情報が大分地方気象台と大分県から2日午前7時55分に、国東市及びその他6市町に嚴重な警戒が呼びかけられた。

土砂災害警戒情報の呼びかけは、平成19年3月の運用開始以降初めてのことで、土砂災害警戒情報は大雨警報が出ている地域の中で、数時間後に非常に激しい雨が降るおそれがあり、土砂災害の危険性が高くなる市町村に呼びかけられた。

市内には、水防警報を行う指定河川が6河川あり、市街地部を流れているため、河川水位の上昇により氾濫の危険性が高く、浸水想定区域を明示するため洪水ハザードマップを作成し、安全な避難の伝達に努めている。

また、地球温暖化による局地的集中豪雨により、多くの方が被害を受けることも懸念される。

第2部 災害予防

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

すべての災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分する。

このうち「災害に強いまちづくり」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくり」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害の拡大を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、職員や市民の防災行動力を強化・向上させ、災害発生に際して地域において適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 地域ごとの避難計画の策定
- (8) 市民運動の展開

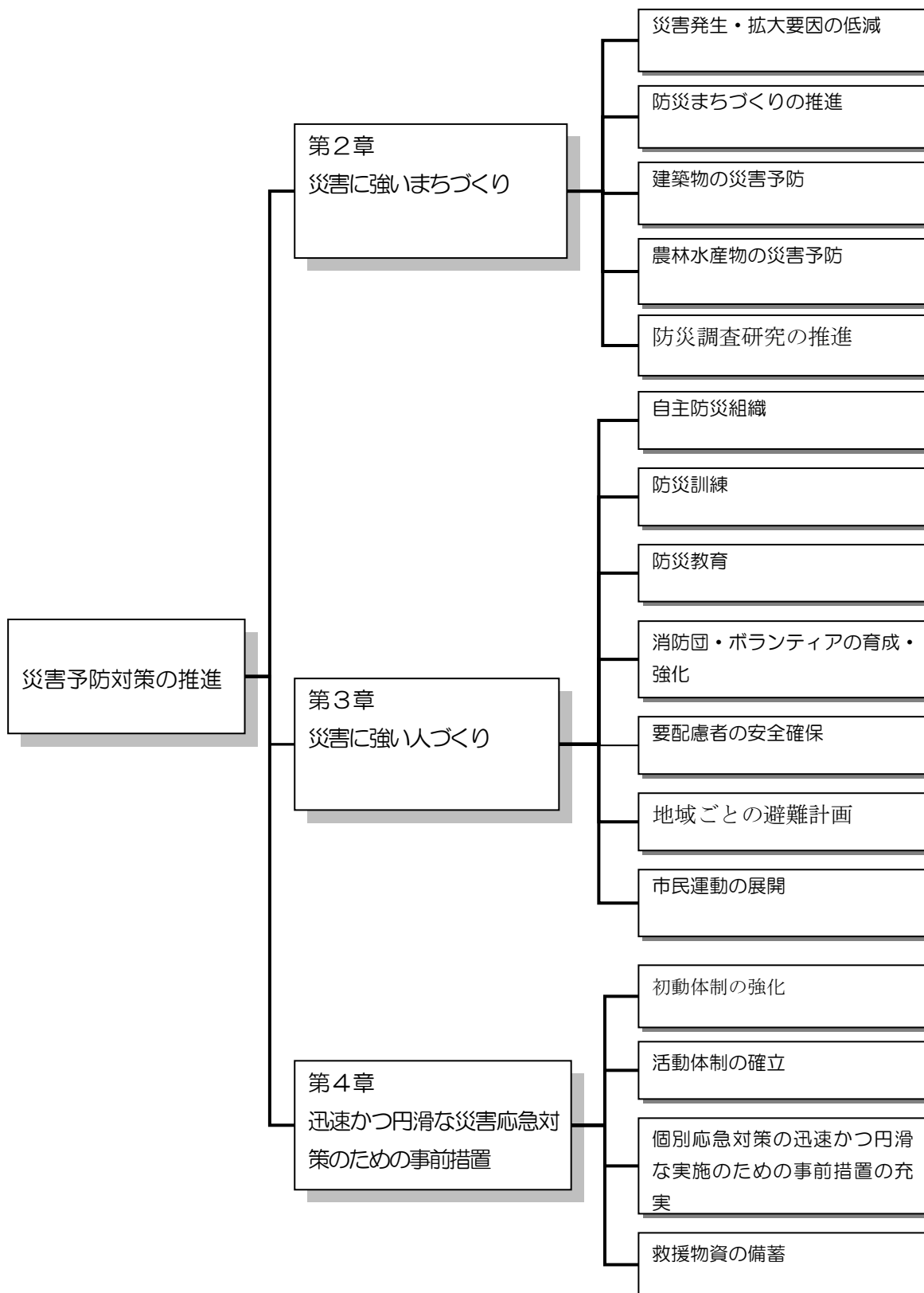
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための初動体制の強化、活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限度とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

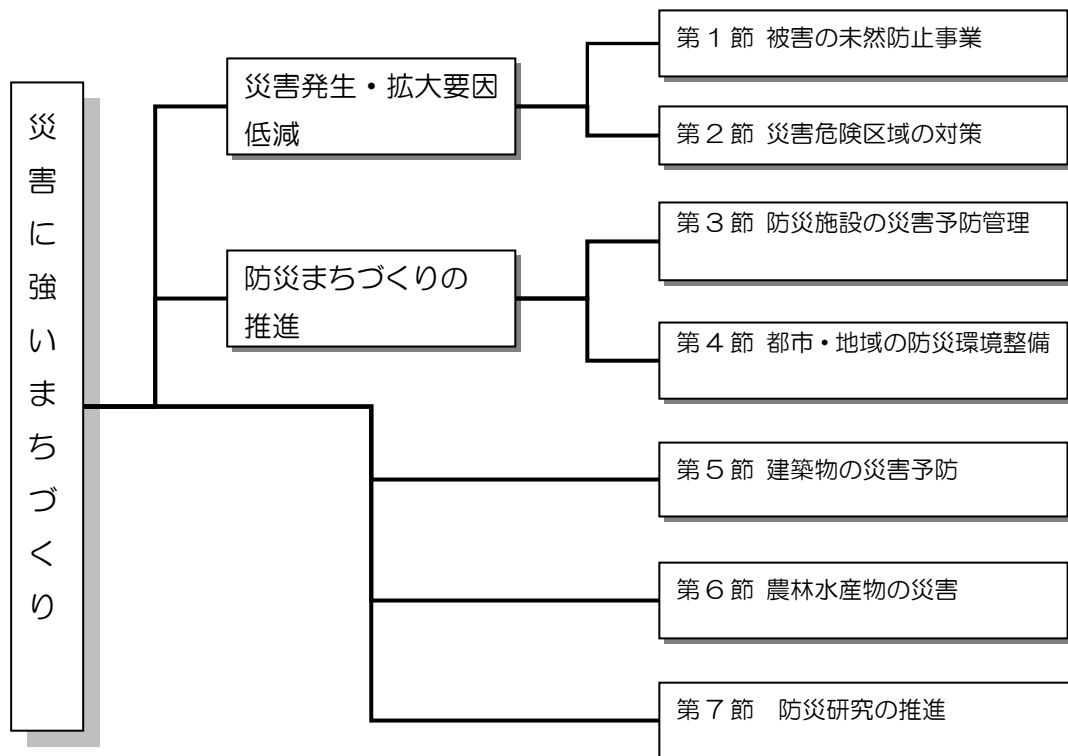
国東市における災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、風水害・事故災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、港湾、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の市土保全事業、地域の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容として、特殊災害の予防、地震防災緊急事業五箇年計画及び防災研究の推進とあわせて、全体として、すべての災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

すべての災害に強いまちづくりのための災害予防の体系は、以下のとおりである。



第1節 被害の未然防止事業

災害から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施するものとする。

過去の災害履歴から国東市に関わる災害を念頭にした被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

1 土砂災害防止事業の促進（林業水産課・建設課・総務課）

（1）治山事業の促進

流出する多量の土砂を防ぐ治山事業は、崩壊土砂流失危険地区、山腹崩壊危険地区における災害の防止と保安林の整備・拡張に重点をおき事業の促進を図る。

（2）危険箇所の公表・周知

地区別災害想定区域図を自治会等に公表・配付しているが、今後も広報紙・HP等を通じて危険箇所等を周知し、崖崩れ、地すべり等への関心を高めていく。

また、市は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する。

（3）急傾斜地崩壊防止施設の整備

土砂災害警戒区域等の崩壊による土砂災害から市民の生命財産を保護するため急傾斜地崩壊防止施設の整備を積極的に促進する。

（4）砂防事業等の実施

土砂災害に対処するために、砂防工事等を推進する。

（5）地すべり防止施設の整備

地すべり危険箇所の土砂災害から市民の生命財産を保護するため、地すべり防止施設の整備を積極的に促進する。

また、その機能が適切に発揮されるよう、巡視点検を行い、必要に応じて施設の補修、改築を行う。

2 道路整備事業の促進（農政課・林業水産課・建設課）

（1）道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業の基礎施設として、地域の均衡ある発展を図る上で最も重要な社会資本であるとともに、災害時においては人員、物資の緊急輸送その他災害対策上重要な役割を発揮する。

そのため、市道の整備については災害応急対策の輸送対策などの障害とならないように、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

（2）道路整備事業の実施

① 交通拠点へのアクセスの向上と広域交通ネットワーク

地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの充実を図るものとする。

また、市域内道路についても、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整

備を図るものとする。

② 要配慮者への配慮

緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、身障者等の要配慮者にも配慮するものとする。

③ 農道、林道等の整備改良

農道、林道等の産業開発道路についても、積極的に防災的な整備改良を実施する。

3 農地防災事業の促進（農政課）

(1) 農地防災事業の基本方針

洪水・高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、堤防排水路等の施設を整備して、災害発生防止を図るものとする。

(2) 農地防災事業の実施

土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、堤防排水路等の施設の整備を引続き推進する。

(3) 築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震・風水害等による災害を防止するため早急に整備に要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水路等の新設又は改修と必要なくなった農業用ため池の廃止を実施する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的に実施する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

(4) 防災水利整備事業の実施

地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枘、給水栓及びアクセス施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

4 河川災害防止対策（建設課）

(1) 河川改修事業の基本方針

河川の改修事業は、治山、治水、砂防事業との関連を保ちつつ改修事業を推進するものとする。

(2) 水災防止対策の実施

水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位情報周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行う。

洪水浸水想定区域の指定があったときは、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設、避難訓練の実施に関する事項を定め、その内容を住民滞在者等に周知する。

5 海岸保全対策（農政課・林業水産課・建設課）

国東市の北部はリアス式海岸で両子山群が直接海岸まで突出し、海蝕崖を形成し、水深も深く小港は多いが絶壁のため好錨地が少ない地形となっている。

沿岸地帯にある各種施設及び設備並びに関係住民を津波、高潮、波浪等から守るため、海岸保全施設の整備事業を実施し、併せて海岸浸食の防止等の事業を推進する。

6 漁港整備対策（林業水産課・建設課）

漁港施設の整備は、水産業の発展を促し市民生活の安定向上に寄与するとともに、船舶、施設等を高潮、波浪から防災するための重要な役割を担うものであり、これらのことから、年々漁港整備事業は推進されているが、引続き漁港整備計画等により未整備又は被害の発生しやすい箇所を整備促進するものとする。

また、災害時には救援物資・資機材や人員等の海上輸送の拠点となることから、岸壁の整備等の事業を推進する。

7 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する。

8 総合的な土砂災害対策

（1）土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

イ 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

ロ 土砂災害警戒区域等の周知等

（イ）県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。

（ロ）市は、土砂災害防止法第 7 条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

ハ 土砂災害警戒情報等の活用

- (イ) 大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市長が避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市が発表するこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。
- (ロ) 市は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。
- (ハ) 市及び県は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

二 住宅の移転の促進

県は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う。

ホ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する

(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、市及び県は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

第2節 災害危険区域の対策

災害に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等（以下「災害危険区域」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施するものとする。

災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域などの災害危険区域、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域）や、今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、土砂災害危険マップ等の作成、市民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

1 災害危険区域の調査

毎年防災関係機関の協力を得て、市内における災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、地震、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地滑りその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域について、あらかじめ調査を実施し、実態を把握しておくものとする。

（1）実施時期

毎年6月に実施する。

（2）実施防災機関

大分県東部振興局、大分県国東土木事務所、国東警察署、自衛隊、国東市消防本部、消防団、その他の防災関係機関

（3）実施方法

調査は、市役所職員が関係防災機関の協力を得て、予想される市内の災害危険箇所を災害危険予想地域調査要領に基づき調査するものとする。

（4）記録

調査の内容は、箇所ごとに災害危険予想地域調査表に記録するとともに調査終了後参加者で被害防止対策について検討し、その結果を併せて記録するものとする。

2 災害危険区域の指定

調査又はその他の方法により把握した災害危険区域で市長が特に必要があると認める区域を災害危険区域として、次により指定するものとする。

- （1）地震、津波危険区域
- （2）水害、高潮危険区域
- （3）土石流危険渓流
- （4）急傾斜地崩壊危険箇所
- （5）地すべり危険箇所
- （6）大火災危険区域

3 災害危険区域の周知公表（広報室）

災害危険区域を指定したときは、市長は、これを関係防災機関に通知するとともに、住民に対し市広報紙等により周知を図るものとする。

市は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険箇所についてもその危険性を住民に周知する。さらに日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する

4 土砂災害の警戒避難体制の整備等（総務課）

市が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するに当たっては、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を次のように検討、整備に努める。

（1）土砂災害警戒区域等の指定

市内には、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び土砂災害危険箇所が指定されている。

資料編参照

（2）避難勧告等の発令基準

大分県及び大分気象台から土砂災害警戒情報が発表され、被害が予想される場合は、警戒体制を発令し土砂災害警戒区域等をふまえ、自治会等の同一地域住民に避難勧告する。第4部風水害等応急対策計画、3章「第4節避難の勧告・指示及び誘導」参照

（3）避難所の開設・運営

避難所の開設に当たっては、土砂災害などの二次災害のおそれがないかどうかを確認し、避難所の開設状況を伝達する。

（4）要配慮者への支援

要配慮者への避難情報の伝達を円滑に実施するために、配慮者関連施設、在宅の要配慮者情報の共有化に努める。第2部災害予防、第3章「第4節要配慮者の安全確保」参照

第3節 防災施設の災害予防管理

風水害等による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。

地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

1 水害防止施設の予防管理（建設課）

（1）河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を行い、危険箇所は早期に対策工事を行うものとする。

（2）水害防止施設の予防管理の実施（総務課）

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・国東市）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

2 斜面崩壊防止施設の予防管理（林業水産課・建設課）

（1）斜面崩壊防止施設の予防管理の基本方針

災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するため、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備を推進する。

（2）斜面崩壊防止施設の予防管理の実施

危険箇所が多く存在する国東市においては、斜面災害危険箇所の事前把握を行い、斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れた時、直ちに関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう、初動マニュアルを整備する。

第4節 防災環境整備

防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災構造化（建設課）

（1）防災構造化に関する基本方針

市街地の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化等を推進していく。

あわせて防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備を推進し、市街地の防災化対策を推進する。

（2）防災構造化に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

① 市街地基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、幹線道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進していく。

② 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保、誘導標識等の設置

緊急避難場所（避難地）を計画的に配置・整備し、必要に応じオープンスペースを利用した緊急避難場所（避難地）及び避難路を確保するとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

③ 防災拠点の確保

災害時における避難場所、災害応急対策活動、情報収集の場として、くにさき総合文化センター（アストくにさき）を防災拠点と位置づけ、災害対策本部施設が被災し使用できない場合の代替施設として確保する。

2 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊事業等との連携により土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

第5節 建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の耐不燃性・堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化を推進するものとする。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に基づく融資
- (2) 独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)に基づく融資
- (3) 産業労働者住宅資金融通法(昭和 28 年法律第 63 号)に基づく融資

2 特殊建築物の防災環境の整備促進

学校、病院、工場、危険物関係施設及び文化財等の特殊建築物については、消防本部と緊密な連携のうえ、次の事項を積極的に指導するとともに、必要に応じて立入検査等を実施して不良箇所の更生に努めるものとする。

- (1) 建築物の消防用設備等の設置
 - イ 消防の用に供する設備等の設置
 - ロ 消防用水等の確保と安全
 - ハ 消防活動上必要な設備等の設置
 - ニ その他災害予防上必要な設備等の設置
- (2) 消防査察による指導
 - イ 火災発生危険の排除
 - ロ 火災拡大危険の排除
 - ハ 防火管理等の確立
 - ニ 消防用設備等の適正設置とその保全
 - ホ 避難管理等の確立
- (3) 防火管理面の確立指導
 - イ 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
 - ロ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
 - ハ 利用者の避難誘導體制の確立
 - ニ 電気設備、消防用設備等、火気を使用する器具等の自主的な点検整備
 - ホ 文化財施設等の避雷針の完備
 - ハ 従業者等に対する防災教育及び訓練
 - ト 消防機関との連携

第6節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策（農政課）

被害を生じるおそれのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全、その他の営農指導に努める。

2 林産物の災害予防対策（林業水産課）

林野における道路の整備、レジャー人口の増加などから、林野火災の発生する危険性が年々増加しているため、林野火災の防止を図り、林産物の災害予防対策の推進に努める。

3 水産物の災害予防対策（林業水産課）

水産物は高潮や津波のほか、水温や比重の急激な変化により多大な被害を受けることから、施設の移動・避難場所、漁船・漁具等の安全地帯への避難等については、事前に関係機関と協議し災害時に備えるものとする。

第7節 防災研究の推進

市・関係機関が実施しておくべき防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この節の定めるところによって実施する。

1 防災研究の目的・内容

災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、風水害による河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流、その他の災害予想危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災機関職員の早期招集・活動要請、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第8節 水災防止対策の実施

水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位情報周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。

1 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

また、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、大規模工場の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、それぞれ作成し、訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置するよう努め、計画を作成し、又は自衛水防組織を設置したときは、遅滞なく市に報告する。

2 洪水ハザードマップの作成・普及

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、これらの区域を「早期の避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。

第9節 減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。

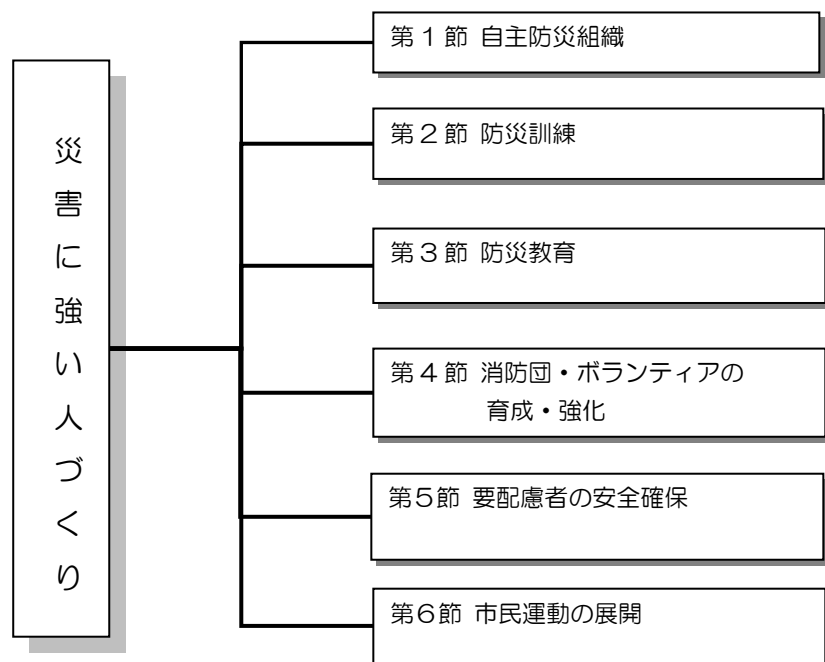
第3章 災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」は、国東市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の職員並びに市民の防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、国東市・消防機関職員並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進に当たっては、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にし、実施するものとする。

災害に強い人づくりのための災害予防の体系は、以下のとおりである。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

大規模災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保共同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

2 国東市の現状と課題

市内においては、一部地域を除き行政区単位での組織となっている。また、防災訓練の実施状況は、地域により温度差があり、毎年自主的に訓練テーマを設定して実施する組織もみられるが、一般的に活動は低調であった。これは過去において災害を直に経験しているかどうかで大きく左右されるものと推察される。今後は市内全域で活動の活性化が課題である。

3 自主防災組織の活性化に向けて（総務課）

（1）過去の災害の教訓から

（平成24年九州北部豪雨等の被災地域の自主防災組織からの意見より）

- ・自治会三役が防災対策本部を設置し、河川等の状況を確認し、すぐに（この間10分程度）住民の避難誘導を開始したことが良かった。
- ・消防団員の班長と連絡を取り合うことで、河川の状況などの情報が共有できたため、スムーズに避難することができた。
- ・支援センターや市福祉部職員との連携で弱者避難誘導ができたことは日常の取組みを進めてきた成果と感じている。
- ・臨機応変に考えて、各自の家に自主避難をすることとした。
- ・今回の水害を受けて、自主防災組織の役割が非常に大きいと感じている。
- ・平日は若い人が仕事で外出しており、自主防災組織が十分に機能しないことが想定される。
- ・自主防災組織のマニュアルは公民館に掲示することも必要と感じた。
- ・防災士に、地域ごとに防災についての研修を行ってもらうことが必要であると感じた。（東日本大震災支援活動に関する大分県職員・国東市職員等からの報告より）
- ・日ごろからの地域の関わりが活発な地域は、震災時も協力して避難し、その後の片付けや生活も協力して行っていた。
- ・地区で助け合うことで、犠牲者を出すことなく安全に避難できた事例から、自主防災組の重要性を認識した。
- ・平素から強固なコミュニティを形成し、どのような課題に対しても協力し支え合っていくことができる地域を目指す必要がある。
- ・有事の際は、消防団や自主防災組織等が行政と連携し、防災活動を展開しなければ、被害を最小限に食い止めることはできない。

(2) 県内地域防災リーダー等からの意見・提言

- ・自治会と消防団と防災会の関係において、地域が防災力を高めていこうという気持ちが一つになることが大前提である。
- ・地域一戸一戸の協力を積み重ねることが重要である。
- ・地域住民一人ひとりの意識の高揚のためには、消防団、自治会（世話役になる人）、学校長等の協力と理解が必要である。

4 自主防災組織の果たす役割と活動（総務課）

(1) 行政と地域住民との架け橋

平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示（最大時：約5千2百世帯）を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、判断せざるを得ない事態が生じた。

今後、必要な判断を迅速・的確に行うためにも、情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は避難地や避難経路の見直し及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行うことで、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るとともに、市立学校等は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(4) 防災教育

自主防災組織は、国東市防災担当や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発が重要である。そのためには、防災の経験を有し地域の実情に精通した者が行うことが有効であることから、防災士の養成を含む人材の育成が重要である。

(5) 要配慮者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする要配慮者の把握と支援体制の確立のため、市民生部局や市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(6) 率先避難と声かけ

災害が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

5 国東市の推進方針

国東市地域防災計画に自主防災組織の育成計画を定め、その役割及び活動、育成担当機関及び育成方法を明らかにし、自主防災活動を効果的に行うため、防災訓練を計画的に推進していくものとする。

(1) 自主防災組織の整備の促進

自主防災組織の役割や必要性を積極的に市民へ周知するとともに、自主防災組織の育成・強化を推進する。

また、自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに市民が自主防災組織単位の防災訓練を積み重ねられるよう支援を行うとともに、地域の防災の担い手となるリーダーとして防災士を育成する。

(2) 自主防災組織における装備・資機材等の整備

自主防災組織による被災者救出等の活動をより効果的なものとするため、想定される被害に対応した装備や炊出しなどの資機材整備の支援を検討する。

(3) 自主防災組織防災計画書作成マニュアルの策定

既存の自主防災組織の強化育成を目的として、自主防災組織の活動計画作成支援のための防災計画書作成マニュアルを策定し、活動計画の内容の充実を図る。

自主防災組織防災計画書の作成においては、防災訓練に関わる項目と内容の明記を指導していくものとする。

自主防災組織の活動内容

(1) 平常時

- ① 防災知識の普及
- ② 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等の自主的点検
- ③ 装備・資機材等の自主的点検
- ④ 防災訓練の実施

(2) 非常時

- ① 警戒活動
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 避難誘導
- ④ 初期消火
- ⑤ 救出救護
- ⑥ 給食給水

6 地域における津波からの避難計画づくりについて（総務課）

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波からの避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずることも留意すること。

7 緊急避難場所及び避難所

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害の恐れのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、

想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

8 地区防災計画

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は国東市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、国東地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災訓練

災害についての防災諸活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、自主防災組織、ボランティア団体、市民等と連携し、防災訓練を実施するものとする。

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努める。
- 地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努める。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 防災訓練の実施（総務課・消防本部）

国東市及び防災関係機関は、風水害による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。土砂災害に対しては早めの自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

（1）住民等の防災訓練

国東市及び防災関係機関は、風水害による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

（2）要配慮者及び医療施設での安全確保

高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

2 総合防災訓練の内容

広域的に実施する「総合防災訓練」方式とする場合は、訓練実施要領、目標設定を具体化して、訓練の活性化を図るものとする。

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施する。

3 訓練の成果の点検

防災訓練の実施後、必ず検討会を開催し、その成果を点検・評価し、その後の防災施策に反映していく。

災害についての防災諸活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、国東市及び防災機関が中心となって実施する各種の防災訓練は、この節の定めるところにより実施するものとする。

4 各種防災訓練例

| 訓練名 | | 内 容 |
|------------------|------------------|---|
| 図 上 訓 練 | 地区実態把握のための訓練 | 地区の公民館等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、 ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リアカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。 |
| | 通学路実態把握のための訓練 | 児童・生徒が住居区ごとに班(1班20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等)や、これらの災害(土砂崩れ、倒木)が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難(待機)場所(できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練。 (検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。) |
| | 情報収集・集約訓練 | 進行管理者(コントローラー)が断片的な被災情報を訓練参加者(プレイヤー)に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。 |
| 実 働 訓 練 | 資機材取扱い訓練 | 道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。 |
| | 集団避難訓練 | 上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。 実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。 |
| | 福祉施設相互の避難(受入れ)訓練 | 災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。 実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。 |

第3節 防災教育

1 目標

東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

- イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、市の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも心配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

二 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等の周知など、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

イ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ロ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

ハ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ニ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ホ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが必要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろからの防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、地震・津波に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

国東市は防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 地震・津波に関する知識

ロ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

二 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

ホ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ヘ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ト 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

チ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会等への参加を計画する。

(5) 各種団体等に対する防災教育

防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

(6) 職員に対する防災教育

職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

イ 災害に関する知識

ロ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ハ 職員等が果たすべき役割

ニ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ホ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(7) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるとともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団・ボランティアの育成・強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化（消防本部）

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成・強化策の推進

① 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、関係機関に対する協力要請等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団の資質向上を図るため、消防学校等における教育訓練の充実を図る。

2 事業所の自主防災体制の充実（各事業所）

多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- （1）防災訓練の実施、消火設備等の維持管理
- （2）消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- （3）防災要員の配備
- （4）情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細やかな支援活動が不可欠である。

このため、大分県・国東市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会」などと連携し、平時からボランティア・NPOと顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（福祉課、高齢者支援課、総務課）

（1）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

- （イ）在宅の肢体、視覚、聴覚障がい者のうち、その程度が1、2級の者
- （ロ）在宅の知的障がい者のうち、その程度が1、2級の者
- （ハ）在宅の精神障がい者のうち、その程度がA判定の者
- （ニ）在宅の要介護者のうち介護度3以上の者
- （ホ）70歳以上で独居の高齢者
- （ヘ）その他地域における支援組織が必要と認められた者

ロ 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(イ) 氏名

(ロ) 生年月日

(ハ) 性別

(ニ) 住所又は居所

(ホ) 電話番号その他連絡先

(ヘ) 避難支援等を必要とする事由

(ト) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ハ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

ニ 市は、避難行動要支援者名簿が避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものになるよう、住民の異動、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ホ 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者に名簿の情報を提供する。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

(イ) 国東市消防本部

(ロ) 国東警察署

(ハ) 民生委員

(ニ) 国東市社会福祉協議会

(ホ) 自主防災組織（自治会）

(ヘ) その他緊急時において、市長が特別に認めた組織及び団体

ハ 市は、名簿情報の提供に際し、名簿の提供を支援者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の厳守、施錠可能な場所等での厳重なる保管、複製の禁止等を指導するなど名簿情報の漏えい防止のための措置を講じる。

ト 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

チ 市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう、避難準備情報等の発令にあたっては、分かりやすい言葉や表現にするなど情報伝達について配慮するものとする。

(2) 避難誘導體制の整備

要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、避難確保計画を作成し、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、自力での移動が困難な要配慮者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情

に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定

指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、旅館やホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を推進する。

5 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「安心情報キッド（安心バトン）」の設置等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉課、高齢者支援課）

（1）組織体制の整備

イ 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するものとする。特に、夜間や荒天等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備するものとする。

また、市、自主防災組織、行政区、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行うものとする。

（2）防災設備等の整備

イ 社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の地震災害に対する安全性を高めるとともに、地震災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備するものとする。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行うものとする。

（3）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を推進する。

3 要配慮者対策における体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

（1）災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。

（2）県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他都道府県の職員の応援を要請すること。

（3）災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（観光課）

（1）基本方針

国東市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進する。

（2）実施内容

国東市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
- ロ 国東市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を推進する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素より食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保（活力創生課・観光課）

（1）基本方針

国際化の進展に伴い、市内に居住又は訪れる外国人が増加し多様化していることをふまえて、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（2）実施内容

国東市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 国東市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ハ 災害発生時に市内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。
- ニ 国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生する恐れのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、国東市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

1 国東市

(1) 防災会議

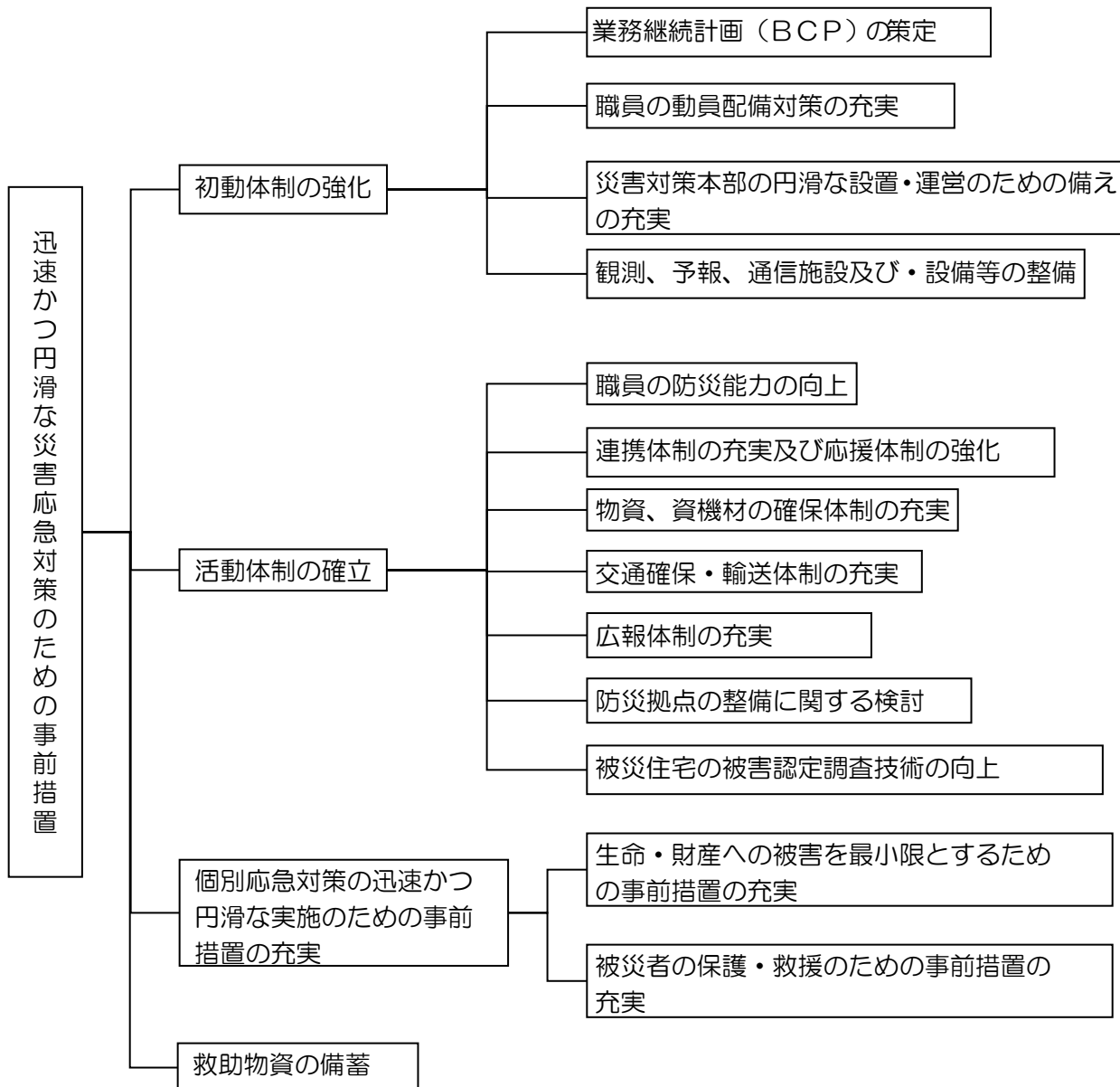
国東市防災会議は、国東市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。

(2) 初動マニュアルの整備

災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害特別警戒本部室）や初動段階の職員参集基準等について、本庁及び総合支所の地域特性にあわせて事前に整備する。

2 防災関係機関

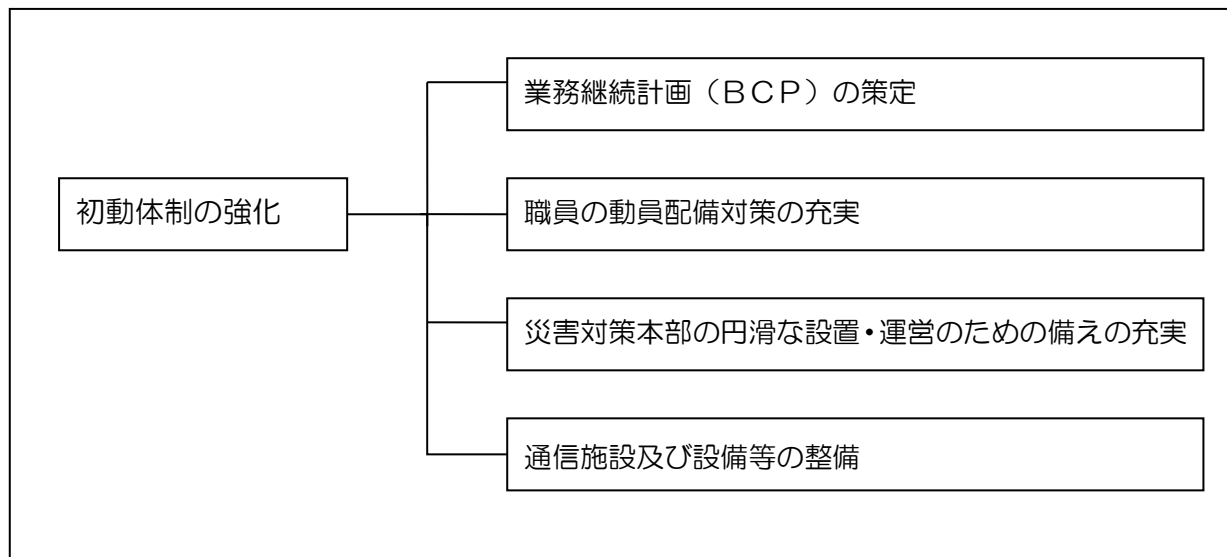
各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。



第1節 初動体制の強化（総務課）

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



1 業務継続計画（BCP）の策定

災害時応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この場合に、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施に訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

2 受援計画の策定

救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市における受援計画が早期に策定されるよう支援する。

3 職員の動員配備対策の充実

職員をできるだけ早くかつ多く配備することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、夜間及び休日において、職員が災害発生後速やかに参集し職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策職員用連絡体制の確立

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保が図れるよう連絡体制を確立する。

また、1次配備、2次配備の職員は、携帯電話等を常時携帯し、常に呼び出しが可能な体制を確立する。

ロ 庁内執務室等の安全確保

勤務時間中の地震発生時に、執務室内に備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、庁内執務室等の安全の確保を徹底する。

ハ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭においても防災対策を徹底し、本人並びに家族の被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の設置に関わる備品、資機材を整備する。

5 通信施設及び設備等の整備

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、防災行政無線のデジタル化を含む通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要である。

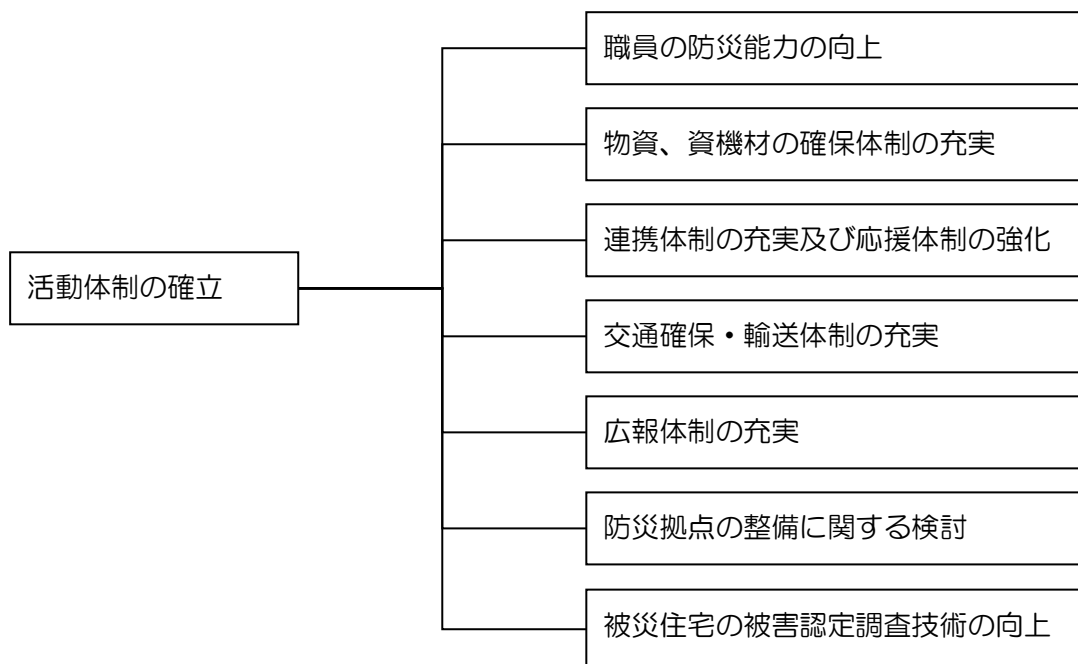
また、大分県高度情報ネットワークシステムを活用して、情報の収集を図るとともに、職員との連絡体制を確立する。

なお、震災発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

さらに、ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

第2節 活動体制の確立（総務課）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の事前措置となる活動体制の強化と資機材等を整えておく必要がある。



1 職員の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要がある。

イ 防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を開催し、職員の資質の向上を図る。

ロ 参集訓練等の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到着させるため、複数の連絡網の整備とともに職員を対象とした参集訓練等を実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

2 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施に当たっては、膨大な数の救出救助用資機材、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、迅速に所要量を確保できる体制を推進する。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近に確保できるよう、自主防災組織単位での確保を柱とした整備を促進する。

- イ 家庭や事業所への備蓄に関する啓発
- ロ 消防機関の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自主防災組織単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 家庭や事業所への備蓄啓発
- ロ 消防団積載車等の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品、医療用資機材は、災害発生時に極めて緊急度使用されるので、十分な量を備蓄しておくことが難しいため、国東市民病院において備蓄するものとし、県等の支援を受けながら不足分については緊急調達を迅速に実施できるよう、業者との協定を検討する。

(4) 食料・水・被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の確保体制の充実

食料・水・被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の支援については、時間がかかることが想定されることから、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等確保できるよう備蓄に関する啓発及び対策を講ずる。

(5) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、毎年5月末日を目標に、備蓄資機材を点検し、不足分の追加補充等その整備拡充を図ることとする。

3 連携体制の充実及び応援体制の強化

(1) 市町村間の相互応援協力協定

現在、大分県及び県内の全ての市町村との間で「大分県及び市町村間の災害時応援協定」を締結済みである。今後は災害時に迅速に運営できるよう平素から訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効あるものになるよう努めるものとする。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるようボランティア団体の育成及び活動拠点の整備、社会福祉協議会等との情報交換を促進する。

(3) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関の活動拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そのため市営施設で活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

(4) 建設業団体等の担い手の確保・育成

随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

イ 輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

災害による支障がない限り輸送拠点（緊急輸送基地）は、生涯学習課安岐分室とする。県等からの物資を集積し、避難所への輸送拠点とする。

ロ 緊急通行車両の事前届出

災害時の緊急輸送の確保を図るために交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには、緊急通行車両の確認が行われるため、公安委員会へ事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける。公用車についても、事前に届出をし、緊急時に迅速な対応ができるよう整備しておく。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そのためには、災害情報を報道機関を通じて、市民へ提供できるよう協力体制を構築するとともに、必要に応じて情報発信の場を設けるものとする。

また、報道機関等を通じての報道体制の確立や、国東市ホームページや携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

6 広域防災拠点の整備

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。防災拠点は、市及び市消防本部等の庁舎、災害医療拠点としての市民病院などであり、適宜必要な整備を検討する。また自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を確保する必要がある、公民館等の整備を推進していく。

また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、研修会への参加等により、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。また市町村間の相互応援協定の活用により被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。

8 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

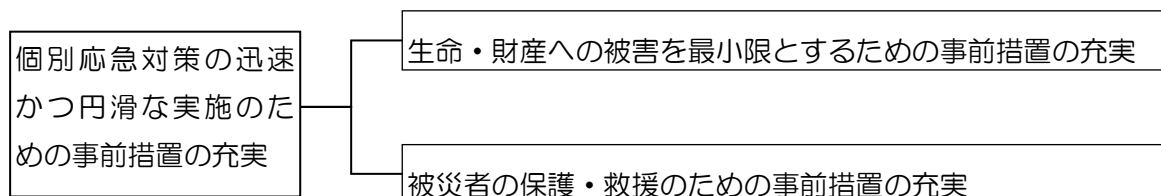
9 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。全国瞬時警報システム（Jアラート）や大分県防災情報システムから得られた情報を防災行政無線等により情報提供を行っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

国東市の居住者や一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、防災行政無線のデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線との接続、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（国東市ホームページ他）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を確立する必要がある。以下の対策を推進していくこととする。

イ 社会福祉施設、学校、その他公共施設の避難体制の再点検

ロ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

ハ 土砂災害特別警戒区域等の危険箇所を掲載した国東市災害ハザードマップの配布

ニ 内水のハザードマップについては、浸水実績や地形情報等を活用した内水浸水想定区域図の作成や浸水シミュレーションを実施

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上特に配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、

②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

□ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるような訓練及び資機材整備の充実に努める。

(5) 救急医療対策の充実

大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療措置を施すためには、災害に強い医療施設・設備の整備とともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのためには医療関係者と連携し、総合的な救急医療対策を検討する。

(6) 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- ・ 防火水槽や消防車両等の消防防災施設・設備の充実に努める。
- ・ 消防団員確保のために、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進する。

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が確保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、必要資機材の整備に努める。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。

イ 教職員の役割の事前規定

- ロ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- ハ シャワー室、和室の整備
- ニ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ホ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- ヘ トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

（２）生活必需品等の備蓄

大規模災害に対応できるよう備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

（３）家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね３日間）、食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

（４）応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、設置場所の設定を行う。

（５）文教対策に関する事前措置

- ・学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方法等）及び学校職員の行動方針等の検討
- ・時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の安否確認及び被災状況の把握方法の検討
- ・時間外災害発生時の教職員の安否確認及び被災状況の把握方法の検討
- ・文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立と指導

（６）環境衛生対策に関する事前措置

- ・非常用トイレの確保
- ・清掃車、し尿処理車の確保
- ・消毒用動力噴霧器及び薬剤の確保

（７）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

（８）被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、市は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討する。

第4節 救助物資の備蓄

東日本大震災の最大非難人口割合を踏まえ、市内の最大避難者数を4千人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布を、下記表により計画的に備蓄を行う他、感染症対策として備えるべきブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資等について備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

(2020. 4.1 現在)

| No | 品 目 | 数 量 |
|----|---------|----------|
| 1 | アルファ米 | 12,805 食 |
| 2 | 缶詰（主食用） | 8,592 食 |
| 3 | 保存飲料水 | 9,754 L |
| 4 | ポリタンク | 1 個 |
| 5 | 懐中電灯 | 77 個 |
| 6 | 携帯ラジオ | － 個 |
| 7 | 乾電池 | 524 本 |
| 8 | 救急箱 | 2 個 |
| 9 | 防水シート | 67 枚 |
| 10 | 布団 | － 組 |
| 11 | 毛布 | 1,187 枚 |
| 12 | 土のう袋 | 10,650 枚 |
| 13 | 簡易トイレ | 42 個 |
| 14 | 車イス | 7 台 |

第3部 災害応急対策

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速・的確な災害応急対応が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。

2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

特に、本市の場合、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつある。また、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、風水害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

3 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め市民が容易に知ることができる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、市報、広報車、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、インターネット(市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等)等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動

災害から市民の生命及び財産を守るためには、「自らの生命・財産を自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域を自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。もちろん、防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるために、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。

また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部、警察署（駐在所）等の出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市役所、消防本部、警察署等の防災関係機関に問合せるとは、防災関係機関の的確な活動の妨げとなることもある。）。

2 地域

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って、要配慮者を伴い、安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営に当たっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。

また、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、行政区や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器等を用いて初期消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団等の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近隣の高齢者、障がい者等の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者（寝たきり、一人暮らし等）、障がい者など要配慮者の避難、初期消火等の支援・援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市役所、消防本部、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や来客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期消火に努める。自衛消防組織をもつ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、行政区）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力するものとする。

4 災害対応職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

第3節 災害応急対策の体系

第2章～第6章に示す風水害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

第1節 組織

風水害等災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を以下により整備する。

本計画に定める他、個別具体的な事項については、「国東市災害対策本部条例」、「職員初動マニュアル」等により確立する。

2 災害発生時における組織体制

市長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

| | 組織体制の内容 |
|-------------|--|
| ① 設置基準 | <ul style="list-style-type: none">・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が発表されたとき。・災害の発生が予測されるとき。・その他、総務課長が必要と認めたとき。 |
| ② 設置場所 | <ul style="list-style-type: none">・市役所総務課内に災害対策連絡室を設置 |
| ③ 組織職制 | 災害対策連絡室 <ul style="list-style-type: none">・ 室長（防災係長）・副室長（建設課工務係長・農政課耕地係長）・ 室員（警戒配備要員） |
| ④ 処理すべき主な事務 | <ul style="list-style-type: none">・被害情報収集・巡視・県への連絡 |
| ⑤ 廃止基準 | <ul style="list-style-type: none">・被害状況等の各種情報により室長が廃止を決定したとき。・災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。 |

(2) 災害警戒本部

| | 組織体制の内容 |
|-----------------|---|
| ① 設置基準 | <ul style="list-style-type: none"> 河川の水位がはん濫注意水位を越えたとき。 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生が予想されるとき。 災害発生の危険性があるとき。 軽微な災害が発生したとき。 その他、総務課長が必要と認めるとき。 |
| ② 設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> 市役所内会議室に災害警戒本部を設置 |
| ③ 組織職制 | 災害警戒本部 <ul style="list-style-type: none"> 本部長（総務課長）・副本部長（建設課長・農政課長） 部員（1次配備要員） |
| ④ 処理すべき 主な事務 | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報収集・把握 連絡活動及び住民への周知（避難準備情報） 避難勧告の検討 災害応急活動が速やかに実施できる体制準備 |
| ⑤ 廃止基準 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき。 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。 |

(3) 災害対策本部

| | 組織体制の内容 |
|-----------------|---|
| ① 設置基準 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、その被害が相当な規模におよぶおそれがあるとき。 （災害救助法の適用に匹敵する災害の発生） 土砂災害情報システムの市内観測局が避難基準を超えたとき。 水防警報が発令されたとき。 河川の水位がはん濫危険水位を越え、さらに50mm以上の時間降水量が予測される場合。 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 その他、市長が必要と認めるとき。 |
| ② 設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> 市役所内会議室に災害対策本部を設置 |
| ③ 組織職制 | 災害対策本部組織図参照 |
| ④ 処理すべき 主な事務 | 本部会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> 本部会議の協議事項参照 |
| ⑤ 廃止基準 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の各種情報により本部長が廃止を決定したとき。 災害特別警戒本部以下の体制が設置されたとき。 |

3 災害対策本部組織図

国東市地域防災計画（地震・津波対策編）第3部 災害応急対策 第2章 第1節「組織」
「③災害対策本部組織図」「④処理すべき主な事務」を準用する。

ただし、「④処理すべき主な事務」の表中の“地震”を“風水害”と置き換えることとする。

第2節 動員配備

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 動員体制の確立

災害を防ぎよし、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配置は災害対策本部編成事務分掌表において、各課に必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序、方法を重点的に定めるものとする。

2 動員配備体制

(1) 職員等の動員順序

1) 注意体制（総合支所も同様とする。）

| | 組織体制の内容 |
|---------|--|
| ① 動員の基準 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が発表されたとき。 災害の発生が予想されるとき。 その他、総務課長（総合支所長）が必要と認めるとき。 |
| ② 活動 | <ul style="list-style-type: none"> 被害情報収集、巡視、関係機関への連絡活動を円滑に行い得る体制とする。 災害対策連絡室の要員と指名された職員の動員とする。 |
| ③ 要員の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 警戒配備基準に基づいて、要員を確保する。 勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 勤務時間外は、警戒配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。 |

2) 警戒体制（総合支所も同様とする。）

| | 組織体制の内容 |
|---------|--|
| ① 動員の基準 | <ul style="list-style-type: none"> 河川の水位がはん濫注意水位を越えたとき。 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生が予想されるとき。 災害発生危険性が予想され、又は軽微な災害が発生したとき。 自主避難が始まり、又は避難準備情報を発令したとき。 その他、総務課長（総合支所長）が必要と認めるとき。 |
| ② 活動 | <ul style="list-style-type: none"> 気象情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知。 災害応急活動が速やかに実施できる体制準備。 災害警戒本部の本部員と指名された職員を動員する。 |
| ③ 要員の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 1次配備基準に基づいて、要員を確保する。 勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 勤務時間外は、1次配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。 |

3) 非常体制（総合支所も同様とする。）

| | 組織体制の内容 |
|---------|---|
| ① 動員の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、その被害が相当規模におよぶおそれがあるとき。 ・土砂災害情報システムの市内観測局が避難基準を超えたとき。 ・水防警報が発令されたとき。 ・河川の水位がはん濫危険水位を越え、さらに50mm以上の時間降水量が予測される場合。 ・災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 ・災害救助法を適用する災害が発生したとき。 ・その他、市長が必要と認めたととき。 |
| ② 活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の本部員と全職員を動員する。 ・初動マニュアルに基づく災害応急活動を実施する。 |
| ③ 要員の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・配備基準に基づいて、全職員を確保する。 ・勤務中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。 ・勤務時間外は、配備基準に基づいて随時呼び出しにより要員を確保する。 |

(2) 動員配備方針

1) 注意体制（総合支所も同様とする。）

| | 組織体制の内容 |
|----------------------|--|
| ① 災害対策連絡室の要員と指名された職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡室に参集する。（総務課） ・総合支所災害対策連絡室に参集する。（地域振興課） |
| ② その他の職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・動員配備に関する指示に留意し、待機する。 |

2) 警戒体制（総合支所も同様とする。）

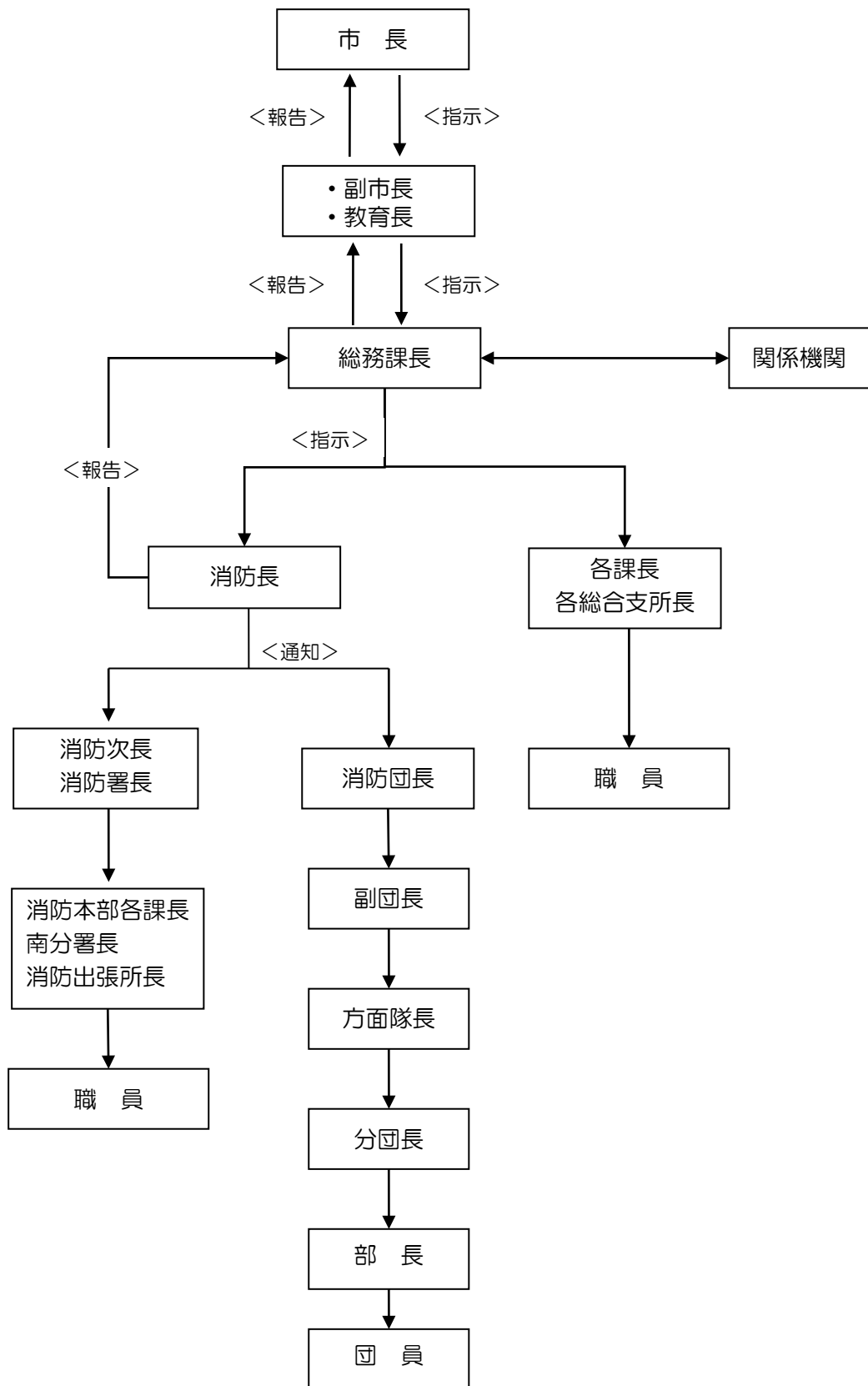
| | 組織体制の内容 |
|---------------------|--|
| ① 災害警戒本部の要員と指名された職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部に参集する。（本庁会議室） ・総合支所災害警戒本部に参集する。（総合支所会議室） |
| ② その他の職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・各部の要員は各所属課に参集する。 ・動員配備に関する指示に留意し、待機する。 |

3) 非常体制（総合支所も同様とする。）

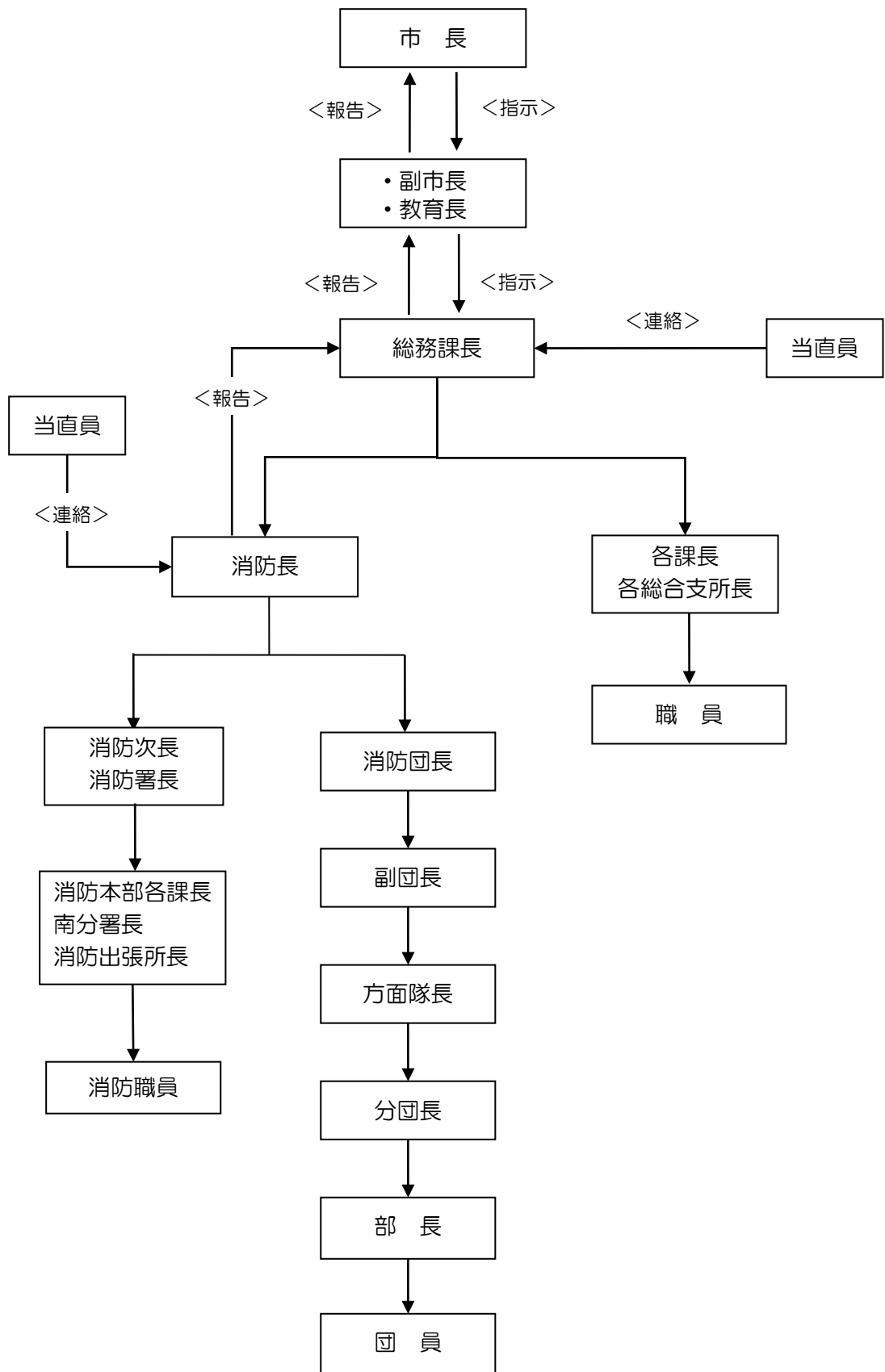
| | 組織体制の内容 |
|-------------|--|
| ① 災害対策本部の人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の本部員は、災害対策本部に参集する。（本庁会議室） ・総合支所災害対策本部に参集する。（総合支所会議室） |
| ② その他の職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・全職員は、勤務地に参集する。 |

(3) 職員等の動員系統

1) 通常の勤務時



2) 勤務時間外



(4) 時間外の参集に当たっての留意事項

1) 災害の状況により勤務地に参集できないときの対応

災害の状況により勤務地に参集できない場合は、次に掲げる市の班へ参集し、当該班長、又は当該班長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

- ・第2の参集場所：最寄りの総合支所
- ・第3の参集場所：最寄りの避難所
- ・第4の参集場所：最寄りの消防団詰所

2) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が発表される可能性がある場合の対応

迅速な応援体制を確立する必要がある場合、職員は、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が発表される可能性がある場合の対応には、必ずテレビ・ラジオ等で気象庁からの警報及び注意報の確認を行う。

3) 参集手段

日常使用する交通手段とするが、災害の状況により徒歩とする。

4) 参集途上の対応

参集途上にあっては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず初動マニュアルに定める様式にしたがって所属長等に報告する。

本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第1に、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

(被害情報報告様式を活用のこと)

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防ぎよ又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 市の通信連絡手段の確立措置

市における通信連絡手段の確立措置は、次により行うものとする。特に、市内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう関係機関の協力も得ながら、確立するものとする。

○ 通信連絡方法

① NTT回線の利用

通常の連絡手段は、NTT回線を利用する。災害等によりNTT回線が輻輳等で通話の困難な場合は、災害時優先電話を利用する。

② 衛星携帯電話

回線が切断され、NTT回線が不通の際には、災害現場等において衛星携帯電話を利用する。

③ 国東市防災行政無線

④ 大分県防災行政無線の利用

NTT回線が使用できない場合は、県との交信は県防災行政無線を活用する。

⑤ ケーブルテレビによる通信連絡

⑥ 報道機関の利用

報道機関との連絡調整は、広報班がこれを行う。

3 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線を利用して通信の確保を図る。

4 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、大分地区非常通信連絡会（事務局：大分県防災対策室内）を構成する無線局に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

（1）通信の内容

- ・人命救助に関すること
- ・被災地への救援に関すること

- 交通通信の確保に関すること
- 秩序の維持に関すること
- その他緊急な事項

(2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、無線局に対しておおむね次の基準により「非常用電文用紙」を使用して通信文を依頼するものとする。

通報文（本文の末尾に記載する発信者名を含む）は、普通の文書形式とし、おおむね3分以内で通話できる程度（かな書き換算して200字以内）にとりまとめる。

宛名、発信人の住所、氏名及び加入電話がある場合は、その電話番号を記入する。通信文の余白に必ず「非常」と朱記明記する。

(3) 非常通信受領後の措置

非常通信を受領した受信者は、その後の通報の受領については、受取人を当該取扱い無線局に派遣する等必要な措置をとる。

第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、大分地方気象台が発表する気象業務法に基づく警報、注意報、情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

1 基本方針

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき、大分地方気象台から発表される防災気象情報については、直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

あわせて県から発令される「水防警報」、「はん濫警戒情報（特別警戒水位情報）」「土砂災害警戒情報」についても各防災関係機関に伝達するとともに、日頃から防災気象情報の内容に十分留意するものとする。

2 市の措置

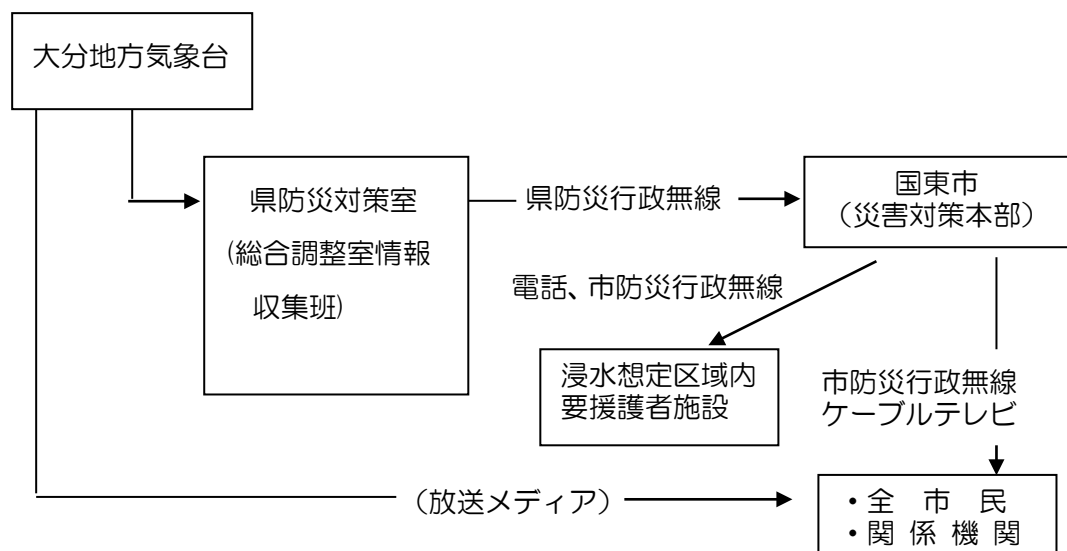
関係機関から警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。

市は土砂災害警戒情報が発令された場合の具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。

3 浸水想定区域内要援護者施設への伝達

水防警報を行う指定河川に係る浸水想定区域内要援護者施設の指定状況については、前もって市民に周知し、洪水警報等が県及び大分気象台から発令された場合、浸水想定区域内の要援護者施設に対して、電話、市防災行政無線を通じて洪水警報等を伝達するように努める。

<伝達図>



第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより実施する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は、関係機関等に協力を求めて調査収集し、とりまとめて防災GIS（地理情報システム）により県に報告する。

2 災害情報の収集調査基準

市及び関係機関は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

なお、災害に関する情報の調査収集・報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

3 国東市の災害情報・被害情報収集・共有体制

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

各班は所掌事項の被害状況を住民、行政区その他関係機関の協力を求め収集し、又は現地調査等の方法により調査収集する。各班が把握した被害状況は、速やかに別に定める様式により本部に報告する。

① 人的被害・住家被害・火災に関する情報（推定情報を含む。）の収集

災害救助法適用や自衛隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

② 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、発信する情報を入手した時刻に留意する。

③ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

医療活動に係る要請の判断基準となる情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

④ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、情報のソース、現場の位置、発信する情報を入手した時刻に留意する。

⑤ 電気、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

迅速な被災現場での活動、応援内容の決定のために不可欠な情報であり、情報のソース、現場の位置に留意する。

⑥ 九州地方整備局職員の受入

国東市内において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、「国東市における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局現地情

報連絡員を災害対策本部に受け入れる。

⑦ ICTの活用

各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。

⑧ その他

大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

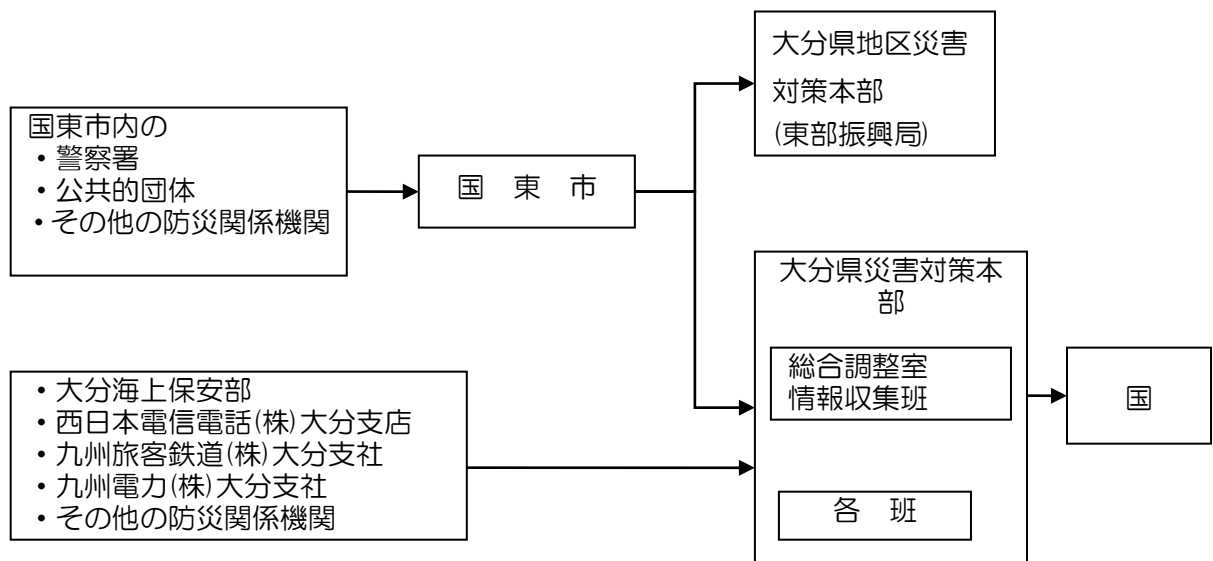
なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。

(2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置

各班が把握した被害状況は、速やかに防災GIS等により県に報告する。

(3) 収集・伝達

総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集・伝達するものとする。



(4) 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置

県への報告手段が途絶した場合は、国（総務省消防庁）へ直接報告する。

資料編の連絡先を参照のこと。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この計画の定めるところによって実施する。

1 災害の認定基準

災害救助における被害の認定基準は、次のとおりである。

(1) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

(2) 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(3) 全壊（焼）、流失

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもをいう。

(4) 半壊（焼）

住家の損壊が甚だしいが補修すれば再使用できる程度のも、具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもをいう。

(5) 床上浸水

前記(3)及び(4)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(6) 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。

(7) 一部破損

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。

(8) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したも、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(9) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

(10) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。「負傷」のうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は次のとおりである。

(1) 1号適用の場合

本市区域内において60世帯以上の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号、以下同様の例による)

| | | | | | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------|
| 官報に公示された最近の国勢調査人口区分 | 5,000人未満 | 5,000人以上 15,000人未満 | 15,000人以上 30,000人未満 | 30,000人以上 50,000人未満 | 50,000人以上 100,000人未満 | 100,000人以上 300,000人未満 | 300,000人以上 |
| 滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数) | 30 | 40 | 50 | 60※ | 80 | 100 | 150 |

※ 国東市該当

(2) 2号適用の場合

大分県下で1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市区域内においても、30世帯以上の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第2号)

| | | | | | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------|
| 官報に公示された最近の国勢調査人口区分 | 5,000人未満 | 5,000人以上 15,000人未満 | 15,000人以上 30,000人未満 | 30,000人以上 50,000人未満 | 50,000人以上 100,000人未満 | 100,000人以上 300,000人未満 | 300,000人以上 |
| 滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数) | 15 | 20 | 25 | 30※ | 40 | 50 | 75 |

※ 国東市該当

(3) 3号前段適用の場合

大分県下で7,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市区域内においても、多数の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第3号前段)

(4) 3号後段適用の場合

本市区域内において、被災世帯を含む被害地域がほかの集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、り災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。(令第1条第1項第3号後段)

(5) 4号適用の場合

多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 災害救助法の適用の手続き

市長は、災害が発生したときは本市区域内の被害状況を収集把握して速やかに県知事に報告するものとし、県知事は救助を実施する場合には、速やかにその内容を市長に通知するとともに公表する。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

| 救助の種類 | 対 象 | 期 間 | 備 考 |
|---------------------|---|-------------------------------------|--|
| 避難所の設置 | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 | 災害発生の日から7日以内 | 1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設場所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者 | 災害発生の日から20日以内に着工 | 1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 炊出しその他による食品の給与 | 1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者 | 災害発生の日から7日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者 (飲料及び炊事のための水であること。) | 災害発生の日から7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |
| 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し日常生活を営むことが困難な者 | 災害発生の日から10日以内 | 1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。 |
| 医 療 | 医療の途を失った者(応急的処置) | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は別途計上 |
| 助 産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は別途計上 |
| 災害にかかった者の救出 | 1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者 | 災害発生の日から3日以内 | 1. 期間内に生死があきらかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上 |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 | 災害発生の日から1か月以内 | |
| 学用品の給与 | 住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 | 災害の発生の日から(教科書)1か月以内(文房具及び通学用品)15日以内 | 1. 備蓄物資は評価額 2. 入学時の場合は個々の実情に応じ支給する。 |
| 理 葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 遺体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 災害発生の日から10日以内 | 1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |

| | | | |
|----------|--|-----------------|---|
| 遺体の処理取扱い | 災害の際死亡した者（埋葬を除く。） | 災害発生の日から10日以内 | 1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び人夫費 | 1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の処理 取り扱い 7. 救済用物資の整理配分 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 実 費 弁 済 | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの | 救助の実施が認められる期間内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

① 県知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

② 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

救助の実施に関する職権の一部を委任された市長は、救助実施記録日計票等を2部作成し、1部は災害対策本部へ、もう1部は担当部署で保管しておくとともに当日提出できない場合は、次の事項を電話等の方法により総務班へ情報提供するものとする。

| 救助の種類 | 情報提供事項 |
|-----------------|-------------------|
| 避難所の設置 | 箇所数、収容人員 |
| 応急仮設住宅の設置 | 設置（希望）戸数 |
| 炊出しその他による食品の供給 | 箇所数、給食数、給食人員 |
| 飲料水の供給 | 対象人員 |
| 被服寝具その他生活必需品の給与 | 主なる品目別給与点数及び給与世帯数 |
| 医療及び助産 | 班数、医療機関数、患者数、分娩者数 |
| 災害にあった者の救出 | 救出人員、行方不明者数 |
| 災害にあった住宅の応急修理 | 対象世帯数 |
| 学用品の給与 | 小・中学校別対象者数及び給与点数 |
| 埋葬 | 埋葬数 |
| 遺体の搜索 | 遺体処理数 |
| 障害物の除去 | 対象世帯数 |

第7節 広域的な応援要請・応援活動

防災関係機関の応援協力は、大規模災害が発生し、市独自では応急対策等の実施が困難な場合は、この節に定めるところにより実施するものとする。

なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県や他市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。

1 相互応援協力体制

(1) 大分県及び市町村相互間の応援協力

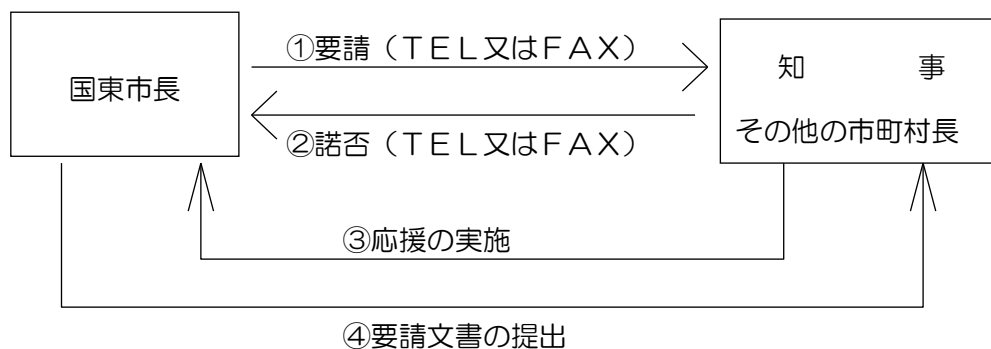
大分県及び大分県内の市町村は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づき災害応急措置に必要な応援を行うものとする。応援の内容は以下のとおりである。

(応援の内容)

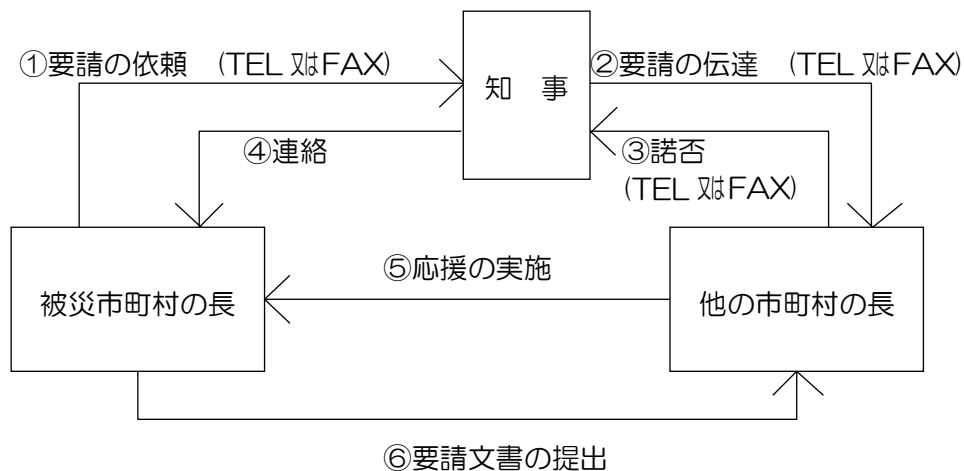
- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容のための施設の提供
- ④ 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 救助及び救難活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- ⑥ ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- ⑦ 火葬場の提供
- ⑧ その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

(2) 応援の手続及び応援の実施

① 国東市が個別に要請するとき



② 個別に応援要請するいとまがないとき



(3) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

(4) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。
- ② 発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（東部振興局の所管区域内）の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- ③ 災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

2 県及び市町村と指定公共機関等相互との連携

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が発生した場合、自ら又は被災関係機関からの要請に基づき、速やかに、必要な応援協力を努めるものとする。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が大規模なものとなった場合 県（総合調整室）は、自ら又は被災を受けた機関からの要請に基づき、近隣市町村、その他関係防災機関に出動を求めるなど必要な応援協力を努めるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)による県及び市町村の援助協力の範囲はおおむね次のとおりとする。
 - ① 被災者の避難保護措置
 - ② 被災者に対する給食給水措置
 - ③ 傷病者に対する応急的な医療救護
 - ④ 応急復旧用資機材の調達供給
 - ⑤ その他被害の拡大を防止するために必要な措置

(4) 他の都道府県等への応援要請

イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請

県単位では十分に応急対策や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合は、県は九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）や国（総務省）に対し応援を要請する。

1) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他応援のための必要な事項

また、この協定等に基づく応援によっても十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援を要請する。

2) 応援要請の種類

上記1)に加えて「資機材の提供」

ロ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請

県は、上記イの応援によっても十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、他のブロック知事会を構成する都道府県に対して、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。

1) 応援要請の種類

- ① 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- ② 施設、提供業務の種類又はあっせんの内容
- ③ 職種及び人数
- ④ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- ⑤ 応援期間
- ⑥ 前各号に定めるものの他必要な事項

ハ 「国東市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく応援要請

国東市内において大規模災害が発生した場合、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の災害対策用車両等を有する国土交通省九州地方整備局に応援要請を行う。

3 応援の受け入れ体制の確保

応援決定がなされた場合は、以下の点について検討する。

- イ 受入れにあたっての交通ルート
- ロ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

4 経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた国東市の負担とする。

第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣の要請

市長は、市内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長（陸上自衛隊第41普通科連隊：別府駐屯地）にその内容を通報することができる。この場合、市長は速やかに県知事にその旨を通知するものとする。

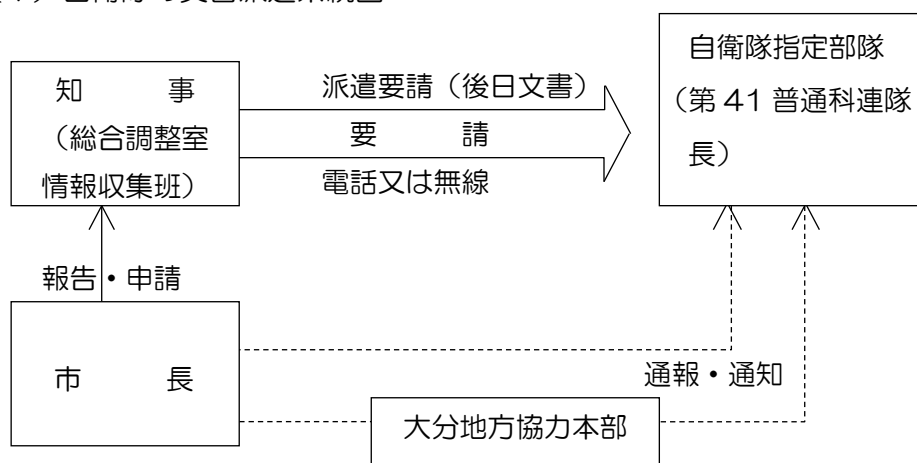
2 派遣要請の方法

市長が県知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を県知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請はとりあえず電話等で行い、その後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

| 要 請 先 等 | 連 絡 方 法 等 | 指定部隊等の長 | 備 考 |
|-----------------------|---------------------------------|---|--|
| 陸 上 自 衛 隊 | 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地) | 別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852 | 連隊長 大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄 |
| | 西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地) | 大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-2111 | 隊長 大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄 |
| | 第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地) | 玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116 | 大隊長 大分県の西部(日田市、日田郡及び玖珠郡)を管轄 |
| | 第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地) | 福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233 | 師団長 九州北部4県(大分県含む)全域 |
| | 西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (陸軍駐屯地) | 熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線 2256,2257 | 総監 九州・沖縄(大分県含む)全域 |
| 海 上 自 衛 隊 | 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室 | 広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号) | 総監 大分県沿岸部全域を管轄 |
| 航 空 自 衛 隊 | 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課 | 福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2333~4 FAX 092-581-4031 内線6923 | 司令官 大分県全域を管轄 |
| 地 本 等 | 自衛隊 大分地方協力本部 総務課 | 大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271 | 本部長 緊急の場合等における連絡先 |
| | 海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科 | 佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370 | 隊長 呉地方総監部との連絡調整 |

(3) 要請先

大分県生活環境部防災対策室：大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3155、3152 FAX 097-533-0930

防災行政無線 200-264、204 FAX 200-387

第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

電話 093-321-2931

大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

3 災害派遣部隊の受入体制

次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

(1) 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

(2) 連絡調整員の指定

自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

(3) 宿舎のあっせん

派遣部隊の宿舎等のあっせんを行うものとする。この場合、学校、公民館等を宿泊施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

(4) ヘリポートの設置

以下の臨時ヘリポートの基準を満たす用地をヘリポートとして設定する。

- 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- 着陸地点には、基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。
- 着陸地点及びその近傍において運航上の支障となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(5) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

(6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 遭難者等の搜索救助
- 水防活動

- ・ 消防活動の支援
- ・ 道路又は水路の啓開
- ・ 応急医療、救護及び防疫
- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 援助物資の無償貸付又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

- ・ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- ・ 他人の土地等の一時使用等
- ・ 現場の被災工作物等の除去等
- ・ 住民等を応急措置の業務に従事させること。
- ・ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

| 作業区分 | 器 材 名 | | 主 要 作 業 内 容 | |
|-----------------------|--------------------|---------------|---|--|
| 交 通 等 | フルドーザ | 小 型 | 1. 土砂の切取り、盛土 2. 側溝掘削 3. 土砂運搬 4. 地ならし | |
| | | 中 型 | | |
| | | 大 型 | | |
| | バスケットローダ | | | 1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り |
| | クレーダ | | 1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪 | |
| | トラッククレーン (20トン) | | 1. 重量物の吊り上げ(クレーン) 2. 土砂掘除、積込み(ショベル、その他) | |
| | ダン プ ブ | 2 1/2ト、3 1/2ト | 土砂運搬 | |
| | | 4トン | | |
| | 油圧シャベル | | 側溝掘削 | |
| | 橋(人員用) | | 人員の通過 | |
| | (車 両 用) 橋 | 鋼製道板橋(MZ) | | 車両の通過 |
| | | 浮のう橋(M4AZ) | | // |
| | | 自走架柱橋 | | // |
| 自走浮橋 | | // | | |
| ポート | | 人員、物量の水上輸送 | | |
| 給水給食 | 浄水セット | | 浄水(1セットの展開に約10m ² の地積が必要) | |
| | 野外炊事1号 | | 給食 | |
| 消 毒 ・ 衛 生 | 除染車 | | | |
| | 化学加熱器 | | | |
| | 噴 霧 器 | 背負式 | | |
| | | 車載式 | | |
| | | 動力I型 | | |
| | 入浴セット | | 入浴 | |
| 洗濯セット | | 洗濯 | | |

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

| 旗の識別 | 事態 | 事態の内容 | 希望事項 |
|------|--------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 赤旗 | 緊急事態発生 | 人命に関する非常事態(急患又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。 | 緊急着陸又は隊員の降下を乞う。 |
| 黄旗 | 緊急事態発生 | 食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。 | 市役所又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。 |
| 青旗 | 異常なし | 別段の異常は発生していない。 | 特に連絡する事項はない。 |

6 災害派遣の撤収要請

派遣の目的を完了し、またその必要がなくなった場合は、市長は県知事に対して、撤収について要請するものとする。撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請するものとする。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常派遣を受けた側の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と県知事が協議して定めるものとする。

- ・派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置及び通話料金
- ・派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- ・派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- ・その他協議により決定したもの

第9節 技術者、技能者及び労務者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、この節に定めるところによって行うものとする。

1 技術者、技能者の確保体制

市長は、市が実施する災害応急対策に必要な技術者、技能者の確保を行う。

国東市災害対策本部の各班は、人員の確保が必要な場合、本部班を通じて人員の確保を求める。

市において災害応急対策に必要な技術者、技能者の確保が困難な場合は、県に人員の確保を要請する。

1) 技術者及び技能者の確保対策

応急対策を実施する場合、市の職員を動員しても技術者及び技能者が不足するときは、県及び他の防災機関並びに民間に応援を求めるものとする。

市長は、技術者、技能者を確保するために特に必要がある場合は、災害対策基本法第65条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

また、同法第71条の規定により、県知事から委任を受けた場合についても、従事命令を執行することができる。

2 労務者の確保対策

(1) 労務供給の実施責任体制

イ 災害対策に必要な労務者の要員の供給は、市長が行う。

ロ 実施担当

労務供給の実施は、市長の指示により関係機関の協力を得て各対策部が担当するものとする。

(2) 労務者の確保要請

災害の状況により、各対策部が労務者を必要とするときは、理由、作業内容、従事場所、所要人員、集合場所等を示し、各対策部長に要請するものとする。

(3) 労務者の確保方法

① 民間団体の活用

婦人会、区長会等の民間団体に、次に掲げる事項について労務提供を要請するものとする。

- ・避難所に収容されたり災者の世話
- ・炊出し
- ・救助物資の配布
- ・飲料水の供給
- ・清掃及び防疫作業
- ・被害調査
- ・その他災害応急措置の応援

② 県に対する応援及び派遣要請

市において応急対策を実施する労務の調達、供給が困難な場合は、県に応援又は派遣の要請を行うものとする。

③ 労務者の雇上げ

市の災害対策部員及び民間団体等の協力を求めても労力に不足を生じたときは、次により労務者の雇上げをするものとする。

・ 労務者雇上げの範囲

- a 被災者の避難
- b 医療助産のための移送
- c 被災者の救出及び救出に要する機械器具資材の操作
- d 飲料水の供給
- e 救助物資の整理、輸送及び配布
- f 遺体の搜索処理

・ 職業安定所長に対する労務者の確保要請

市において労務者の雇上げができないときは、別府公共職業安定所に対し、労務者の確保を要請するものとする。

④ 労務者雇上げ賃金の基準

労務者の賃金は、市における通常の日雇民間賃金のおおむね2～3割高以内とする。

⑤ 災害救助法の適用による労務者の雇上げ

災害救助法が適用された場合は、り災者の救助を実施するため必要な労務者は、県がこれを実施する。ただし、救助を迅速に行う必要のあるときは市が県知事の委任を受けて実施する。

イ 労働者雇用の範囲

| 種 別 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 被災者の避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。 |
| 医療助産のための移送 | <ul style="list-style-type: none"> ・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。 |
| 被災者の救出 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。 |
| 飲料水の供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。 |
| 救助物資の整理、輸送及び配分 | <ul style="list-style-type: none"> ・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積み下ろし、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 <p>(注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。</p> |
| 行方不明者の搜索 | <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。 |
| 遺体の取扱い (埋葬を除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。 |

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「遺体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

□ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第10節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応じられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定されボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。このため、県及び市においてはボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、ボランティアの参加を促すとともに、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 組織体制

災害時から復旧期まで福祉対策班にボランティア受入担当をおき、ボランティアへの情報提供等、市のボランティアに関する総合窓口としての活動を行う。

3 ボランティア活動の支援

社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動に関する総合調整活動を支援するとともに、これらの団体に対し被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供に努める。

(1) 情報の提供

ライフライン・公共機関の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、各種ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体に的確に提供する。

(2) 活動拠点の提供

被災地もしくは災害対策本部周辺に災害ボランティアセンタースペースを提供し、ボランティアの活動拠点の提供に努める。

(3) 活動資材の提供

ボランティア活動拠点における、必要な各種資機材の提供に努める。

4 現地災害ボランティアセンターの役割

イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。

ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。

○一般ボランティア・NPO活動例

- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・その他被災者の生活支援に関する活動

○専門ボランティア・NPO活動例

- ・生活支援ニーズの把握
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物など資材の輸送
- ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

第11節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した際には、交通網の寸断等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という）が多数発生することが予想される。このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、市町村のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

国東市及び防災関係機関においては市民・事業所等に対して、各種の手段により、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、代替交通手段を確保するため、交通事業者と調整を図るものとする。

第12節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところによって実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施するものとする。

2 応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保対策

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、土木班において調達供給するものとし、生産、出荷、販売等の業者に対して、文書又は関係職員を派遣して以下の要請を行い、応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保を図る。

(1) 業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

- ・ 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- ・ 指定する品目について適正な価格による受給に関する要請
- ・ 指定する品目について数量の確保に関する要請
- ・ 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- ・ その他必要と認める事項についての要請

(2) 物資等の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。市外業者等から調達供給する場合は、大分県知事に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 応急用・復旧用物資及び資機材の調達が困難な場合の措置

大規模な災害の発生等により、応急用・復旧用物資及び資機材の調達が市内において困難な場合は、県又は指定地方行政機関に対して、必要な物資及び資機材の調達、あっせんを求め、その調達供給を行う。

4 物資等の強制調達措置

災害対策基本法第71条第2項の規定により、県知事から従事命令等の委任を受けた場合は、県地域防災計画の物資等強制調達措置に基づいて、物資及び資機材の保管又は収容を実施する。

第13節 交通確保

災害時における道路施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等は、この節の定めるところによる。

1 交通確保の基本方針

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速・的確な交通の確保を図るものとする。

2 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置の体制

(1) 被災状況の把握

災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送路線及びその他主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

(2) 道路管理者との連携

区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに大分県地区災害対策本部庶務班及び国東警察署に通報するとともに、当該道路管理者と連携して代替道路の確保や大分県建設業協会国東支部との「大規模災害時等における応急復旧工事等についての協定書」により応急措置の実施に努めるものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

3 災害時における交通規制

(1) 道路交通の規制対策

① 交通状況の収集

警察機関は、関係機関の協力を得て常に市内の交通事情を収集し、その状況を一般の公表に付すものとする。

土木班は常に警察機関と協力して所管区域内の交通事情の収集、把握とその復旧に努めるものとする。

② 交通規制の法的根拠

災害時の交通規制は、次の法令の規定に基づき実施する。

| 規制を実施するもの | 規制内容 | 規制の理由等 | 規制対象 | 根拠法令 |
|-----------|-----------|--|-------------|----------------|
| 公安委員会 | 通行の禁止又は制限 | 市内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき | 歩行者 車両等 | 道路交通法第4条1項 |
| | 同上 | 市内又は隣接市町村に災害が発生した場合に、災害対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。 県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき | 緊急通行車両以外の車両 | 災害対策基本法第76条第1項 |
| 警察署長 | 通行の禁止又は制限 | 所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。 | 歩行者 車両等 | 道路交通法第5条1項 |
| 警察官 | 同上 | 災害発生において車両等の通行が著しく停滞し、又混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 | 車両 | 道路交通法第6条2項 |
| | 同上 | 災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき。 | 歩行者 車両等 | 道路交通法第6条4項 |
| 道路管理者 | 同上 | 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき。 | 同上 | 道路法第46条1項 |

③ 災害応急対策のための交通規制

緊急通行車両以外の交通規制として、大分県公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、道路の区間（災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

④ 車両運転者の責務の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

- 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
- 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 避難のために車両を使用しないこと。
- 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること。
 - 速やかに、車両を次の場所に移動させること。(道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所、区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所)
 - 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車すること。その際、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

(2) 海上交通規制対策

① 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部に要請し航路又は区域を指定し、船舶の港泊を禁止し又は制限する。

② 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関等に協力を求めるものとする。

第14節 緊急輸送

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この節の定めるところによって迅速的確に実施する。

1 緊急輸送の責任体制

災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災機関がその全機能をあげて実施するものとする。この場合、被災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、市がこれを実施し、他の防災機関は、この緊急輸送に積極的に協力するものとする。

なお、市長は輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、次のうち最も適切、かつ迅速に行われるもの又はそれらの組合せの方法を用いて実施するものとし、当該輸送を実施する機関が災害の状況に応じて決定するものとする。

ただし、災害の状況により道路交通が途絶した場合のほかは、車両によって輸送を行うものとする。

(1) 車両による輸送（道路によるもの）

イ 車両の確保及び配車

農業・輸送班は、緊急輸送時の車両の掌握、確保及び配車を計画的に行うものとする。

ロ 配車の要請

各班は、車両を必要とする場合は農業・輸送班に配車要請を行うものとする。

ハ 市有車両以外の車両の確保

災害の状況により、市有車両以外の車両を必要とする場合は、農業・輸送班長は、他の公共団体及び民間の車両を確保し、配車するものとする。

ニ 緊急輸送のための交通規制の要請

広範囲にわたる緊急輸送を実施する場合において、当該輸送区間における緊急車両以外の車両の通行禁止等の制限を必要とするときは、市長は国東警察署を通じて公安委員会に制限の実施を要請するものとする。

また、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を推進するものとする。

(2) 船舶による輸送

災害の状況により陸上輸送が不可能な場合、又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要物資、人員等の輸送を実施するものとする。この場合、市内の船舶を借上げて行うものとする。

(3) 航空機による輸送（空中によるもの）

地上輸送がすべて不可能で、緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ県の防災ヘリコプター若しくは自衛隊にヘリコプター等の出動を要請するものとする。

(4) 人力による輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行うものとする。

3 緊急輸送の基準

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な道路（国道213号、主要県道等）や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地へ搬送する傷病者及び被災者
- ④ 輸送施設（道路等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

4 輸送拠点（緊急輸送基地）の設置

県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点を、教育委員会生涯学習課安岐分室とする。

5 緊急輸送の調整

大規模な災害における救済用資機材の緊急輸送は、おおむね次の例により誘導指示を実施するため、誘導指示を受けた他の防災機関は、これに協力するものとする。

- ① 市内における輸送経路、輸送場所及び配送・配分については国東市又は警察署
- ② 県内市町村間又は県外からの輸送経路、輸送場所又は転送については警察本部、警察署及び大分県

6 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に救済用物資を緊急輸送する場合、関係防災機関は相互に協力するものとし、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。

防災関係機関が緊急輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ緊急輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て、当該輸送区間における緊急車両以外の車両通

行禁止又は制限を申し出るものとする。

7 災害救助法の規定による緊急輸送

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県がこれを実施する。ただし県の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が県知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲と期間

| 輸送の範囲 | | 輸送実施の認められる期間 |
|---------------------------------|--------------------|---|
| 被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送） | | 災害が発生し又は発生しようとする1両日 |
| 医療に関する輸送(人員輸送) | | 発生の日から14日以内 |
| 助産に関する輸送(人員輸送) | | 発生の日から13日以内 |
| 被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送） | | 発生の日から3日以内 |
| 飲料水の供給に関する輸送(飲料水,ろ水機等,資機材輸送) | | 発生の日から7日以内 |
| 救 援 用 物 資 輸 送 | 炊出し用食料、調味料及び燃料等の輸送 | 発生の日から7日以内 |
| | 医薬品及び衛生材料の輸送 | 発生の日から14日以内 |
| | 被服、寝具、その他の生活必需品の輸送 | 発生の日から10日以内 |
| | 学用品の輸送 | 教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内（救護用物資輸送） |
| 遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送） | | 発生の日から10日以内 |
| 遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く） | | 発生の日から10日以内 |

(2) 輸送に要する経費の基準

市における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ・輸送料（運賃）
- ・借上料
- ・燃料費
- ・消耗品機材
- ・修繕料

(3) 帳簿等の整備

災害救助法に基づく輸送を実施した場合には次の帳簿等を整備し、保存しておかねばならない。

- ・輸送記録簿
- ・燃料及び消耗品受払簿
- ・修繕費支払簿
- ・輸送費関係支払証拠書類
- ・救助実施記録日計票

8 輸送用車両等の確保

自動車による輸送の場合は、市が保有する車両を使用するが、不足する場合は民間営業用車等を借上げる。さらに、不足する分は民間自家用のものを借上げるものとする。

自動車以外の輸送機物による輸送を必要とする場合には、関係機関に対し輸送を要請し、また民間営業用のものを借上げる。

第15節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節の定めるところによって実施する。

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるよう、あらゆるメディアを活用して積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、市民からの通報や問合せに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だし、それを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 広報活動・災害記録活動の措置

(1) 実施体制

災害対策本部が設置されている間の広報は広報班が担当する。

(2) 広報資料の収集

情報班は関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の情報及びその資料を収集する。

- ・ 気象情報
- ・ 災害情報及びその資料
- ・ 避難等の措置の状況
- ・ 消防本部、消防団、自衛隊等の出動状況
- ・ 応急対策の情報及びその資料
- ・ その他、災害に関する各種措置の情報

(3) 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- ・ 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- ・ 記事、写真、動画、図表の整備、記事の他添付資料の整備に留意すること。
- ・ 広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

(4) 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- ・ 災害の発生場所及び発生原因
- ・ 災害の種別及び発生日時
- ・ 被害の状況
- ・ 安否情報

- ・ 応急対策の状況
 - ・ 住民に対する避難勧告・避難指示及び避難所等の状況
 - ・ 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- (5) 庁内の広報措置及び関係機関に対する連絡
- ・ 気象情報、災害情報及び被害状況の推移を庁内LAN等の手段を用いて職員に周知する。
 - ・ 特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。
- (6) 住民に対する広報
- 住民に対する災害情報及び応急措置の状況は次の区分により広報する。
- ① 災害発生前
- 災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等を取りまとめ、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。
- ② 災害発生後
- 災害の発生中又は発生後は被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等を具体的に周知し、人身の安全を重点にして防災行政無線やケーブルテレビ(CATV)、電話、広報車等を活用し、住民に周知する。
- (7) 要配慮者対策
- 在宅高齢者、障がい者に対する広報は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる人を通じて行うものとする。
- 旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者を通じて行うものとする。
- (8) 市民からの通報、問合せへの対応
- 市民からの通報、問合せについては、情報班が対応し、重要事項については、関係対策班に伝達する。
- (9) 災害記録活動
- 広報班は、災害の情報を集約し、写真又はビデオ等を用いて独自の災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。
- (10) 安否情報の対応
- 市は、被災者の安否について住民等から照会のあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

本節は、風水害等による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

市内で風水害が発生するおそれのある場合、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

県等から特別警報、警報の発表について、伝達を受けた場合、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により、風水害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、広報車等の多種多様な手段を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

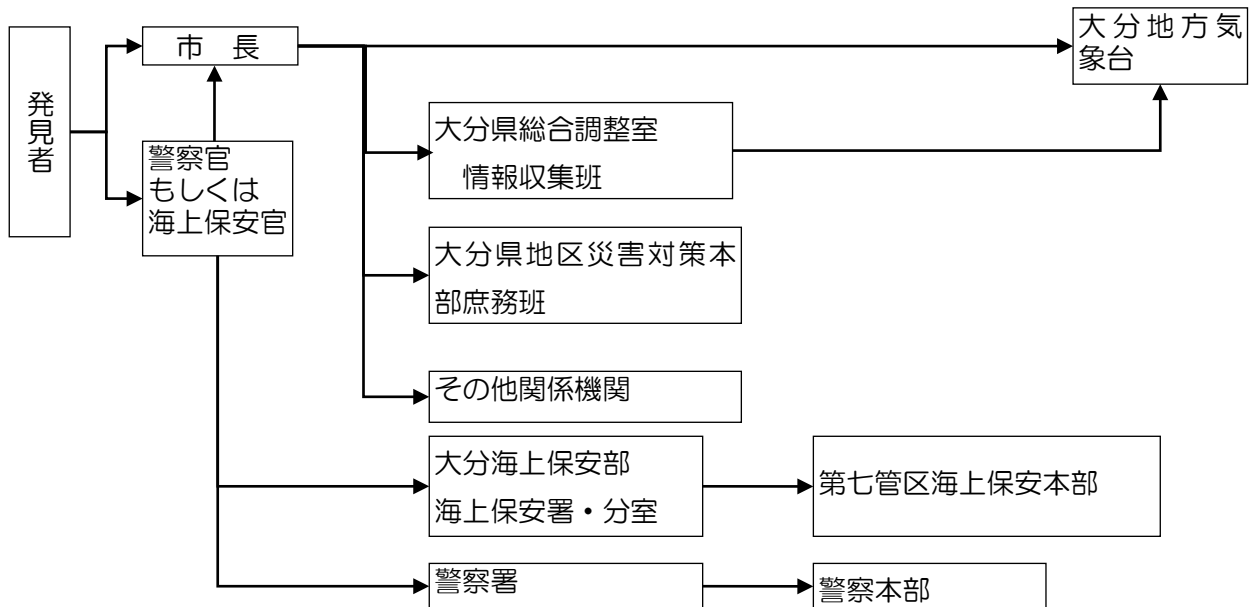
(1) 基本方針

山・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市役所、消防本部、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

- | | |
|-------------------|----------------|
| イ 市役所（執務時間中は総務課 | ☎0978-72-5160) |
| （国見総合支所 | ☎0978-82-1111) |
| （武蔵総合支所 | ☎0978-68-1111) |
| （安岐総合支所 | ☎0978-67-1111) |
| （執務時間外は市役所宿日直警備員へ | ☎0978-72-1111) |
| 災害対策本部設置時は、 | ☎0978-72-1111 |
| ロ 国東市消防本部 | ☎0978-72-1101 |
| ハ 国東警察署 | ☎0978-72-2131 |

(2) 市の措置

発見者、警察官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、関係機関に通報し必要な措置を求める。



(3) 関係機関への通報

異常現象発見の通知を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに、必要に応じて次の機関に通報するものとする。

- ① 大分地方気象台 (☎097-532-2247)
- ② 大分県(防災対策室) (☎097-506-3155)
- ③ 東部振興局 (☎0978-72-1212)
- ④ 国東土木事務所 (☎0978-72-1321)
- ⑤ 国東警察署 (☎0978-72-2131)
- ⑥ 消防本部 (☎0978-72-1101)
- ⑦ その他関係機関

第2節 火災に関する情報の収集・伝達

本節は、火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、以下の情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

- 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- 被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

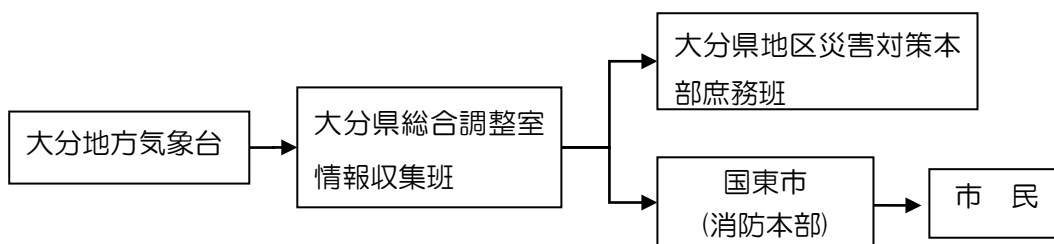
(1) 基本方針

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、市は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

- 火災気象通報：消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。
- 火災警報：消防法に基づいて市町村長が県知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

火災気象通報及び火災警報の伝達系統は、次の系統により、市民に伝達する。



(3) 火災警報の周知方法

火災警報の周知は、以下の方法により周知徹底する。

- ① 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ② 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ③ 主要地域における吹流しの掲揚
- ④ 防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)による放送
- ⑤ その他市広報車による巡回宣伝

2 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い市民に注意を喚起することとする。

(2) 国東市の措置

防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)、広報車等を用いて市民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは防災国東市です。
消防本部からお知らせします。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。

第3節 水防

本節は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定をはかることを目的とする。

1 水防組織

県知事は大分県水防本部（以下「本部」という。）を土木建築部河川課に、大分県水防支部（以下「支部」という。）を各土木事務所に設置する。

2 本部等の設置と業務分担

（1）設置の時期

大分地方気象台より大雨に関する警報、高潮警報及び津波警報が発表されたときから、危険が解消するまでの間においては、本部及び支部を設置するものとする。なお、注意報が発表されたときは、準備体制をとる。

（2）支部の業務

- 水防警報の発令等水防活動に関すること。
- 本部及び所轄管内水防管理者（法第2条第2項に基づく市町村長をいう。以下「水防管理者」という。）との連絡調整に関すること。
- 雨量、水位、津波等気象情報の収集及び本部への報告。
- 管内の土木建築関係施設の被害状況のとりまとめ。
- 一般被害状況のとりまとめ。
- 現地応急対策及び復旧資材等の確保に関すること。
- 法第29条の規走に基づく避難のための居住者への立ち退きの指示に関すること。
- 法第30条の規定に基づく水防上緊急時の水防管理者、消防機関の長への指示に関すること。

3 水防警報

（1）水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

（2）支部長は、洪水、津波又は高潮に際し水災のおそれがあると認めるときは水防警報を発し、その旨を直ちに関係水防管理者、その他必要に応じて関係機関に通知するとともに、本部長に報告するものとする。

- (3) 本部長は法第 16 条の第 2 項の規定により、国土交通大臣から通知を受けたときは、直ちにその旨を支部長に通知するものとする。
- (4) 支部長は前項の通知を受けたときは、直ちに通知事項を関係水防管理者、その他必要に応じて関係機関に通知するものとする。
- (5) 法第 16 条の第 1 項の規定により国土交通大臣及び県知事が水防警報を行う指定河川海岸区域は、伊美川、田深川、武蔵川、安岐川、荒木川、吉松川となっている。
- (6) 水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位は、伊美川、田深川、武蔵川、安岐川、荒木川の水位観測所設置箇所において、定められている。
- (7) 水防警報の伝達系統及び書式は県水防計画資料第 4 とする。
- (8) 水防警報の種類は下記のとおりとする。

- 洪水または高潮の場合

- 第一段階 待機

- 大分地方気象台の雨又は高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

- 第二段階 準備

- 水防団待機水位を越え、はん濫注意水位を突破すると思われるとき。

- 第三段階 出動

- はん濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

- 第四段階 解除

- はん濫注意水位以下に水位が下がり再び増水するおそれがないと判断される時。

- 津波の場合

- 第一段階 出動

- 気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、汨濫危険水位を超えるおそれがあるとき。

- 第二段階 解除

- 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。
 - 水防活動の必要があると認められなくなったとき。

- 警戒の種類

| 種 類 | 内 容 |
|----------------|---|
| 第 1 段階 (出動) | 水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの |
| 第 2 段階 (解除) | 水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防活動を終了する旨を通知するもの |

4 重要水防区域等

(1) 重要水防区域

洪水又は高潮に際し水防上特に注意を要する区域でかつ県水防計画第5の2に該当する区域。区域は県水防計画資料第14とする。

国東土木事務所管内においては、安岐川、武蔵川、吉松川、荒木川に指定されている。

(2) 水防区域

洪水又は高潮に際し水防上注意を要する区域でかつ防県水防計画第5の1に該当する区域。前項の区域は県水防計画資料第14とする。

国東土木事務所管内においては、竹田津川、櫛来川、櫛来港海岸、伊美川、武蔵川、岐部川、来浦川、富来川、田深川、横手川、清流川、内田川、吉広川、大海田川、古市・内田海岸、荒木川、安岐海岸に指定されている。(同一河川複数の水防区域が指定されているため、18河川海岸で23ヶ所の水防区域となる。)

(3) 重要浸水区域

国東土木事務所管内においては、武蔵川、安岐川、吉松川、荒木川に指定されている。

5 洪水予報の通知

(1) 県管理河川

本部長は、法第11条第1項の規定に基づき、洪水のおそれがあると認められるときは、大分地方气象台と共同して、その状況と水位を示して洪水予報を発し、速やかにその旨を関係支部長へ通知するものとする。

通知を受けた支部長は、速やかにその旨を関係水防管理者に通知するものとする。

法第11条第1項の規定に基づく洪水予報の通知に係る水系、種類、基準、区域及び伝達系統は県水防計画資料第5のとおりとする。

6 水位の通報

水防管理者(国東市長)は、洪水のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次の号に該当したときは支部長(国東土木事務所長)に通報しなければならない。

イ 水防団待機水位に達したとき。

ロ はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位に達したとき。

ハ 最高と思われる水位に達したとき。

ニ はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき。

支部長は前各号の通報を受けたときは、その旨を本部長に報告しなければならない。

本部長は必要に応じて関係機関に通知するものとする。

7 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

水防管理者(国東市長)は次の各号に該当する場合は、支部長(国東土木事務所長)に通知しなければならない。

イ 消防機関(水防団)等が出動したとき。

□ 堤防等に異常を発見したとき、又は応急処置をしたとき。
通知を受けた支部長は、直ちに通知事項を本部長に報告するものとする。

8 避難のための立ち退き

支部長（国東土木事務所長）は、避難の必要があると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対して立ち退きの指示をすることができる。

指示をした場合は、直ちに指示事項を当該水防管理者（市長）及び本部長（県知事）に報告するものとする。

9 決壊の通知

堤防等が決壊し、又は決壊のおそれがあると認めた場合には、当該水防管理者は、直ちにその旨を支部長に通知するものとする。

通知を受けた支部長は、直ちに通知事項を本部長に報告するものとする。

10 水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は県水防計画資料第 12 のとおり定める。

11 公用負担

法第 28 条の規定により、水防管理者（国東市長）及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

前項の場合水防管理者（国東市長）は、損失を受けた者に対し補償しなければならない。

12 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1 3 水防活動に従事する者の安全確保

水防管理者及び消防機関の長は洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものがない場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

1 4 水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び応援

• 下水道管理者

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1. 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
2. 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
3. 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
4. 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
5. 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

1 5 水防活動の報告

水防管理者（国東市長）は水防活動を終結したときは、遅滞なく県水防計画資料第9の第1号様式により支部長（国東土木事務所長）に報告しなければならない。

報告を受けた支部長は、県水防計画資料第9の第2号様式により本部長（県知事）に報告

するとともに本部長は当該支部長からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

16 水防用備蓄資材、器具

支部及び各水防管理団体における資材、器具の配置は県水防計画資料第14のとおりとする。

支部は毎年4月1日までに各水防管理団体の保有する資材を本部に報告しなければならない。

17 災害ハザードマップの配布

法第15条の規定により、災害ハザードマップを作成し、浸水想定区域を住民に公表するとともに、安全な避難路、避難所、緊急連絡等を掲載し全世帯に配布している。また、国東市のホームページ上でも閲覧することができる。

第4節 避難の勧告・指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容するなどの身体・生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

1 避難勧告・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を逸しないよう必要な措置をとらなければならない。特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、県知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

●避難勧告・指示を行うもの

- ・市長（災害対策基本法第60条）
- ・警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ・水防管理者（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。（自衛隊法第94条））

2 避難勧告・避難指示（緊急）等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難勧告等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

（1）避難措置の区分

① 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉

② 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉

③ 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

【基準】

国東市に大雨、洪水注意報のいずれか1つ以上が発せられ、当該地域内に災害が発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき。

河川水位がはん濫注意水位に近づき、さらに雨量観測地点で1時間雨量40ミリ、土壌雨量指数基準99、流域雨量指数基準（安岐川＝6、田深川流域＝10）を観測し、避難を要すると判断されるとき。

④ 避難勧告（警戒レベル4）…事前避難

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

【基準】

国東市に大雨、洪水警報のいずれか1つ以上が発せられ、河川水位がはん濫注意水位を突破し、洪水が発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき。

河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に水害が発生するおそれがあると判断されるとき。

平坦地—1時間雨量60ミリ、平坦地以外—1時間雨量70ミリ、土壌雨量指数基準132、流域雨量指数基準（安岐川＝7、田深川流域＝12）が断続的に観測されるものと予想されるとき。

大分地方気象台から、土砂災害警戒情報が発表され、急傾斜地崩壊、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害の発生が予想されるとき。

⑤ 避難指示（緊急）（警戒レベル4）…緊急避難

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

【基準】

河川水位がはん濫危険水位を突破し、洪水による災害が発生し又は著しく危険が切迫していると認められるとき。

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害が発生し、災害の拡大が予想され、速やかな避難を要すると判断されるとき。

⑥ 災害発生情報（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。

⑦ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難勧告・避難指示（緊急）等の情報伝達

- ① 避難勧告等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号により、住民に周知する。
- ② 災害対応支援システムで入力した避難勧告・避難指示（緊急）等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

(3) 避難経路及び誘導方法

- ① 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。
- ② 避難者の誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。
- ③ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。
- ④ 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関へ援助を要請する。
- ⑤ 避難者の誘導の経路はできる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
- ⑥ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- ⑦ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会単位で行う。
- ⑧ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等としその他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。服装はできる限り軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。
- ⑨ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 避難所の指定

避難所は、浸水想定区域外の場所を原則とするが、風水害の場合、次の点に留意する。

- ① 避難所の開設に当たって、市長は、避難所の管理者等の協力を得て、土砂災害などの二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- ② 市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置

- ④ 避難後における財産保護の措置
 - ⑤ その他
- (5) 自主避難体制の整備
- 土砂崩れなど前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難については、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。
- また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見し、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあって自主的に避難するよう心がけるものとする。
- (6) 要配慮者への配慮
- 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。
- (7) 学校、社会福祉施設等における避難
- 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、施設管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。
- 浸水想定区域内要援護者施設の管理者は、避難準備の呼びかけに注意し、入所者の安全な避難に努める。
- 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。
- ① 避難実施責任者
 - ② 避難の順位
 - ③ 避難誘導責任者及び補助者
 - ④ 避難誘導の要領及び措置
- (8) 車両等の乗客の避難措置
- 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 伝達の方法

市長は避難の勧告又は指示をしたときは、関係機関と協力して次の方法のうち実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。また、県知事、警察官等から避難の指示等があった場合も同様とする。避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班に報告する。

- ・サイレン、警鐘
- ・防災行政無線
- ・ケーブルテレビ(CATV)
- ・電話
- ・広報車等

- 消防職員、消防団員、警察官、市職員による巡回
- 自主防災組織
- 報道機関

4 避難勧告等の解除

避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第5節 救出救助

土砂災害により生き埋めとなった者、洪水等により孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

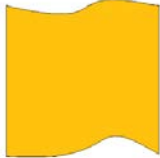

被災者の救出救助及び搬送については、市長が警察等関係機関に応援を求めて速やかに実施する。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

2 救出の対象者

災害のため現に身体生命が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。

3 避難所情報に関するサイン

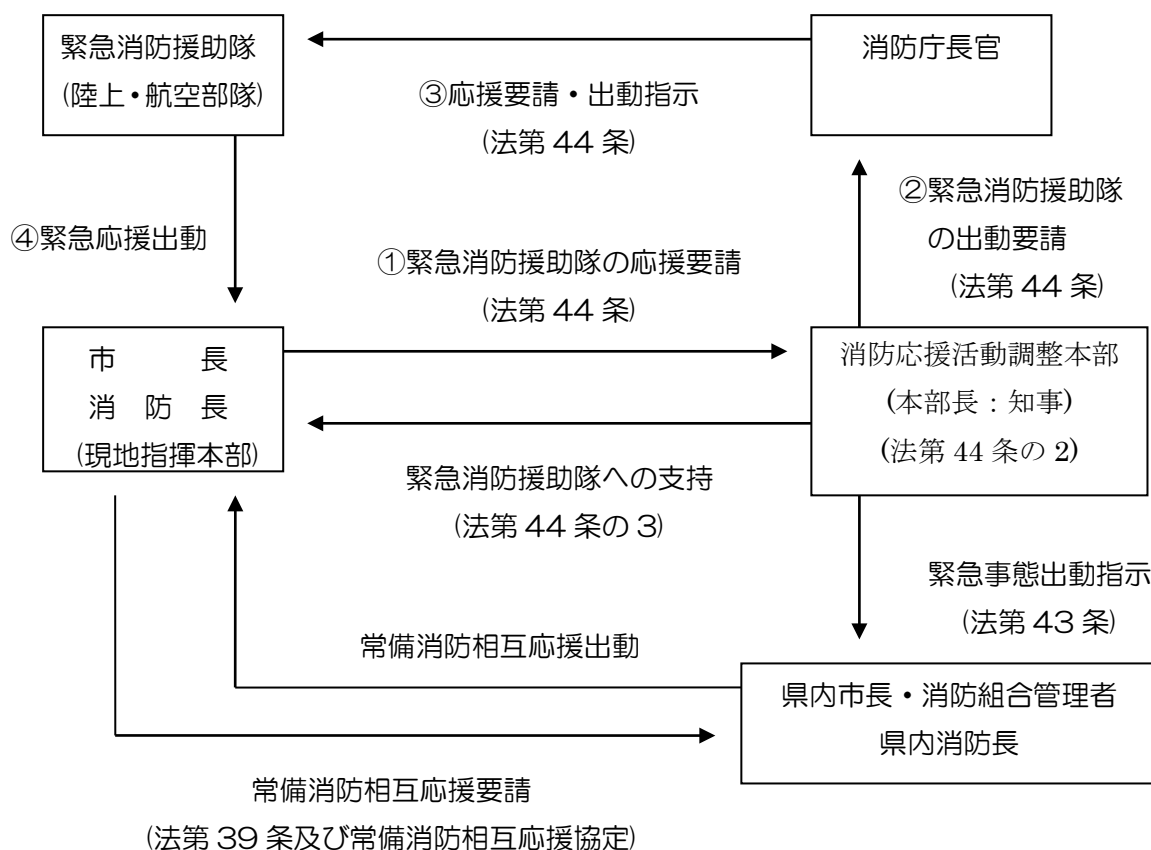
避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

| | | | |
|---|-------------|---|------------------------------------|
| ① 黄色  | 避難者がいることを示す | ② 赤色  | 避難者の中に、負傷者や要援護者等の緊急な救助を要するがいることを示す |
|---|-------------|---|------------------------------------|

4 市の救出救助

救出救助及び搬送は、地域防災計画の定めるところにより消防を中心に救出班を編成、関係機関と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

市長が外部からの応援が必要と判断する場合は、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づいて市長は、次の基準により被災者の救出について必要な措置を行う。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害を被った原因のいかんにかかわらず、また、災害を被った者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用は大分県が負担する。

- 救出のため必要な機械、器具の借上費用
- 救出のため使用した機械、器具の修繕費用
- 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費の通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出を実施する期間

救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 帳簿等の整備

市長は、県知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- 救助実施記録日計票
- 被災者救出用器具燃料受払簿
- 被災者救出状況記録簿
- 被災者救出関係支払証拠書類

第6節 救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 救急医療活動の実施（市民班）

（1）医療救護所の設置

イ 管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

ロ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等に協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

（2）災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣依頼

地震等により負傷者等が多数発生した場合、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣要請を行う。

（3）救急医療活動の調整

市民班は、大分DMAT、医療救護班、災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

2 医療救護班の編成

この節に定める医療及び助産の業務を行うため、医療救護班を編成する。東部保健所国東保健部及び国東市民病院においては、医療救護班の編成に努める。

医療救護班の編成は、おおむね次のとおりである。

- ・医師 1 名
- ・保健師又は看護師 1 名
- ・その他 1 名
- ・車両 1
- ・救急品一式

3 災害救助法の規定による医療又は助産

（1）医療の実施基準

① 医療の実施範囲

- ・診察（疾病の状態を判断する）
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術、その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

② 医療の対象者

- ・災害のための医療の途を失った者（り災の有無を問わない）
- ・応急的な医療を施す必要のある者

③ 医療の方法

医療救護班によって行うことを原則とする。ただし、特別の事情がある場合には一般医療機関による救護を行うことができる。

④ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情がない限り災害発生の日から 14 日以内の期間とする。

⑤ 医療のため負担する費用の範囲

- ・医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- ・病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- ・施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内

(2) 助産の実施基準

① 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前、分娩後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

② 助産の対象者

- ・災害のため助産の途を失った者
- ・災害発生の日前後 7 日以内に分娩した者

③ 助産の方法

医療救護班によって行うことを原則とするが、特別の事情がある場合には産院又は一般医療機関で行うことができる。

④ 医療の実施期間

医療の実施期間は特別の事情がない限り、分娩した日から 7 日以内とする。ただし、災害発生の日前に分娩した者は、分娩の日から 7 日以内の期間が災害発生の日から 7 日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

⑤ 助産のため負担する費用の範囲

- ・医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- ・産院、その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の 8 割以内の額

第7節 消防活動

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限度に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 消防活動の実施体制

消防本部は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動を行うとともに、消防本部の活動に積極的に協力する。

2 消防活動

(1) 消防本部

災害時における活動については、警防計画等各種計画の定めるところによる。

(2) 消防団の活動

災害により大きな被害が予想される場合、自主的に参集し迅速な活動がとれる体制を確立する。

災害発生後は、速やかに出動し、出火防止の呼びかけ及び初期消火、人命救助、避難誘導等を行う。

なお、災害対策本部をはじめとする関係機関と最新の情報を共有し、活動を行う上で事故が発生しないよう十分配慮するものとする。

3 応援要請

大規模な火災等の発生により外部からの応援が必要と判断した場合は、「大分県常備消防相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県に対して、「緊急消防援助隊」や自衛隊等の応援の要請を依頼する。

第8節 二次災害防止活動

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

市及び防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

2 二次災害防止活動

市においては、各班において、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、各対策班は次の活動を行うものとする。

① 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

管理班は、市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

② 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

土木班は、市所管の道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また必要な応急措置を実施する。

③ 応急危険度判定士、斜面判定士の派遣依頼

災害により危険建築物並びに危険箇所の判定は専門的知識を必要とすることから、県へ派遣依頼するものとする。

(2) 土砂災害等の防止活動

土木班は、土砂災害の危険箇所等として指定されている箇所の点検、パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるとともに、その状況を本部班に報告する。

なお、点検パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ・砂防指定地
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・地すべり防止区域
- ・土砂災害警戒区域等
- ・保安林及び保安施設地区
- ・山地災害危険地区
- ・海岸危険地域
- ・落石等危険箇所
- ・ため池
- ・その他の二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

消防団は、水防区域の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、情報班へ報告する。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

土木班は、高潮、波浪等による危険がある箇所の点検、パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるとともに、その状況を本部班に報告する。

点検パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ・ 港湾施設
- ・ 海岸保全施設
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 河川施設
- ・ 漁港施設
- ・ 農地海岸保全施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

消防は、爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、関係機関と連携し、次に掲げる施設等の被害の防止に努める。

- ・ 危険物施設
- ・ 火薬保管施設
- ・ ガス施設
- ・ 毒劇物施設
- ・ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

本部班は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、防災行政無線、ケーブルテレビ（CATV）等により市民に注意を呼びかける。

第9節 火山対策

本節では、火山災害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、以下の対策に関する要領等を定める。なお、本節に定めるもの以外については、本編の各章・節に準ずるものとする。

- 組織
- 動員配備
- 気象庁が発表する火山情報の収集・伝達
- 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報
- 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ
- 社会秩序の維持対策(流言飛語等への対策)
- 避難対策

1 組織

火山災害における動員配備については、「第2章 第2節 動員配備」に準ずるものとする。

2 気象庁が発表する火山情報の収集・伝達

気象庁から発表される火山情報については、第一次的には各防災関係機関において、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。各防災関係機関においては、火山情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限度とする体制を整える。なお、火山情報の伝達は、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずるものとする。

3 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報(災害対策基本法第54条)

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。

発見者、警察官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握・確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに関係機関に通報するとともに、関係機関に通報し、必要な措置を求める。

| 現象の区分 | 現象の例 |
|--------------|--|
| 噴火現象 | 噴火(爆発、溶岩流、泥石流、軽石流、火砕流等)及びそれに伴う降灰砂等 |
| 噴火以外の火山性異常現象 | 火山地域での地震の群発、火山地域での鳴動の発生 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ 噴気・噴煙の顕著な異常変化、噴気孔・火孔の新生・拡大・移動、噴気、噴煙の量・色・臭・温度、昇華物等の異常変化 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 湧泉の新生・涸渇、量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大・移動及びそれに伴う草木の立枯れ 火山附近の海洋・湖沼・河川の水の顕著な異常変化 (量・濁度、臭・色の変化、軽石・死魚の浮上、発泡、温度の上昇等) |

4 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

市長は、県等から噴火警報又は火口周辺警報の伝達を受けた場合及び、その後の火山情報により、市内で火山災害の発生するおそれがあると判断した場合、防災無線、ケーブルテレビ(CATV)、広報車、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）等を用いて市民、登山者、観光客等に対し危険箇所からの避難などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際、災害時要援護者にも的確に呼びかけができるように配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を呼びかける。

5 社会秩序の維持対策

市長は、市内に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防本部、消防団、自主防災組織等と連携して、速やかに市民のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、市内の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、県知事に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

6 避難対策

(1) 市長の避難の勧告及び指示

市長は、市民等の生命及び財産を保護する必要があると認めたときは、市民等に対し避難の勧告を行う。

また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するとき、避難の指示を行う。

市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかにその旨を県知事に報告する。

(2) 警戒区域の設定

市長は、市民等の生命・財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市長は、警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を県知事に報告する。

(3) 要配慮者の避難

市長は、警察署及び消防団等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

(4) 市民による自主避難

特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき市民は、市長等の避難勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、施設管理者、ボランティア等の協力を得ながら国東市が行う。災害救助法が適用された場合は、県知事からの委任に基づいて国東市が行う。市は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。その他防災関係機関は避難所の管理運営に積極的に協力するものとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2 避難所の開設（福祉対策班）

（1）避難所の開設方法

避難所は、あらかじめ定めた公共の学校・公民館などの既存の施設を利用するものとする。ただし、これらの施設が利用できないときはプレハブを仮設し、又はテントを借上げ設置するものとする。避難所の開設に当たって、市長は避難場所の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

予定した避難所が使用できないとき、又は災害が激甚で市内に避難所を設置することが困難な場合は、県知事又は隣接市町村長に被災者の収容について要請する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

（2）避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

（3）避難所開設の場合の手続き

避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

① 避難所開設の周知

速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等の関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

② 避難者名簿の作成

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、必要に応じて区長等の協力を得て迅速かつ的確な避難者名簿の作成に努める。

③ 避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人員、ニーズ）を開設後直ちに大分県総合調整室情報収集班又は大分県地区災害対策本部庶務班に報告する。

また、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、大分県総合調整室情報収集班又は大分県地区災害対策本部庶務班に報告する。

- ・ 避難所開設の日時及び場所
- ・ 施設箇所数及び収容人員
- ・ 避難者名簿
- ・ 開設見込期間

④ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所開設に要する費用は、毎年度内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- A 賃金職員等雇上費 B 消耗器材費 C 建物の使用謝金
- D 器物の使用謝金 E 借上費又は購入費 F 光熱水費
- G 仮設便所等の設置費

⑤ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、あらかじめその理由を県福祉保健部地域福祉推進室に申し出て承認を受ける。

⑥ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 避難者名簿
- (ロ) 救助実施記録日計票
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (ニ) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

(1) 住民への周知

住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症

対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(5) 避難所内での感染予防

避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

- イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
- ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
- ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

4 要配慮者の避難等の措置（福祉対策班）

避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館・ホテル等の借り上げを行う。

なお、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、大分県地区災害対策本部庶務班及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、県内外の社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避

難を必要とする者の状況について、福祉対策班を通じて大分県地区災害対策本部庶務班へ報告する。

(2) 広域避難施設の選定

(1)の報告内容をふまえ、大分県福祉保健医療部福祉保健衛生班は、厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

(3) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、総合調整室広域応援対策班は必要に応じて、自衛隊（総合調整室総務班）、輸送関係指定地方公共機関等（通信・輸送部）に応援を要請する。

(4) 広域避難施設への応援措置

要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、大分県総合調整室広域応援対策班、大分県地区災害対策本部被災者支援班・保健班と連携し、受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、ボランティア組織の協力を得ながら市長の責任の下で行う(災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。)が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（区長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、協力を依頼する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいを持つ避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けるなど適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

また、避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

- イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。
- ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- ニ 男女別の更衣（又は化粧）スペースや女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。
- ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所での外国人への配慮

日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、大分県被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

災害後速やかに地元の協力を得ながら、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

2 避難所外への要配慮者

避難所外への要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

市は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができないり災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

1 食料の供給責任体制

食料供給は、国東市が行う（災害救助法適用の場合は県知事からの委任に基づく。）。国東市による食料供給が実質困難な場合は、速やかに大分県へ要請するものとする。大分県は、物資の確保及び配送を行い、直接これを配布する。その他の関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

（1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ① 避難者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 応急対策等への従事者の状況
- ④ 電気、ガス、水道の状況

（2）食料供給の実施

食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

（1）市の手続

農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

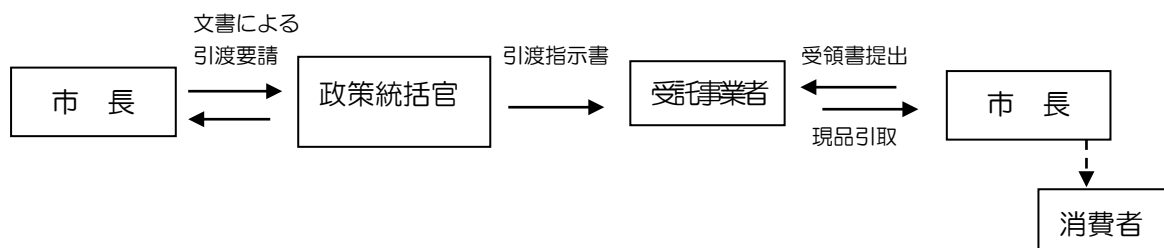
市長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 被災地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が政策統括官に直接要請を行った場合、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとする。

○ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4 市が実施する食料の供給措置

県知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を県福祉保健部地域福祉推進室に情報提供し必要な指示を受けるものとする。

また、市長が県知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(1) 炊き出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被害者の範囲

(イ) 避難所に収容された者

(ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

(ハ) 旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で(イ)又は(ロ)と同一の状態にある者

(ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

(ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

(イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

(ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること(原材料(小麦粉、米穀、醤油等)及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。)

(ハ) 食品の給与は産業給食(弁当等)によっても差し支えない。

(ニ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

二 費用の負担

福祉保健部地域福祉推進室はイからハの基準に基づき、国東市に実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

(イ) 主食費

a 知事が一括売却を受け配分した場合の主食

b 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

(ロ) 副食費及び調味料費

(ハ) 炊出し用の燃料費

(二) 雑費

器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 帳簿等の整備

炊出し、その他の食品を給与する場合には、各責任者は次の帳簿を整備し保存する。

- ・ 救助実記録日計表（炊出し受給者名簿、炊出し用物品借用簿）
- ・ 炊出し給与状況
- ・ 炊出し、その他による食品給与用物品受払簿
- ・ 炊出し、その他による食品給与に関する証拠書類

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制

給水は、国東市が行う（災害救助法が適用された場合、県の委任に基づいて市が行う。）。その他防災関係機関は市の要請に対して積極的に協力するものとする。

2 給水活動の流れ

（1）被災者に対する給水の必要性の判断

以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。飲料水の汚染状況の把握は、保健所に協力を求める。

- ① 被災者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 通水状況
- ④ 飲料水の衛生状況

（2）給水の実施

（1）で給水が必要と判断された場合は、「災害時における救援物資提供に関する協定書」等により飲料水を確保するとともに給水を行う。その際、給水する水の水質確認については、保健所に協力を求める。また、次の点に留意して給水活動を行う。

- ① 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線やケーブルテレビ（CATV）等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- ② 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ③ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

3 給水の方法

給水は次のとおり行う。

（1）飲料水

- ・ ボトル水の配給による給水
- ・ 給水車による給水
- ・ ろ水器によるろ過給水
- ・ その他水入り容器を運搬して行う給水

（2）生活用水

- ・ 学校プールその他適当な貯水槽による給水
- ・ 個人、専業用井戸又は湧水による給水

4 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、必要な措置をとるものとする。

イ 給水の基準

(イ) 飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(ロ) 飲料水の供給方法

a 水道法による水道用水の緊急応援

b ろ水器等による浄水の供給

c ボトル水等水入り容器の支給

(ハ) 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

(ニ) 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

ロ 給水のための費用

(イ) 水の購入費（但し、真にやむを得ない場合に限る）

(ロ) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費

(ハ) 浄水用の薬品及び資材費

(ニ) ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

第5節 被服寝具その他生活必需品供給

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は国東市が行う。災害救助法が適用された場合、県知事の委任により活動を行う。その他防災関係機関は市の要請に対して積極的に協力するものとする。

2 給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- ① 被災者の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、市は、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部地域福祉推進室に情報提供する。

災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

① 給与又は貸与の対象者

- ・災害により住家に被害を受けた者(住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。)
- ・被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ・被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 給与又は貸与品目

- ・寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等）
- ・外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶碗、皿、箸等）
- ・日用品（石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）

③ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

④ 給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、毎年度内閣総理大臣が定める基準の以内とする。

⑤ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与を終るものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

① 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

② 給与実施基準

イの災害を受けた世帯が、次の数に達する場合。

※ 国東市該当

| 市町村の人口 | 15,000人 未 満 | 15,000人 以 上 | 30,000人 以 上 | 50,000人 以 上 | 100,000 人 以 上 | 備 考 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| | | 30,000人 未 満 | 50,000人 未 満 | 100,000 人 未 満 | | |
| 被 災 世 帯 | 10 | 17 | 20 ※ | 26 | 33 | 被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。 |

③ 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年度内閣府告示第228号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

④ その他必要な事項

災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 帳簿等の整備

被災世帯に対し、救援物資の給与又は貸与をした場合には次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- 物資購入（配分）計画表
- 物資受払簿
- 物資購入及び支払証拠書類
- 救助実施記録日計票
- 物資の給与状況
- 備蓄物資払出証拠書類

6 救助物資の備蓄

(1) 市の備蓄

救助物資の給与又は貸与のため、財政の許す範囲において物資の備蓄に努め、常時被災者の保護に備えるものとする。

(2) 関係防災機関の備蓄

その他の関係防災機関においても、当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は市民の医療確保に万全を期す必要がある。この場合「第3章 第6節 救急医療活動」に基づき、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

市民班は、医療機関と連携して次の情報を収集し、災害対策本部に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- 医療機関等の状況
- 電気、水道の被害状況、復旧状況
- 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

市民班は、以下の情報を集約し、本部班を通じて県に報告し、報道機関等から一般に広報する。

また、相談電話を設置して市民からの問合せに応じる。

- 医療機関の被災状況、稼働状況
- 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- 現地での医療品、人員等の確保状況
- 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- 負傷者の発生状況
- 移送が必要な病人の発生状況
- 透析患者等への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、国東市が実施するものとする。また、市のみで対応が困難な場合は、県に代行又は支援を要請する。

2 保健衛生活動の実施体制

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

市民班は、東部保健所国東保健部と協力して以下の公衆衛生ニーズを把握する。

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の実施

被災地・被災者の情報収集、分析から公衆衛生ニーズを的確に把握し、以下の活動を実施する。

- イ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整
- ロ 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- ハ 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- ニ 栄養指導対策
避難所等を巡回し、市等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- ホ 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
- ヘ 家庭訪問
被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行い、心ケアについても配慮する。

3 健康管理活動の実施

市民班は、2-1(1)で把握した情報をもとに、以下に示す活動を例として必要な活動を実施する。

(1) 巡回健康相談の実施

避難所を中心に巡回して相談に応じる。

- (2) 精神保健活動（こころのケア）の実施
関係機関の協力を得て巡回する。また、チラシ等で必要な情報を提供する
- (3) 予防接種の実施、マスク等の供給等予防措置の実施
予防接種の実施、マスク等の供給等により、疾病の予防を図る。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫の責任体制

被災地の防疫に関する計画の樹立及び実施は市長が行う。ただし、重大な災害発生のため、市のみで実施することが困難な場合は県知事に協力を求める。

(2) 防疫体制の確立

東部保健所国東保健部、国東市医師会等と緊密な連携をとり、感染症についての広報、防疫機器及び薬剤の点検確保並びに防疫組織の整備等に留意し、防疫活動の円滑化を図るよう努める。

(3) 防疫班の編成

この計画に定める防疫の業務を行うため、防疫班を編成し、東部保健所国東保健部、国東市医師会等と連絡を密にし、住民の協力を求めて効果的な防疫活動を行う。

(4) 防疫対象

① 調査及び健康診断

災害発生地域に感染症患者が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害地全般にわたり調査並びに健康診断を行うものとする。

② 実施方法

家屋内外の掃除、溝の清掃、汚物やゴミの処理を行うものとする。

③ 消毒方法

災害発生により感染症の病原体に汚染されたとと思われる室内各部、便所、溝、井戸、水槽等に対して薬物散布、その他の方法により消毒を行う。

④ 防疫知識の普及・啓発

調査、健康診断又は消毒方法等を実施する際には、災害発生地域の住民に対して防疫について、各家庭における個人衛生等の正しい衛生思想普及を図り、防疫活動が円滑にできるよう努める。

5 保健衛生活動の広報

保健衛生活動の広報は、広報班を通じ一般に広報する。

第8節 廃棄物処理

本節は、災害によって発生する大量の廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

1 げんし処理の実施（環境衛生課）

（1）災害廃棄物処理の実施

災害廃棄物を処理するにあたって、「国東市震災・水害廃棄物処理計画」に則り、処理を行う。

（2）災害廃棄物等の種類

木くず、コンクリートがら等、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿

（3）処理計画の内容

- イ 震災発生時におけるがれき発生量の推計
- ロ 廃棄物の仮置場、集積所の確保
- ニ 廃棄物の分別・処分計画
- ホ 有害廃棄物対策
- ヘ 仮置き場における環境汚染防止対策・事故防止対策

（4）支援要請について

国東市単独で処理ができない場合は、大分県、県内市町村へ支援要請を行う。

（5）処理体制の構築

仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収納、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市、警察署、県及びその他防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市への通報

国東警察署は行方不明者の届出の受理を行った後、市及び関係機関への通報・連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市及び関係機関は国東警察署と相互に協力し、搜索班を編成して行方不明者の搜索にあたる。

① 搜索する行方不明者の範囲

災害のため行方不明の状態にある者。

② 支出する費用

イ 搜索期間中の舟艇、その他搜索のために必要な機械器具の借上費

ロ 搜索のため使用した機械器具の修繕費

ハ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

ニ 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

③ 支出費用の限度額

当該搜索地における実費とする。

④ 搜索の期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から10日以内とする。

⑤ 関係機関の応援要請

市長は、災害の状況により市のみでは、行方不明者の搜索が困難であると認める場合には、大分県総合調整室庶務班を通じ、関係機関に協力を求めるものとする。

3 死体の処理（環境衛生班）

(1) 遺体の安置(検視前)

発見された遺体は、市が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

遺体は、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置(検視後)

- ① 遺体の安置所を設置する。
- ② 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。
- ③ 納棺した遺体についての遺体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。
- ④ 遺体引取の申し出があったときは、遺体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬(環境衛生班)

遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画(平成27年1月策定)に基づき、広域火葬を実施する。

(1) 遺体埋葬のための措置

① 遺体の火葬

- イ 火葬に付する場合は、遺体安置所から火葬場に移送するものとする。
- ロ 火葬に付した遺体の遺留品は包装し、氏名票を付しておくものとする。
- ハ 骨引取の申出があったときは、焼骨を引渡すものとする。

② 仮埋葬の取扱い

- イ 収容遺体が多数のため火葬場で処理し得ないときは、寺院、その他適当な場所に仮埋葬するものとする。
- ロ 仮埋葬遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、あるいは正規の墓地に改葬するものとする。

(2) 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体は、火葬又は仮埋葬し、遺留品とともに寺院その他適当な場所に保管し、1年以内に引取人の判明しないものは、身元不明遺骨又は不明遺体として寺院その他に移管するものとする。

5 救助法適用に関する事項

(1) 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の遺体搜索について、必要な措置を行うものとする。

① 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者(死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない)。

② 支出する費用

- イ 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費
- ロ 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- ハ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

二 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

③ 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

④ 搜索の期間

特別の事情のない限り災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 遺体の取扱い

① 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者とする。

② 遺体の処理内容

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

ロ 遺体の一時保存

ハ 遺体の検案

③ 支出する費用の限度

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ロ 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 検案のための費用は、医療救護班以外の一般開業医等が実施した場合について、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

④ 遺体の処理の期間

遺体の処理を行う期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋葬

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の遺体埋葬について、必要な措置を行うものとする。

① 埋葬を行う範囲

イ 災害の時の混乱の際に死亡した者。

ロ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合。

② 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨の役務の提供により行う。

③ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

④ 埋葬の期間

埋葬の期間は、特別の事情がない限り発生の日から 10 日以内とする。

(4) 帳簿等の整備

県知事の委任に基づき市長が遺体の搜索、収容処理及び埋葬を実施した場合は次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 遺体搜索状況記録簿
- ハ 搜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保等（土木班）

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、市が主体となって実施する。ただし、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去は、主として県が市長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅供給及び応急確保の措置は、おおむね次の方法により実施する。

- ① 住宅が滅失した世帯に対する応急仮設住宅の建設及び災害公営住宅の建設
- ② 住宅が半焼、半壊の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- ③ 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 応急仮設住宅の設置

（1）設置基準

① 構造及び規模

1戸当たりの規模は建築面積 29.7 m²（9 坪）を基準とする。構造は原則として木造平屋建てとし、パイプ式組立住宅資材によることができる。

② 費用

1戸当たりの費用については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

③ 設置場所

原則として公有地、それが困難なときは私有地。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

④ 設置の方法

請負工事又は直営工事により設置する。

⑤ 着工期日

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

（2）入居世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから区長及び民生委員等の意見を聞き、り災者の資力、その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した世帯
- ② 居住する住家がない世帯
- ③ 自らの資力をもって住家を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあつては、地域コミュニティの維持及び構築に

配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

(3) 供給期間

建設工事が完了した日から2年以内とする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の基準

住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもって応急修理ができない者。

- ① 応急修理については、面積等の制限はしないが居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない住宅部分とする。
- ② 応急修理は、大工又は技術者等による修理もしくは請負工事によって実施する。
- ③ 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完成させなければならない。
- ④ 応急修理に要する1戸あたりの費用については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(2) 応急修理を受ける世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから区長、民生委員等の意見を聞き、り災者の資力、その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

- ① 住宅が半焼、半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- ② 当面の生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で応急修理ができない世帯

5 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき市長が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(1) 応急的な除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- ④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 応急的な除去を受ける世帯の決定

次の各号のすべてに該当する世帯のうちから区長及び民生委員等の意見を聞きり災者の資力、その他の生活条件等を勘案し市長が決定する。

- ① 住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活を営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 帳簿等の整備

県の委託に基づく住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を実施したときは次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 障害物除去の状況記録簿
- ③ 障害物除去費支払関係証拠書類

6 災害救助法の適用がない場合（市が実施する住宅の供給及び確保措置）

(1) 県の基準の準用

災害救助法の適用のない応急住宅の仮設、住宅の応急修理及び住居の障害物の応急的な除去を実施する必要がある場合は、県の実施する基準に準じて行うものとする。

(2) 県への要請

市長は、被災者に対する住宅の供給及び確保等を実施するうえで必要な事項について、県に要請するものとする。

- イ 住宅の建設又は仮設上、不足する資器材の供給あっせん
- ロ 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん
- ハ 県有地の優先的な貸付又は払下げ
- ニ その他特に必要と認める事項

7 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

1 責任体制

教育施設及び設備の被災は、幼児・児童・生徒の教育に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長が保護者をはじめとするPTAなどの関係機関の協力を求めて実施し、第二順位として市教育委員会がこれにあたる。

また、市長は各教育対策班の実施する応急措置を援助するとともに必要な措置を講ずる。

学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、各教育対策班と大分県児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

学校長はおおむね次の事項を基準に応急措置を実施する。

(1) 教室の確保

必要な教室等を確保するため所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報連絡するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、各教育対策班、災害対策本部へ応援を求める。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。

ハ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会所等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

ニ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急校舎を建設する。

(2) 応急授業等の実施

災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず休校の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。

(3) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、棄損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、県からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

① 給与の対象

学用品の給与は、災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受けた世帯の幼児・児童・生徒で、学用品を喪失又は棄損した者。

② 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

・教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

・文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

・通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

③ 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区分：小学校 中学校

教科書及び教材：実費

文房具通学用品：生徒又は児童 1 人あたりの学用品の給与に要する経費は内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

④ 給与期間及び給与の方法

特別な事情のない限り、教科書及び教材は、災害発生の日から 1 か月以内に現物を支給。学用品通学用品は、災害発生の日から 15 日以内に現物を給与するものとする。

⑤ 帳簿等の整備

学用品の給与を実施した場合には次の帳簿等を整備し、保存しておかなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 学用品の給与状況

ハ 学用品購入関係支払証拠書類

ニ 備蓄物資払出証拠書類

(4) 転校・転園措置及び進路指導

各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、国東市育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(5) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防本部、医療機関等の関係機関及び保護者、地域住民と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い安全確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校の管理下での避難を継続するかを判断を行う。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

二 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(6) 学校保健衛生措置

各学校は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、教育対策部、災害対策本部へ応援を求める。また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制を確立する。

- ・ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- ・ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ・ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- ・ 飲料水の取扱いについて必要な監視を行う。

3 その他の応急措置

教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

- ・ 幼児・児童・生徒の集団的な移動教育
- ・ 応急仮設校舎の設置
- ・ 就園奨励措置

4 学校等が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置を講じる。

- ・ 在校・在園中に発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- ・ 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

5 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市教育委員会 ⇄ 県教育委員会 ⇄ 文化庁（国指定文化財）

(2) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

市・市教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものとする。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、市が警察等と協力して実施する。物価の安定等に関する活動は、市が県等の関係機関と協力して実施する。

2 社会秩序維持のための活動

市は、警察、自主防災組織、地域住民等と協力して、防犯パトロールや地域安全情報の広報を実施する等、地域の安全の確保に努める。

3 物価の安定等に関する活動

商工団体、県等の協力のもと定期的に物価を監視する。また、消費生活相談所を設置し、消費生活に関する相談に応じる。

第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に市に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

企業や自治体からの義援物資について、被災者が必要とする物資内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受け入れ方針を決定のうえ周知する。

また、義援物資の受入、仕分け、配送に関して、必要に応じて市社会福祉協議会等に協力を求める。

2 市に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

福祉対策班は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決定する。

本部班は、福祉対策班が決定した事項について県あるいは直接報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、福祉対策班、本部班が連携して実施する。

第14節 被災動物対策（環境衛生班）

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼす恐れがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

地区対策本部保健所班と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 避難所での動物の飼育状況の把握及び県への支援要請
- (2) 避難所での飼育指導

4 応急仮設住宅等での対応

市は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針（事業者）

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害による被害を被ったときには二次災害の防止及び早期復旧に努める。市その他の防災関係機関は、業者から要請があった場合その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制

人身に関わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、市、警察署、消防本部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策に当たっての市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を実施しようとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- ・道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- ・道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- ・復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての公共施設の貸与
- ・広報車両、防災行政無線、ケーブルテレビ(CATV)等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、港湾、漁港の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、港湾、漁港の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針（管理者）

道路、河川、港湾、漁港に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市その他の防災関係機関は管理者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 被害状況、応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況、応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

3 応急対策に当たっての市の支援

各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また市民向けの広報を実施しようとする場合、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第3節 農林水産業に関する応急対策

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この計画の定めるところによって実施する。

1 農作物応急対策

| 災害名 | 対象作物 | 被害の種類 | 応 急 対 策 |
|-------------|---------------------------|--|--|
| 風 水 害 | 全 般 | 農地への油 流出 | 水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。 |
| | 水 稻 | 移植直後の 流 失 | 災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。 |
| | | 本田の流失 | 代作への転換を指導する。 |
| | | 病害虫の発 生 | 「主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」（以下「防除指針」という。）に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。 |
| | | その他 | 技術指導 被害発生に即応し、あらかじめ編成した対策班が現地に出動のうえ、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。 |
| | 陸 稻 | 代作に転換 | 野菜等、ほか作物に転換する。 |
| | 麦 類 その他 | 病害虫の 防 除 | 長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。 |
| | | | 技術指導 対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術指導をその都度編成して行う。 |
| | 野 菜 (いも類 含む) 花 き | 1.病害虫の防除に努める。 ・天候の回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。 2.施肥は合理的に行う。 ・回復用として速効性のものを適量施用する。 3.適切な排水を行う。 4.塩害、降灰等の場合は速やかに付着物を洗い落とす。 ・収穫時期になっているものは早めに収穫する。 5.被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて市を経由して県に手続きする。 | |

| 災害名 | 対象作物 | 応 急 対 策 |
|-------------|--------------|---|
| 風 水 害 | 果 樹 | <p>1.病虫害の防除に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。 <p>2.施肥を合理的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分肥回数を多くし、少量ずつ施す。 ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。 <p>3.土壌管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦地は排水を図る。 ・傾斜地においては、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。 <p>4.柑橘の摘果に当たっては、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。</p> <p>5.落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なしの棚ゆれ防止を行う。 ・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので、摘心しない。 <p>6.塩害を蒙った場合には、速やかに散水し塩分の流去を図る。</p> <p>7.倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。</p> |
| | 七島い | <p>1.浸水したものは、速やかに落水する。</p> <p>2.倒伏したものは、速やかに起こす。</p> <p>3.薬剤散布を行う。</p> <p>4.天候の回復をまって芝刈り乾燥する。</p> <p>5.火力乾燥設備のあるところでは、直ちに収穫乾燥する。</p> <p>6.施設の補修を早急に行う。</p> |
| | 茶 | <p>1.排水に努める。</p> <p>2.病虫害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。</p> <p>3.茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。</p> |
| | 飼料作物 及び牧草 | <p>1.倒伏、折損の状況を見て、早めに収穫、貯成する。</p> <p>2.調整に当たっては稲・わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。</p> <p>3.収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。</p> <p>4.被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。</p> <p>5.牧草地への上砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。</p> <p>6.牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行き追播を行う。</p> |

| 災害名 | 対象作物 | 被害の種類 |
|-------|-------------|---|
| 雪・凍霜害 | 果樹 | 1.枝さけ、枝折れの結束をする。 2.施肥の場合は、少量ずつ分施する。 3.病害虫の防除に努める。 4.葉数に応じた摘果を行う。 5.積雪の場合は早朝に除雪する。 6.晩霜の場合は重油燃焼又はスプリンクラー散水する。 7.施設の補修を早急に行う。 |
| | 茶 | 1.防霜施設、資材の設置を事前に行う。 2.枯込部を剪枝する。 3.病害虫の防除と速効性肥料を施肥する。 4.排水に努める。 |
| | 施設の果樹、野菜花き | 1.施設の補修・補強を早急に行う。 2.除雪や加温等による融雪対策を行う。 3.折損した茎葉の整枝誘引を早めを実施する。 |
| 干ばつ | 水稲 | 1.あらかじめ節水栽培に努める。 2.畦畔からの漏水防止に努める。 3.畦畔の雑草を刈取って、敷草や敷わらをして乾燥防止に努める。 |
| | 大豆 | 1.灌水が可能な場合は実の肥大期に1～2回夜間、畦間灌水する。 2.ダニの防除に努める。 |
| | 野菜（いも類含む）花き | 1.敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。 2.灌水できるところは、夕方充分散布する。 3.畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。 4.ダニ、アブラムシの防除に努める。 |
| | 果樹 | 1.敷草、敷わらをする。 2.草生園では草が伸びない内に刈る。 3.落葉した場合は摘果する。 4.灌水できるところは、夕方地中灌水する。 |
| | 七島い | 1.極力灌水に努める。 2.倒伏したものは速やかに収穫する。 |
| | 茶 | 1.敷草、敷わらをする。 2.灌水できるところは、夕方散水する。 |

2 畜産関係応急対策

(1) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した時には、その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導するものとする。

振興局から連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

あらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所などの適当な場所を選定しておくものとする。なお、災害が発生した場合は、その他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、管理人の選定、飼料の確保供給につとめるものとする。

(2) 飼料等の確保

被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、振興局に確保あっせんについての要請をするものとする。要請を受けた振興局は、管内において確保のあっせんをするものとするが、なお、振興局において確保できないときは、農林水産部家畜衛生飼料室に確保を要請するものとする。

要請を受けた農林水産部家畜衛生飼料室は、政府保有の麦類ふすまの放出を要請するほか、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社、大分県酪農業協同組合あるいは大手飼料商社に対して必要数量の確保供給についてあっせんをするものとする。

各機関は要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ・ 要請する種類及び数量、納品又は引継ぎ場所
- ・ 納品又は引継ぎの時期、その他参考事項

(3) 畜産物の搬出対策

被災地域内において、農家が生産した畜産物が災害に伴う交通と絶等により搬出ができないときは、国東市は、農林水産部畜産振興課にこれら搬出についての協力を要請するものとする。

要請を受けた農林水産部畜産振興課は受入業者、その他関係機関と連絡をし、速やかに搬出ができるよう協力のあっせんをするものとする。

(4) 畜産応急対策の報告

農林水産部家畜衛生資料室は、防疫等の実施をしたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより、その実施状況を遅滞なく農林水産部家畜衛生資料室に報告するほか、管内の診療班、防疫班の活動状況についても速やかに電話をもって報告するものとする。

3 林産物応急対策

(1) 苗畑対策

① 干害

- ・ 適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
- ・ 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止を防止する。
- ・ 苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。
- ・ は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。

- ・除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時にしないことを基本とし、万が一実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
- ・地温が 30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。
- ・薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

(2) 造林木対策

① 干害

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

② 風害

- ・日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
- ・台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏木を整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- ・Ⅱ 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起こし等を実施し回復に務める。

(3) しいたけ対策

① 干害

- ・伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。
- ・伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。
- ・ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調整を行う。
- ・可能な所では散水施設を設置する。

② 火山噴火災害

- ・降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。
- ・芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。
- ・人工ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。

(4) 風倒木による被害の防止活動

林業水産班は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

第6章 災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

本節は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の流出油の火災（陸上での流出油事故が海域に及び場合を含む。以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき以下の対策に関する要領等を定める。また、本節に定めるもの以外において必要となった事項は、本編の各章・節に準ずる対策を講じるものとする。

1 組織計画

(1) 組織体制

海上災害が発生した場合、「第2章 第1節 組織」に定める本部班、環境衛生班、林業水産班及び消防機関の要員により活動組織を確立する。（災害の規模により、「第2章 第1節 組織」及び同章「第2節動員配備」にしたがって、必要な体制を整える。）なお、災害の態様により、担当部は以下のとおり定める。

イ 人命救助及び消火活動が必要な災害の場合（あわせて、流出油等の拡散防止と除去等の活動が行われる場合を含む。）

本部班が担当するものとする。

ロ 流出油等の拡散防止と除去が主となる災害の場合

港湾区域、漁港区域の災害の場合は林業水産、環境衛生班が担当する。なお、港湾区域、漁港区域以外の地点での災害の場合、協議により担当を決定する。

ハ 前、イ、ロについては、市の対応のみでは困難となることが想定されているので、海上保安部並びに県の応援を要請するものとする。

(2) 動員配備体制

海上災害が発生し、職員の動員を必要とする場合は、「第2章 第1節 組織」にしたがって所要の体制を市長の承認を得て決定し、「第2節 動員配備」の動員系統により動員する。

(3) その他の防災関係機関の組織

その他の防災関係機関においても、それぞれ災害対策のために必要な組織を確立するものとする。

2 海上災害発生時の通報連絡

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずるものとする。

なお、沿岸住民へあらゆる広報施設・手段を利用し周知の徹底を図るものとする。

3 市の措置

イ 沿岸の監視

流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施するものとする。

ロ 沿岸住民に対する広報及び指示

流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するとともに、流出油火災が沿岸に及びおそれのある場合は、避難の勧告又は指示を行う。

ハ 人命の救助及び負傷者の搬送

海上保安部等が行う人命救助に協力するとともに、負傷者の搬送に当たるものとする。

ニ 消火及び延焼の防止

海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させるものとし、火災が発生した場合は消火活動を実施する。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。

ホ その他必要な応急措置を実施するものとする。

4 海上交通規制対策

① 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部に要請し航路又は区域を指定し、船舶の港泊を禁止し又は制限する。

② 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関等に協力を求めるものとする。

第2節 航空機事故対策

本節では、航空機の墜落等による災害から、乗客や市民等への被害を最小限に止めるため、以下の対策に関する要領等を定める。なお、本節に定めるもの以外において必要な事項は、本計画の各章・節に準ずる対策を講じるものとする。

1 組織計画

航空機による災害が発生した場合、「第2章 第1節 組織」に定める総務対策部及び関係消防機関の要員により活動組織を市長の承認を受けて決定する。（災害の規模により「第2章 第1節 組織」及び同章「第2節 動員配備」にしたがって、必要な体制を整える。）

2 航空機災害発生時の通報連絡

航空機災害が発生した場合の通報連絡系統は、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずるものとする。

なお、住民へあらゆる広報施設・手段を利用し周知の徹底を図るものとする。

3 市の措置

- イ 必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- ロ 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地で応急措置を施したあと、後方医療機関に搬送する。
- ハ 災害の規模が大きく市で対処できない場合は、消防相互応援協定等に基づき、ほかの市町村（消防機関）に応援を求める。
- ニ さらに消防力を必要とする場合は、県に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

4 応援協力

その他防災関係機関は、市から応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動、救護活動等を実施するものとする。

第3節 消防活動

1 大規模な林野火災に対応する空中消火対策

大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合は、県知事に空中消火活動の要請をするものとする。この場合において、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

2 危険物保安対策

(1) 製造所、貯蔵所及び取扱所の維持管理の指導

消防本部は、消防法に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- イ 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ロ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ハ 危険物の貯蔵及び取扱い状況
- ニ 危険物取扱い者の立会い状況

(2) 危険物の保安管理指導

消防本部は、製造所等の設置者又は危険物取扱い者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導するものとする。

- イ 少量危険物、準危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- ロ 危険物（少量、準危険物、指定可燃物を含む。）の貯蔵及び取扱い基準の遵守
- ハ 休業、廃止の届出の励行
- ニ 製造所等における事故発生の届出
- ホ 危険物取扱い者立会の励行
- ヘ 危険物保安管理体制の確立

(3) 立入検査及び措置命令

市長は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災予防のため必要があると認められるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法にしたがっているか等について立入検査を行うとともに、政令に定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- イ 消防機関による立入検査の実施
- ロ 現地指導による整備計画の推進
- ハ 貯蔵又は取扱いに係る基準の遵守
- ニ 指導に従わない者に対しては、施設の使用停止命令等の措置命令

(4) 自主防災体制の確立

消防本部及び関係機関を通じて、製造所等の管理者にそれぞれの責任において、独自に防火、防災訓練、対策等の防災体制の確立を図るよう指導するものとする。

(5) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防本部において随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(6) 災害発生の通報及び応急対策

イ 製造所等は、住民の生命等に多大の損害を及ぼすおそれのある事故、その他による災害が発生した場合は、消防本部を通じて、市長、警察署及び関係機関に直ちに通報するものとする。

ロ 市長は、消防本部及び製造所等から災害発生の通報を受けた場合は、直ちに正確な被害状況等を確認し、必要に応じ本部の設置及び損害の拡大防止等の応急対策を講ずるものとする。

第4節 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策

突発的に発生した大規模な事故により傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関が必要な措置をとるものとする。

(1) 通報及び伝達

災害の発生を知った防災機関は、直ちに、その内容を最寄りの警察機関及び市に通報する。通報を受けた市は、東部保健所国東保健部、東部振興局、国東市民病院、国東市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報することとし、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、通報伝達系統図により行うものとする。

(2) 医療救護班の編成

(1)により通報を受けた機関は、自発的かつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

この場合、必要な医薬品及び衛生用資機材は、県(東部保健所国東保健部、東部振興局)、市及び日本赤十字社大分県支部が協議のうえ調達するものとする。

(3) 対策本部の設置

市は、直ちに現地対策本部を設け、県(東部保健所国東保健部、東部振興局)、国東市民病院、国東市医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関等と医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、市長とする。

(4) 応援の要請

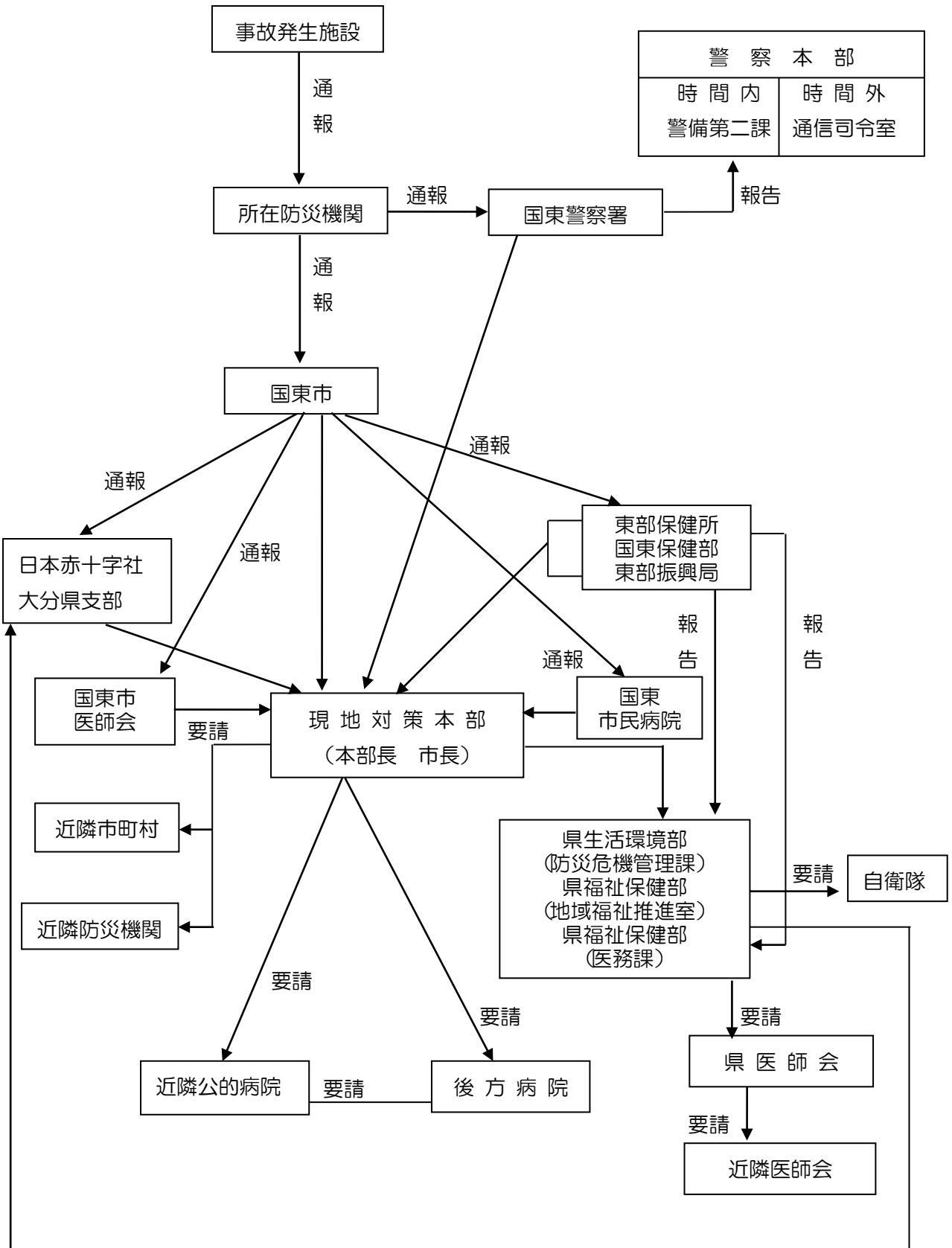
対策本部の総括責任者である市長は、傷病者が多数にのぼり対応が困難と判断した場合は、ほかの関係機関に応援を求めることができる。

応援要請を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

(5) 医療救護に要する経費等

医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議のうえ負担するものとする。

● 集団災害救急医療救護に係る関係機関通報、伝達系統図



第5節 放射性物質事故対策

この節では万が一放射性物質の漏洩等による放射性物質事故は影響が大きいことから、放射性物質事故に関する対策について定めるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

(1) 国東市

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 救助・救急活動の実施
- チ 消火活動の実施
- リ 広報活動の実施

(3) 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制等の確立
- リ 緊急輸送活動の支援及び調整
- 又 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 施設及び設備の応急復旧

2 放射性物質事故予防

(1) 放射性物質の安全性確保

1) 放射性物質に対する保安性の確保

放射性物質取扱業者又は放射性物質等輸送事業者（以下、事業者という。）は、市内において施設及び輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等が発生し、又は発生するおそれが生じた場合及び放射性降下物による人体などへの影響等が予想される場合に、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ市、警察、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

2) 放射性物質取扱施設の把握

市及び県は、放射性物質等に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

3) 避難訓練の実施

市は、放射性物質事故を想定し、大分県、防災関係機関、事業者、地域住民等が相互に連携し、実践的な防災訓練を実施するものとする。

4) 防災知識の普及・啓発

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

5) 要配慮者対策

市は「第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

イ 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

3 放射性物質事故応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

1) 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。従って被害を最小限に止めるため次のことの周知を図る。

イ 放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

ロ 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい。）する。

ハ 飲料水に対する対策としては天水飲用者は特に降り始めの雨水は用いないこと。
また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30cm 以上の砂の層、又は活性炭の層）
することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場
合は、井戸にはふたを、河川水はろ過して使用する。

2) 事業者の取るべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに大分県地域防災計画に定め
る「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状
況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保
に努めるものとする。

3) 国東市及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第
5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、第3部 第2章 第
5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(2) 活動体制の確立

1) 災害対策本部の設置前

イ 準備配備、警戒配備

市は、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害の状況に応じて速やか
に準備配備に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、
警戒配備へ移行するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2) 災害対策本部

イ 災害対策本部の設置

市は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施する必要があ
ると認める場合は、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を
設置し、国、県、防災関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要
な措置を講ずるものとする。

ロ 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に
基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部
長（市長）の指示により配備ができるものとする。

3) 応援要請について

本部長は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、災害対応に必要な専門家又は専
門知識を有する職員等の派遣について、必要に応じ国、県へ要請するものとする。

4) 自衛隊の派遣要請

本部長は、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第8節 自衛隊の災害
派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請する。

5) 災害広報

市は、県、消防、その他防災関係機関及び事業者と相互に協力し、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の生活かつきめ細やかな情報を、国東市地域防災計画「第3部 第2章 第14節 広報公聴・災害記録活動」により、広報するものとする。

(3) 災害の拡大防止

1) 事業者のとるべき措置

事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を蜜にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

2) 警戒区域の設定

市長は、放射性物質事故により被害が拡大するおそれがある場合は、警戒区域を設定し、区域内の居住者を区域外へ避難誘導するものとする。

3) 避難勧告、指示等

市長は、放射性物質事故により被害の拡大や人体への影響が予想される場合は、地域住民等に対し、避難の勧告又は指示等の措置を行うものとする。

(4) 救助・救急、医療救護および消火活動

1) 市は、消防機関、警察、医療関係等の関係機関との連携を図るとともに必要に応じて応援要請を行い、救助・救急活動並びに医療救護活動を実施するものとする。

2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

3) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

4 放射性物質事故復旧

(1) 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質等による汚染物を除去する。また、市は事故で発生した汚染物の流失防止に努める。

(2) 健康相談体制

国、県及びその他関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を仰ぎながら市民の健康管理に関する体制を整備するものとする。

(3) その他

その他復旧に関しては「第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第6節 原子力災害対策

近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、市民の安全・安心を確保するため国東市の実施すべき施策を規定する。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

(1) 国東市

① 国東市

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災行政無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 警戒区域の設定
- チ 屋内退避・一時移転体制の構築
- リ 災害の拡大防止活動の実施
- ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、対表面スクリーニング、健康相談等）の実施及び調整
- ル 広報活動の実施
- ヲ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ワ ヘリコプター受援体制の充実強化

② 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災行政無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 救助・救急活動の実施
- チ 広報活動の実施

(2) 大分県

① 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡

- チ 活動体制等の確立
- リ 屋内退避・一時移転体制の構築
- 又 緊急輸送活動の支援及び調整
- ル 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヲ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の予防服用、体表面スクリーニング、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等
- ワ 県外避難者の受入体制の構築
- カ 食品検査体制の整備
- コ 広報活動の実施

② 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 交通規制措置の実施
- リ 救助活動の実施
- 又 犯罪予防等社会秩序の維持
- ル 広報活動の実施

(3) 指定地方行政機関

① 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- ハ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ニ 海上における救助・救急活動の支援
- ホ 緊急時、海上モニタリングの支援

② 大分地方気象台

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

(4) 自衛隊

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 部隊の災害派遣

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

① 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

- ハ 救護班の派遣命令等
- ニ 救援物資の配布等
- ホ 関係団体への啓発
- ② 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会
 - イ 情報の収集・連絡体制の強化
 - ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ハ 医療救護活動(スクリーニング検査含む)実施への協力
 - ニ 医療従事者への啓発

2 被害想定

この節の「原子力災害対策」の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、市内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

(1) 本県周辺地域に立地する原子力発電所

(対象となる原子力発電所)

| | | | |
|------|------------------------|-----------|-------|
| 発電所名 | 伊方発電所 | | |
| 事業者名 | 四国電力株式会社 | | |
| 所在地 | 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3-40-3 | | |
| 距離 | 約53km | | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 | 3号機 |
| 運転開始 | S52.9 | S57.3 | H6.12 |
| 備考 | H28.5運転終了 | H30.5運転終了 | 運転中 |

| | | | | |
|------|-------------------------|-----------|------|------|
| 発電所名 | 玄海原子力発電所 | | | |
| 事業者名 | 九州電力株式会社 | | | |
| 所在地 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112-1 | | | |
| 距離 | 約160km | | | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 |
| 運転開始 | S50.10 | S56.3 | H6.3 | H9.7 |
| 備考 | H27.4運転終了 | H31.4運転終了 | 運転中 | 運転中 |

| | | |
|------|-----------|--------|
| 発電所名 | 川内原子力発電所 | |
| 事業者名 | 九州電力株式会社 | |
| 所在地 | 鹿児島県薩摩川内市 | |
| 距離 | 約225km | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 |
| 運転開始 | S59.7 | S60.11 |
| 備考 | 運転中 | 運転中 |

(2) 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5 kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね30 kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。

また、UPZ 外においてブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）が示されている。

PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会において国際的な議論を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載するとされているため、現時点において本市が PPA に該当するかどうかは不確実である。しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故を鑑み、同規模の事故を想定し、本市が PPA に含まれるものとして必要な対策を検討していくものとする。

3 原子力発電所事事故事前対策

原則、前節の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「2 放射性物質事故予防」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡体制の整備

原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るものとする。

2) 事前情報の分析・整理

市は、防災関係機関及び国、立地県、原子力事業者と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

○整理すべき資料の例

- ・人口、世帯数（原発施設との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- ・一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ・避難所及び屋内避難に適するコンクリート建物に関する資料
- ・配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- ・周辺地域の気象資料
- ・平常時環境放射線モニタリング資料
- ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・防護資機材の備蓄状況等

(2) モニタリング体制等

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。

1) 環境放射線モニタリング体制

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をすることとしている。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

<http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/area.html>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関1104番地）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川1974）
- ・大分県立佐伯鶴岡高等学校（佐伯市鶴望2851-1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町1-1-10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西2丁目8番）

2) 緊急時モニタリング実施体制の整備

市は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

(3) 住民の屋内退避・避難体制の整備

1) 屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

市町村の区域を越えた避難については、県から市町村間の調整等必要な支援を受けるものとする。

2) 避難所等の確保・整備

市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努めることとし、避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について県から助言を受ける。

3) 住民等への情報伝達・周知体制

市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

(4) 医療及び健康相談体制の整備

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期被ばく医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

1) 市は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、県及び医療機関等の協力を得てスクリーニングの実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものと

する。

2) 市は、県その他関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。

また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。

○令和2年4月1日現在、県の安定ヨウ素剤の備蓄状況は、次のとおり。

丸剤：20,000丸（大人：10,000人分）

粉末剤：25g（小児用）20本

3) 医療機関は、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力するものとする。

4) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため住民用の安定ヨウ素剤を備蓄することとし、加えて乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な調剤用機材等の資機材を整備することとしている。

市は、県と連携し、今後示される原子力規制委員会の指針を踏まえ、国の指示があった場合に、住民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

(5) 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発

市は、国、立地県、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施するとともに、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発に関し、県から必要な助言等を受けるものとする。

イ 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。

ロ 原子力災害とその特性に関すること。

ハ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

ニ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ホ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。

ヘ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。

ト その他原子力防災に関すること。

(6) 原子力防災に関する訓練

市は、県、防災関係機関及び立地県と連携して、原子力防災に関する訓練を実施する。

4 原子力発電所事故応急対策

原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「3 放射性物質事故応急対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 情報の収集・連絡活動

1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出

またはそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

| 緊急事態区分 | 事態の内容 |
|----------|---|
| 警戒事態 | 立地県において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等 |
| 施設敷地緊急事態 | 原災法第10条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材の漏洩、 ・給水機能の喪失、 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失（5分以上） ・原子炉冷却機能の喪失 等 |
| 全面緊急事態 | 原災法第15条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が5 μSv/hが10分以上継続 等 |

(2) 住民等への情報伝達

1) 住民等への情報伝達活動

市は、放射性物質の影響が五感に感じられないと言う原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

① 情報伝達等に当たっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

② 公表内容や時期については、県、その他防災関係機関と相互に連携を図り実施する。

2) 情報伝達の内容

イ 事故、災害等の概況

ロ 災害応急対策の状況（県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）

ハ 災害対策本部等の設置

ニ 災害応急対策において住民が実施すべき事項

ホ 不安解消のための住民への呼びかけ

ヘ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

3) 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達にあたっては、防災行政無線、CATV、広報車、ホームページ、広報誌等の伝達手段を用いて実施する。

4) 相談窓口の設置

県は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、市町村及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が大分県に及んだ場合または、そのおそれのある場合は、健康相談を含む住民相談窓口または総合相談窓口を設置する。

(3) 活動体制の確立

1) 市の活動体制

市は、下表の設置基準により、「第3部 第2章 第1節 組織」を準用し災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

災害対策本部が設置されたときには、総合支所災害対策本部を設置する。

| 体制区分 | 設置基準 | 体制の概要 |
|-----------|--|---|
| 災害対策連絡室体制 | 近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡室設置 ・情報収集及び応急対策の準備を行う体制。 |
| 災害警戒本部体制 | ① 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ② その他、特に必要と認めるとき。 (施設敷地内緊急事態発生時) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置 ・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。 |
| 災害対策本部体制 | ③ 近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ① その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。 |

(4) 緊急時環境モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ（概ね30km）圏域内において、緊急時環境モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施することとしており、市はその実施に協力するものとする。

(5) 屋内退避等の防護活動

市は、原子力災害対策措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1) 屋内退避・一時移転の要請

イ 原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、屋内退避のための注意喚起を行う。

ロ 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市町村に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請するものとしている。

2) 屋内退避、避難勧告及び指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおりである。

（屋内退避及び避難に関する指標）

| 基準値※ | 基準の概要 | 避難等の概要 |
|----------------|---------------|---|
| 500 μ Sv/h | 地上1mでの空間放射線量率 | 住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。 （避難が困難な者についての一時屋内退避を含む） |
| 20 μ Sv/h | 地上1mでの空間放射線量率 | 住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1日以内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。 |

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

4) 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施するものとし、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

5) 避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。市町村の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、県が関係市町村間の調整を行う。

6) 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

7) 立地県等からの避難者の受け入れ

立地県等から避難者の受け入れの要請があった場合、県と連携して速やかに受け入れ体制を確保するものとする。

(6) 健康相談及び医療救護活動の実施

市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

1) 健康相談及び医療救護活動

市は、県及び国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て放射性物質による体表面汚染に関する検査（スクリーニング）を実施し、国の基準を超える場合は、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため除染を行うとともに、専門医療機関等に搬送するものとする。

(除染を講じるための基準)

| 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|--------------------------|---|--|
| 外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | 避難基準に基づき避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染 |
| | β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | |

2) 総合相談窓口の設置

市は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

3) 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、市町村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずる。

イ 服用のための準備

県は、原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるための準備を行う。

安定ヨウ素剤の避難所等への搬送は県が行う。この場合、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等により搬送を行う。

ロ 服用の決定

県の災害対策本部長は、国の指導・助言又は指示に基づき、住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、市町村に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、服用の決定にあたっては、防護対策の実効性を高めるため屋内退避、一時移転についても留意するなど、総合的な検討を行う。

ハ 安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

二 安定ヨウ素剤の服用

① 服用者

原則として服用不適切者、慎重投与者及び自らの意思で服用しない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

② 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

③ 服用量及び服用方法

| 対象者 | ヨウ化カリウム量 (mg) | ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg | ヨウ化カリウム 液剤(1ml 16.3mg) |
|-------------|------------------|---------------------|---------------------------|
| 新生児 | 16.3mg | | 1ml |
| 生後1ヶ月以上3歳未満 | 32.5mg | | 2ml |
| 3歳以上13歳未満 | 50mg | 1丸 | 3ml |
| 13歳以上 | 100mg | 2丸 | 6ml |

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

(7) 飲料水、飲食物の摂取制限等

1) 飲食物に係るスクリーニング実施区域の特定

県は、原子力災害が発生し放射性物質の放出後、国からの放射性物質による汚染状況の調査の指導・助言及び指示を受け、緊急時モニタリング実施計画に基づき空間放射線量率を測定し、飲食物中の放射線核種濃度の測定（以下「飲食物のスクリーニング」という。）を行うべき区域を特定することとしている。

【飲食物に係るスクリーニングの実施基準】

| 基準の概要 | 初期設定値 | 防護措置の概要 |
|---|---|---|
| 飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物のスクリーニングを実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) | 全面緊急事態後、原子力災害対策指針を踏まえ数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を原子力規制委員会が特定 |

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

2) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、下記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

(飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標)

| 対 象 | 放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131 放射能濃度 |
|---------------|------------------------------|
| 飲料水 | 300Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類（根菜、芋類を除く） | 2,000Bq/kg 以上 |

| 対 象 | 放射性セシウム |
|----------|-------------|
| 飲料水 | 200Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類 | 500Bq/kg 以上 |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚その他 | |

| | |
|----------|-----------------------|
| 対 象 | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 |
| 飲料水 | 1 Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類 | 1 0Bq/kg 以上 |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚その他 | |

| | |
|----------|---------------|
| 対 象 | ウラン |
| 飲料水 | 2 0Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類 | 1 0 0Bq/kg 以上 |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚その他 | |

3) 地域生産物（農産物）の摂取制限

市は、環境モニタリングの結果を受け、空間放射線量が原子力災害対策指針の示す指標を超えた場合は、県の要請に基づき、地域生産物の摂取制限のため、速やかに生産者等へ出荷の自粛を要請する。

併せて、市ホームページへの記載など、様々な手段を使って市民に対して広く周知するものとする。

| 基準値※ | 基準の概要 | 避難等の概要 |
|---------------|---------------|---|
| 20 μ Sv/h | 地上1mでの空間放射線量率 | 住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1 日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。 |

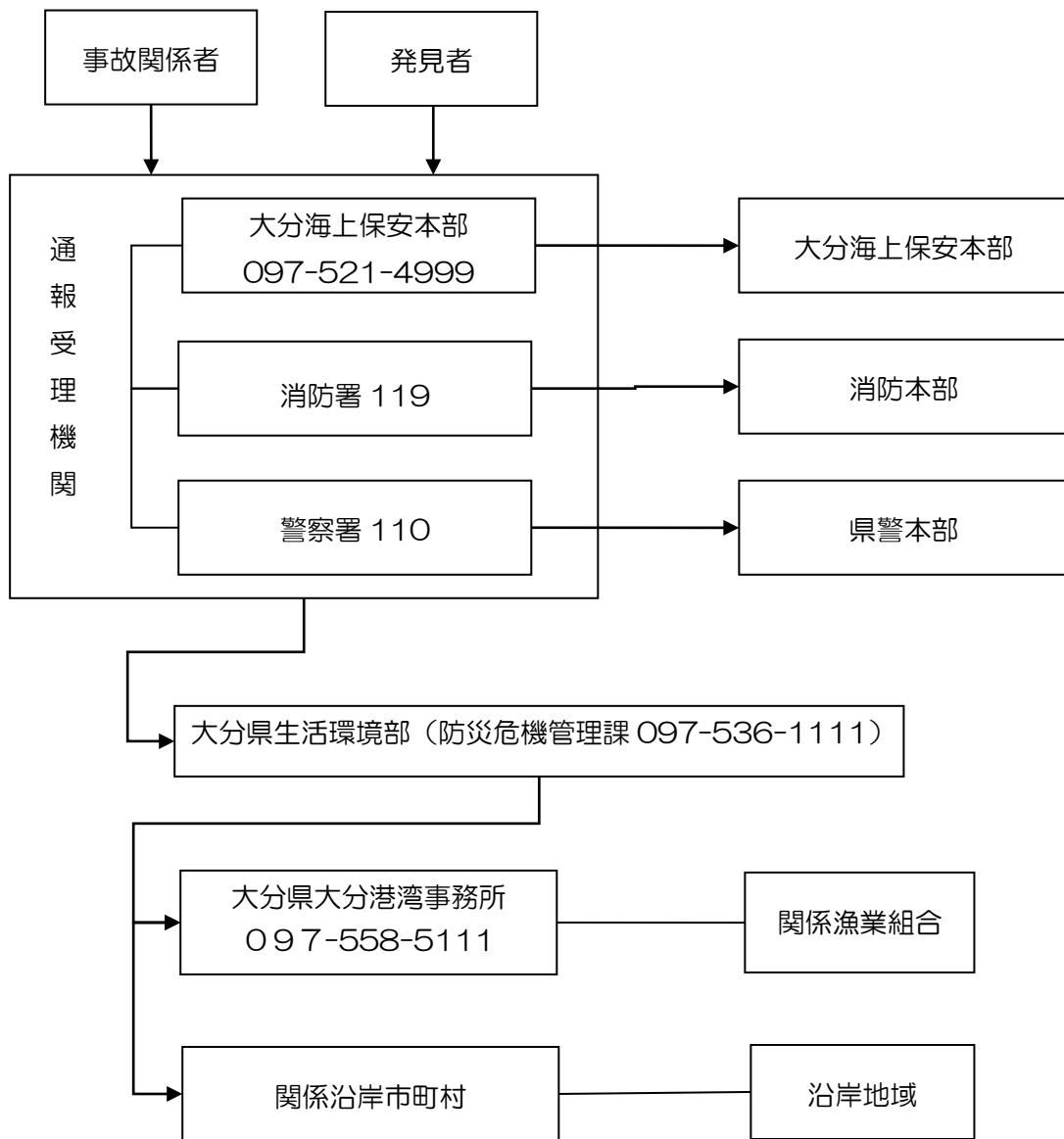
※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

第7節 大分県中北部沿岸海域災害対策実施要綱

国東市周辺海域において、船舶又は臨海企業の火災並びに流出油等の災害が発生した場合の関係防災機関の連絡、指揮統轄、相互応援、措置要領及びその他必要な事項を定め、密接な連携協力体制の確保を図り、統一有機的な防ぎよ活動を実施することを目的とする。

- (1) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の広報周知
- (2) 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導
- (3) 関係機関と協力し、陸上への被害拡大防止
- (4) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達、避難誘導
- (5) 勧告、指示の徹底

○ 災害発生時の通報連絡系統図



第4部 災害復旧・復興

第4部 災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進するものである。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予想することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業の復旧や被災者の立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い郷土を後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要がある。

災害復旧・復興計画では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の市土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者及び被災事業者が災害から立ち直るための支援を、きめ細かく十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けることができると県知事が判断される場合、必要な事項を速やかに調査し、県知事に報告する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の市土の姿を明確にして、計画的な災害に強い市土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の趣旨に沿い、緊急度を勘案のうえ、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の趣旨等に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

4 その他の災害復旧事業の促進

公立学校施設その他の公共施設の災害復旧についても、その緊急度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 市民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、設置等運用に当たって柔軟に対応する。

（1）各種手続の総合窓口

見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。また、中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士会等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図るうえでさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者台帳の整備及び情報提供

（1）被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（2）被災者の生活再建等のための情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報の提供を行う。

3 災害義えん金の配分

（1）配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて市に義えん金配分委員会を設立する。

① 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- ・国東市
- ・国東市区長会

- 社会福祉法人国東市社会福祉協議会
- その他の関係機関

② 配分委員会の組織

• 委員の任命

市長は、委員会構成機関の構成員、職員の中から委員を任命する。

• 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

• 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

• 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めるときは、会長に委員会の招集を求めることができる。

• 配分資料の整備、保管

会長は義えん金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんに係わらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

1 災害弔慰金

| 支援の種類 | 給 付 |
|-------|---|
| 支援の内容 | 1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給。 2 支給額 ① 生計維持者が死亡した場合:500万円 ② その他の者が死亡した場合:250万円 |
| 対 象 者 | 1 災害により被害を受けた当時、国東市内に住所を有した者の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖母とし、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。 |

2 災害障害見舞金

| 支援の種類 | 給 付 |
|-------|---|
| 支援の内容 | 1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給する。 2 災害障害見舞金の支給額は次のとおり。 ① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合:250万円 ② その他の者が重度の障がいを受けた場合:125万円 |
| 対 象 者 | 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人 |

3 災害援護資金

(1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

| | | |
|----------------|---------------------|-------|
| 貸付限度額 | ① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 | |
| | ア 当該負傷のみ | 150万円 |
| | イ 家財の3分の1以上の損害 | 250万円 |
| | ウ 住居の半壊 | 270万円 |
| | エ 住居の全壊 | 350万円 |
| | ② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合 | |
| | ア 家財の3分の1以上の損害 | 150万円 |
| | イ 住居の半壊 | 170万円 |
| | ウ 住居の全壊(エの場合を除く) | 250万円 |
| エ 住居の全体の滅失又は流失 | 350万円 | |
| 貸付利率 | 年3%(据置期間中は無利子) | |
| 据置期間 | 3年以内(特別の場合5年) | |
| 償還期間 | 10年以内(据置期間を含む) | |

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ② 家財の1/3以上の損害
- ③ 住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

| 世帯人員 | 市町村民税における前年の総所得金額 |
|------|--|
| 1人 | 220万円 |
| 2人 | 430万円 |
| 3人 | 620万円 |
| 4人 | 730万円 |
| 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。 |

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

- ① 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。
- ② 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

資金の目的：住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費

【福祉費】

| | |
|-------|---|
| 貸付限度額 | 250万円(目安) |
| 貸付利率 | ① 連帯保証人を立てた場合 無利子 ② 連帯保証人を立てない場合 年1.5% |
| 据置期間 | 6か月以内 |
| 償還期間 | 7年以内(目安) |

【緊急小口資金】

| | |
|-------|--------|
| 貸付限度額 | 10万円 |
| 貸付利率 | 無利子 |
| 据置期間 | 2か月以内 |
| 償還期間 | 12か月以内 |

- ③ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ① 低所得世帯、障害者のいる世帯、65才以上の高齢者のいる世帯
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合せ先：県、国東市、社会福祉協議会

5 母子父子寡婦福祉資金貸付金

| | |
|-------|---|
| 支援の種類 | 貸付 |
| 支援の内容 | <p>1 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭、父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。</p> <p>2 災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。</p> <p>3 事業開始資金については、貸付けの日から1年、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から6ヶ月を超えない範囲で据置期間を延長できる。</p> |
| 対象者 | <p>1 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象）</p> <p>① 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）</p> <p>② 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）</p> <p>③ 母子・父子福祉団体（法人）</p> <p>④ 父母のいない児童（20歳未満）</p> <p>2 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象）</p> <p>① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者）</p> <p>② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者</p> |
| 問合せ先 | 県、福祉事務所 |

6 地方税の特別措置

| | |
|-------|--|
| 支援の種類 | 減免、徴収の猶予等 |
| 支援の内容 | <p>1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。</p> <p>2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること</p> <p>3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。</p> |
| 対象者 | <p>1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方</p> <p>2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。</p> |
| 問合せ先 | 県、市 |

7 国税の特別措置

| | |
|-------|---|
| 支援の種類 | 軽減、猶予、延長 |
| 支援の内容 | <p>1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</p> <p>2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。</p> <p>4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。</p> |
| 対象者 | <p>1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</p> <p>2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</p> <p>4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。</p> <p>5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。</p> |
| 問合せ先 | 税務署 |

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ① 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。
- ② 制度の対象となる自然災害
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
- ③ 支給額は、下記の2つの支援金の合計額。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる。)

イ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 項目 | 住宅の被害程度 | | |
|-----|------------|-------|-------|
| 支給額 | 全壊、解体、長期避難 | 大規模半壊 | 中規模半壊 |
| | 100万円 | 50万円 | — |

ロ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 項目 | 住宅の再建方法 | | |
|----------------|---------|-------|-----------------|
| 支給額 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅を除く) |
| 全壊、解体、 長期避難 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 大規模半壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 中規模半壊 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。

※支援金の使途は限定されない。

(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 問合先：県、国東市

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

① 災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。 ※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

② 支給額は、下記の2つの支援金の合計額。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

イ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 項目 | 住宅の被害程度 | | |
|-----|---------|------|------|
| | 全壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| 支給額 | 100万円 | 50万円 | 5万円 |

ロ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

※床上浸水は加算支援金ない

| 項目 | 住宅の再建方法 | | | |
|-----|---------|-------|-----------------|------|
| | 再建・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅を除く) | |
| 支給額 | 全壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| | 半壊 | 80万円 | 80万円 | 50万円 |
| | 床上 | — | — | — |

※支援金の使途は限定されない。

(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、半壊又は床上浸水し居住していた市町村に引き続き居住する世帯

留意事項

- 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金について支給されない。
- 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度で支給される。

〔住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯〕

(4) 問合先：県、国東市

3 災害復興住宅融資（建設）

（1）支援の種類：融資

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ② 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。
- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

| 項目 | 構造等 | 融資限度額 | 返済期間 |
|-------|-----------|---------|--------------------------|
| 基本融資 | 耐火住宅 | 1,460万円 | 35年 |
| | 準耐火住宅 | 1,460万円 | 35年 |
| | 木造住宅(耐久性) | 1,460万円 | 35年 |
| | 本造主宅(一般) | 1,400万円 | 25年 |
| 特例加算 | | 450万円 | 併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間 |
| 土地取得費 | | 970万円 | |
| 整地費 | | 380万円 | |

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

（3）問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

（1）支援の種類：融資

- ① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
- ② 貸付限度額

| | |
|-------|---|
| 貸付限度額 | 250万円以内(目安) |
| 貸付利率 | ・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5% |
| 据置期間 | 6か月以内 |
| 償還期間 | 7年以内(目安) |

（2）対象者

- ① 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

（3）問合せ先：県、国東市、社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：融資

- ① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
- ② 貸付限度額等

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 貸付限度額 | 200万円以内 |
| 貸付利率 | ・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5% |
| 据置期間 | 6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能 |
| 償還期間 | 7年 |

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3) 問合せ先：県、国東市、社会福祉協議会

6 住宅の応急修理（災害救助法）

| | |
|-------|---|
| 支援の種類 | 現物支給 |
| 支援の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は、半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。 |
| 対象者 | <p>災害救助法が適用され、以下の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害により住宅が半壊又は半焼した者 ② 応急仮設住宅等に入居していない者 ③ 修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 ④ 自ら修理する資力のない世帯 <p>（※大規模半壊以上の世帯については、資力は問わない） ※世帯年収や世帯人員などの条件については、市に相談すること。</p> |
| 問合せ先 | 県、国東市 |

7 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

- ① 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。
- ② 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

| | |
|--------------|--|
| 地すべり 関連住宅 | 地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。 |
| 土砂災害 関連住宅 | 土砂災害警戒区域等における砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋 |

- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

| 構造等 | 融資限度額 | | 返済期間 |
|----------------------------|--------------------------|--------|--|
| | 移転資金 建設資金又は 新築購入資金 | 土地取得資金 | |
| 耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性) | 1,460万円 | 970万円 | 35年 |
| 木造住宅(一般) | 1,400万円 | | 25年 |
| 特例加算 | 450万円 | | 供せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間 |

●中古住宅の購入

| 構造等 | 融資限度額 | |
|-----------|---------|----------|
| | リ・ユース | リ・ユースプラス |
| 耐火住宅 | 1,160万円 | 1,460万円 |
| 準耐火住宅 | 1,160万円 | 1,460万円 |
| 木造住宅(耐久性) | 1,160万円 | 1,460万円 |
| 木造住宅(一般) | 950万円 | — |
| 特例加算 | 450万円 | 450万円 |
| 土地取得費 | 970万円 | 970万円 |

| 建て方 | 種 別 | 返済期間 |
|-------|---------------|------|
| 一戸建て等 | リ・ユース住宅 | 25年 |
| | リ・ユースプラス住宅 | 35年 |
| マンション | リ・ユースマンション | 25年 |
| | リ・ユースプラスマンション | 35年 |

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

| | |
|------------------|--|
| 住家全壊 (全焼・全流出) | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| 住家大規模半壊 | 「住家半壊」の基準のうち、損壊部分その住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 |

2 問合せ先：国 東 市

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度

(1) 支援の種類：融資

- ① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

| 項目 | | ①又は②のうちどちらか低い金額 | | |
|------|--------------|-----------------|-----------------------|-------|
| | | ①損失額 の% | ②万円 | |
| | | | 個人 | 法人 |
| 農業者 | 果樹栽培者・家畜等飼養者 | 55 | 500 | 2,500 |
| | 一般農業者 | 45 | 200 | 2,000 |
| 林業者 | | 45 | 200 | 2,000 |
| 漁業 | 漁具購入資金 | 80 | 5,000 | 5,000 |
| | 漁船建造・取得資金 | 80 | 500 | 2,500 |
| | 水産動植物養殖資金 | 50 | 500 | 2,500 |
| | 一般漁業者 | 50 | 200 | 2,000 |
| 被害組合 | | 80 | 単協 2,500 連合会 5,000 | |

- (2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

| 項目 | | ①又は②のうちどちらか低い金額 | | |
|------|--------------|-----------------|-----------------------|-------|
| | | ①損失額 の% | ②万円 | |
| | | | 個人 | 法人 |
| 農業者 | 果樹栽培者・家畜等飼養者 | 80 | 600 | 2,500 |
| | 一般農業者 | 60 | 250 | 2,000 |
| 林業者 | | 60 | 250 | 2,000 |
| 漁業 | 漁具購入資金 | 80 | 5,000 | 5,000 |
| | 漁船建造・取得資金 | 80 | 600 | 2,500 |
| | 水産動植物養殖資金 | 60 | 600 | 2,500 |
| | 一般漁業者 | 60 | 250 | 2,000 |
| 被害組合 | | 80 | 単協 2,500 連合会 5,000 | |

① 貸付利率、償還期限

| 資格者 | 貸付利率 | 償還期限 |
|--|--------|--------------------------|
| (ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合) | 6.5%以内 | 3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内 |
| (イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合) | 5.5%以内 | 5年、6年以内 6年、7年以内 |
| (ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合) | 3.0%以内 | 6年以内 7年以内 |

(3) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

| (ア) 被害農林漁業者 | (イ) 特別被害農林漁業者 |
|---|--------------------------------|
| 1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上 | 左のうち損失額が50%以上 |
| 1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上 | 左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上 |
| 1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上 | 左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上 |

(4) 問合せ先：国東市

2 農林漁業者に対する資金貸付

| 支援の種類 | 融資 | | | |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------|---|--------------------|
| 支援の内容 | ●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 | | | |
| | 1 株式会社日本政策金融公庫 | | | |
| | 資金名 | 資金の使い途 | 貸付限度額 | 償還期間 |
| | 農林漁業セーフティネット資金 | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 | 一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額 | 10年以内（うち3年以内の据置可能） |

| | | | |
|------------|----------------------------------|---|---|
| 農林漁業施設資金 | 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資 | 一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額 | 15年以内（うち3年以内の据置可能） |
| 農業基盤整備資金 | 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資 | 負担額の100% | 25年以内（うち10年以内の据置可能） |
| 農業経営基盤強化資金 | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 | 個人3億円、法人10億円 | 25年以内（うち10年以内の据置可能） |
| 経営体育成強化資金 | 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 | ① 負担額の80% ② 個人1.5億円、法人5億円 | 25年以内（うち3年以内の据置可能） |
| 林業基盤整備資金 | 森林、林道等の復旧のための資金を融資 | ①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80% ③ 林道：負担額の80% | ①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり |
| 漁業基盤整備資金 | 漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資 | 負担額の80% | 20年以内（うち3年以内の据置可能） |

| | | | |
|---|--|----------------------|--------------------|
| 2 農協・漁協等 | | | |
| 資金名 | 資金の使い途 | 貸付限度額 | 償還期間 |
| 農業近代化資金 | 災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ） | ①個人1,800万円 ②法人2億円 | 15年以内（うち7年以内の据置可能） |
| 農業経営負担軽減支援資金 | 既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資 | 営農負債の残高 | 15年以内（うち3年以内の据置可能） |
| 漁業近代化資金 | 災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資 | 1,800万円～3.6億円 | 15年以内（うち3年以内の据置可能） |
| ●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。 | | | |
| 対象者 | 農林漁業者 | | |
| 問合先 | 株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等 | | |

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資

- ① 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。
- ② 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。
- ③ 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○国民生活事業

| | |
|-------|-------------------------|
| 貸付限度額 | 各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円 |
| 償還期間 | 各融資制度の返済期間以内 |

○中小企業事業

| | |
|-------|--|
| 貸付限度額 | 1億5千万円以内 |
| 償還期間 | 設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能） |

- ④ 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

| | |
|-------|--|
| 貸付限度額 | 必要に応じ一般貸付枠を超える額 |
| 償還期間 | 設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能） |

- ⑤ 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3) 問合先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資

- ① 大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

| | |
|------|--------------------|
| 貸付割合 | 90%以内・ |
| 償還期間 | 20年以内（うち3年以内の据置可能） |
| 貸付利率 | 無利子 |

(2) 対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

- ① 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合
② 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5 経営安定関連保証

| | |
|-------|--|
| 支援の種類 | 融資(保証) |
| 支援の内容 | 災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。 |
| 対象者 | 中小企業信用保険法第2条第5項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。 |
| 問合先 | 信用保証協会 |

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

| | |
|-------|--|
| 支援の種類 | 融資 |
| 支援の内容 | <p>1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。</p> <p>2 貸付限度額：20百万円</p> <p>3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内） 運転資金は7年以内（措置期間1年以内）</p> |
| 対象者 | <p>1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。</p> |
| 問合せ先 | 最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所 |

7 災害関係保証

| | |
|-------|--|
| 支援の種類 | 融資(保証) |
| 支援の内容 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。 |
| 対象者 | 被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合） |
| 問合せ先 | 信用保証協会 |

8 復旧・復興のための経営相談

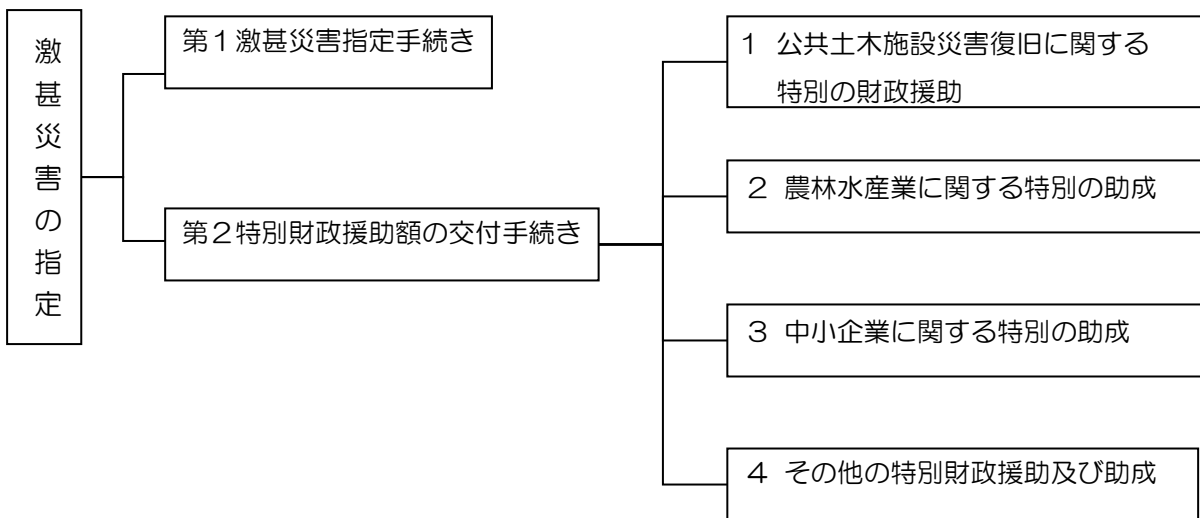
| | |
|-------|---|
| 支援の種類 | 経営相談 |
| 支援の内容 | <p>1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。</p> <p>2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。</p> |
| 対象者 | 中小企業等 |
| 問合せ先 | 中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所 |
| 問合せ先 | 公共職業安定所又は都道府県労働局 |

第5章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- ・災害対策基本法第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律



第1節 激甚災害指定の手続

市長は、市内において大規模な災害が発生した場合、直ちに県知事へ報告するものとする。

県知事は、市の被害状況を検討のうえ、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

内閣総理大臣は、県知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

(注) 局地激甚災害の指定については、原則として1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

(1) 激甚災害指定基準(本激の基準)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は中央防災会議決定指定基準のとおりとする。(昭和37年12月7日、中央防災会議)

決定指定基準)

| 適用条項（適用措置） | 指定基準 | 担当部局 |
|--|--|------------------------------|
| <p>激甚法第3条、第4条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p> | <p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%</p> | <p>土木建築部 河川課</p> |
| <p>激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p> | <p>A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円</p> | <p>農林水産部 農村基盤整備課</p> |
| <p>激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p> | <p>1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> | <p>農林水産部 団体指導・金融課</p> |
| <p>激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p> | <p>A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p> | <p>農林水産部 団体指導・金融課</p> |
| <p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）</p> | <p>A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% 2 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.0% ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p> | <p>農林水産部 森林保全課、林務管理課</p> |
| <p>激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p> | <p>中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業</p> | <p>商工観光労働部 経営創造・金融課</p> |

| | | |
|--|--|------------------------|
| | <p>関連 被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p> | |
| <p>激甚法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第 19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p> | <p>激甚法第 2 章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p> | <p>教育庁 教育財務課</p> |
| <p>激甚法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）</p> | <p>A 被災地全域滅失戸数\geq4,000 戸 又は B 1 被災地滅失全域戸数\geq2,000 戸 かつ、次の要件に該当する市町村が 1 以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数\geq200 戸 (2)住宅戸数の 1 割以上 又は 2 被災地全域滅失戸数\geq1, 200 戸 かつ、次の要件に該当する市町村が 1 以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数\geq400 戸 (2)住宅戸数の 2 割以上 ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> | <p>土木建築部 建築住宅課</p> |
| <p>激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> | <p>激甚法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合。 災害の実情に応じ、その都度検討する。</p> | |
| <p>上記以外の措置</p> | | |

（２）局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は中央防災会議決定指定基準のとおりとする。（昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議決定指定基準）

| 適用条項（適用措置） | 指定基準 | 担当部局 |
|---|---|--------------------------|
| <p>激甚法第 2 章（第 3, 第 4 条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満のものを除く。） イ 当該市町村の標準税収入\times50%を超える市町村（当該査定事業額が 1 千万円未満のものを除く。） ロ 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入\times20%を超える市町村 ハ 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ 100 億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入\times20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額\times60%を加えた額を超える市町村 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p> | <p>土木建築部 河川課</p> |
| <p>激甚法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費$>$当該市町村の農業所得推定額\times10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。</p> | <p>農林水産部 農村基盤整備課</p> |

| | | |
|--------------------------------------|--|----------------------|
| | ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。) | |
| 激甚法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例) | 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%(災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%(漁船等の被害額が 1 千万円未満の者を除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 | 農林水産部 団体指導・金融課 |
| 激甚法第 11 条の 2(森林災害復旧事業に対する補助) | 当該市町村の林業被害見込額(樹木に限る)>当該市町村の生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 倍(林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。) かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が 1 以上あるもの 1 大火による災害にあっては、要復旧見込面積>300ha 2 その他の災害にあっては、要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)×25% | 農林水産部 森林保全課、林務管理課 |
| 激甚法第 12 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) | 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10%(被害額が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 | 商工観光労働部 経営創造・金融課 |
| 激甚法第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等) | 激甚法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合。 | |

第2節 特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成

（1）農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

（2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第 8 条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年 8 月 5 日法律 136 号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者 200 万円→ 250 万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖漁業者等 500 万円→ 600 万円）及び償還期限延長（3～6 年→4～7 年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被害者に対して 0～1.0% の低利で貸すなどの措置がとられている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第 11 条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その 2 分の 1 を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第 11 条の 2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の 2 分の 1 を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年 12 月 14 日法律 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第 12 条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2 億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 16 条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の 3 分の 2 を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第 17 条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の 2 分の 1 を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第 21 条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の 3 分の 2 を特例的に補助するもの。

の。(一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。)

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。(一般災害の場合、国庫補助率3分の2)

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債(小災害債)に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和25年5月30日法律211号)の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている(例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%)。